

# 人口問題研究

第 68 号

昭和32年6月刊行

貸出用

## 調査研究

- 差別出産力について ..... 本多龍雄 1  
東京都下の小・零細企業従業者に関する調査結果の概要(2) ..... 宮川実 32

## 資料

- 都道府県別にみた地域社会の大きさと人口の実質的増加の様相 ..... 上田正夫 42

## 統計

- 人口に関する主要指標——昭和30年国勢調査結果(3)——昭和31年都道府県、男  
女別推計人口——国際人口統計(4) ..... 85

## 雑報

- 昭和32年度調査研究項目 ..... 87

厚生省人口問題研究所

## 調査研究

# 差別出産力について

本多龍雄

## 目次

まえがき	1
I 総説	2
(1) 差別出産力の人口論的意義について	2
(2) 代表的な3つの歴史的類型について	3
(3) 第2次世界大戦後の状況の変化について	6
II 前近代的な差別出産力に関する資料	8
(1) 戦前日本農民の出産力	8
(2) 戦後におけるその変貌	9
(3) 戦前わが国の都市人口層における差別出産力	10
(4) 中国農民の出産力	10
(5) 西洋における類似資料	11
III 近代的差別出産力に関する資料	11
(1) 職業別にみた差別出産力	11
(2) 貧富の差による差別出産力	14
(3) 都市・農村別にみた差別出産力	21
(4) 差別出産力におけるその他の諸要因	23
(5) 特に社会生物学的要因について	25
IV 差別出産力の最近の変貌傾向に関する資料	27
(1) 先進資本主義諸国との比較	27
(2) 出産力の国際的格差	30

## まえがき

社会階級のことなるについてその出産力にも差異のあることは人口統計の上でくりかえし確証されてきた周知のことながらであるが、その因つてきたる諸要因の説明になると各説各様のニュアンスをもつていて帰一するところがないといつてもよいような状態にある。諸説それぞれ事象の一側面を照明したものだと考えておけば一応は無難であるが、その先後軽重の順序を理解しようとすると、どうしても事象の因果的連関の追跡をこえて、そもそもなにがゆえにかような差別出産力が存在しなければならないのかという、差別出産力の言わば人口論的な意味の理解が先立たねばなるまい。本稿は社会階級別にみた差別出産力に関する主要な諸統計をできるだけ広汎に整理しながら、差別出産力に関するそのような人口論的解釈を試みようとしたもので、事象の統計的分析にもとづく一

応の結論ではあるが、同時になお多くの吟味と検証を必要とする今後の分析のための言わば作業仮説の域を出ない中間報告であることはいうまでもない。本論の論述も、最初に結論を要約し、以下諸統計資料の分析編成を行うという順序をとる。

なお、ここにいう社会階級別の差別出産力とは職業やその所得、あるいは都市・農村の地域差、教育程度、場合によつては人種・宗教の差異など、直接にか少くとも間接的に社会生活における階級的地位の差異をしめす諸指標によつて捉えらるところのものをいう。したがつて、婚姻年齢の差や、初婚・再婚の別などから発生する出産力の差異は、それ自体においては自然生物学的現象と考えるべきもので、ただそれらも社会階級の差異と不可分に結びついて現われてくるかぎりにおいて、社会階級別差別出産力の材料として取り扱わるべきものと考えられる。

## I 総 説

### (1) 差別出産力の人口論的意義について

社会階級間の差別出産力は人口の動きに決定的な影響をもつてゐる。それは、同じく社会階級間の差別死亡率と合体して、人口増殖力の社会階級差を決定する主要因であり、そして人口増殖力のこのような社会階級差は、人口の社会階級別ないし社会階級間の移動性 Social Mobility とからみあいながら、人口の動きを決定している最も基本的な人口現象だといつてよいものである。

人口の増加の仕方はそれぞれの時代とその社会形態の差異によつて一様でない。それは本質的に歴史的・社会的な制約の下にある。そして人口の増加の仕方を歴史的に決定する根本の条件は、その時代の人口収容力（あるいは生活空間）の大きさとその性質、とりわけその拡大速度であるといつてよい。いいかえれば、経済の力が人口の動きを決定しているわけであるが、このように経済が人口を規制する場合、経済のそれぞれの発展段階がもつてゐる階級的構造と、それに結びついた社会的生活態度の差異が、当然にその規制力を行使するのに一ばん効果的な挺子の役目をはたすことになる。社会階級別差別出産力も又そのようにして現れてくるのだと考えるのが順序であろう。

そのような観点から、以下諸資料の解析結果を極めて図式的に要約してみると、次のようにいうことができよう。概して人口収容力が狭く且つ発展性もすぐない場合、いいかえれば安定的ではあるがしかし停滞的な社会においては、人口の増加は社会的に望ましいことではないので、人口の大多数を占める下層階級の出産力はいろいろの形で強く抑圧され、出産力は恵まれた少数階級において寧ろ高い値を示している。死亡率も下層階級の方が高いのが普通なので、人口増加の抑制は一そく効果的に作用することになる。之に反し、人口収容力が大きく、とりわけそれが急速に拡大されてゆくような場合には、例えは近代の産業革命期にみられたように、社会の諸制度や習俗も下層階級大衆の性生活を自由にし、その出産力をできるだけ解放させるような形をとつてゐる。いわゆる貧乏多産という現象が決定的な社会的事実となつて現れてくるわけになる。特に産業革命期以後の公衆衛生の発達は、下層階級の高い死亡率を低下させるのに寄与するところが大きかつたので、貧乏多産的傾向はこれと合体して人口の急激な膨張、いわゆる近代的人口増加を実現するのに大きな役割を果した。

しかし史上未曽有の人口増加を実現した近代資本主義社会も無限な人口増加に堪えうるわけではなく、その発展と成熟につれてその人口増加速度をもスローダウンする必要がでてくることはいうまでもない。とくに近代資本主義の発展が一般生活水準を上昇させるのに成功するにつれて人

口の増加速度を緩慢化することは、社会的にもまた個人的にも、ますます切実な要請となつた。この要請は、個人の自主と自由を立てまえとする近代社会にあつては、各人がそれぞれ自分の生活水準を向上させようとする欲求と自覚の強化を介して産児制限思想の普及という形で実現されるに到つたが、このような欲求と自覚は当然に上層知識階級層から普及したので、貧乏多産という近代的差別出産力の形はいよいよ決定的なものとなつたといつてよい。

ただこのように上層知識階層から始まつた近代的な産児制限思想も、次第に、というよりも寧ろ急速に、下層労働者階級にも浸透してゆくのが通則であるので、差別出産力の階級的傾斜は次第にその格差を収縮する傾きをとつてくるといつてもよいが、しかもこのような下層に高く上層に低いという差別出産力の形をまだ完全に払拭し切つていないのが現代の姿であるといつてもよいようである。

いずれにせよ、社会階級別にみた差別出産力はその社会の社会経済構造、とりわけその階級的緊張関係と不可分の関連をもつており、その成長、発展ならびに変質転化の諸段階にそつてその形をかえている。尤も、経済がまだ未発達な段階にあつては、例えば今日の原始種族の間にみられるように、生まれる子供を1人おきに間引いてゆくとか、あるいは何人目かからの子供を棄ててしまうとかいうような方法で社会的に望ましくない人口の過当な増加が抑制されていたと考えられるので、このような場合には出産力の抑制はその社会の全員に対して均一平等に強要されていたといつてもよい。しかしこのような場合でも、例えば酋長や族長の娘の場合には共同体的規約の枠をこえて子供を生むことが許されているような実例もある。もちろん酋長の娘であつても、そのような場合には、全員の同意を必要としているというような点で共同体的統制のなお強く支配していることを思われるが、しかし階級的特權のきざしがすでに現われ始めていることはうたがいない。とくに経済が発達し、貧富の差が次第に大きくなつてくるにつれて、原始共同体的な社会的統制力も次第に弱体化し、それにかわつて人口の動きは社会階級別の差別出産力や差別死亡率によつて社会的に規制されざるをえなくなつてくる。今日までの人類史はその大部分、ほとんどその全部を通じてといつてもよいほど、そのような差別出産力や差別死亡率を通じて人口の増加を規制してきたといつても大過ないであろう。このうち特に死亡率の方は、少くとも近代社会にあつては公衆衛生の普及につれてその階級的格差を急速かつ大幅に収縮させてくる傾向がつよいので、差別出産力のもつ意義はそれだけまた重要なものとなつてきてゐるといつてよいであろう。

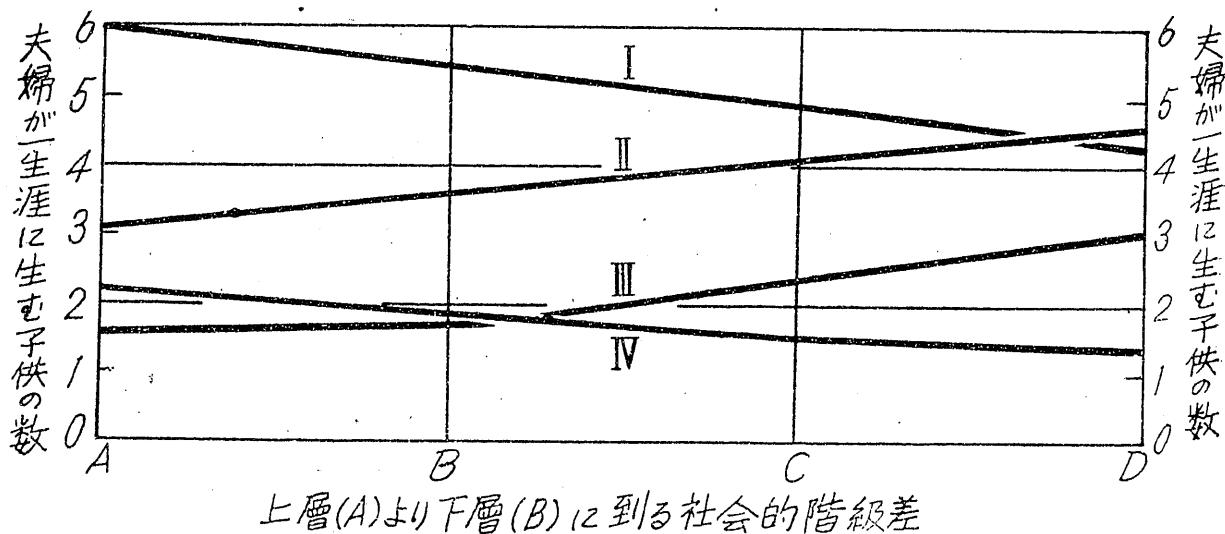
差別出産力の階級的格差は、上述のとおり、今日の先進資本主義国では、きわめて小さいものになつてきた。そしてある場合には、少くとも部分的現象としては、逆転の傾向さえ見られないこともない。しかしそのように格差が収縮し、傾向が不規則化すればするほど、その差異と変化が示唆する問題は微妙から重大な問題点にふれてきたといつてもできる。そしてその問題の微妙さも重大さも、それが現代社会における階級的緊張関係の推移を診断する最も適格な人口学的指標である点にあることはいうまでもない。

## (2) 代表的な3つの歴史的類型について

叙上のような見地から今日われわれの実証しうる統計的資料に基いて、社会階級別差別出産力の基本的な類型を分けてみると、われわれは凡そ3つの基本型をその歴史的発展の順序にそつてあげることができよう。

第1は停滞した封建社会や近代社会の初期（早期資本主義時代）に、また今日でも近代化のおくれた停滞性の強い社会に認められる型で、死亡率がまだ高いので出生率もそれに均衡して高いのが

- 差別出産力の諸類型
- I 戦前昭和年代の日本の農民
  - II 世纪のかわりめ頃のイギリス人
  - III 同上、大不況期から今次大戦にかけて
  - IV ストックホルム市民（第1次大戦以後）



#### 備 考

- I: 人口問題研究所の昭和27年出産力調査により、調査時現在に結婚持続期間20~29年の夫婦の1夫婦平均の既往出生児数をしめす。階級差は現金支出額からみた所得階級差によったが、その出産力の階級的傾斜は昭和15年出産力調査における耕作面積別のそれと概ね同じ。即ちAは昭和15年における2町以上層に、Dは昭和15年における5反未満層に該当する。
- II: 1911年に結婚持続期間15~20年の夫婦、即ち19世紀から20世紀にかけて結婚生活を送った夫婦の職業別の出産力を示す。Aは知的専門的職業、Bは自営業主及び一般俸給生活者、Cは熟練及び半熟練労働者、Dは未熟練労働者及び農業労働者。
- III: 1945年に結婚持続期間15~20年の夫婦、即ち1925~30年に結婚し、30年代の大不況期から今次世界大戦期にかけて結婚生活を送った夫婦の出産力を示す。
- IV: 1919年に結婚したストックホルム市民の1920~29年の10年間における所得階級別出産力を生涯における出生児数に推計換算したもの。原数はK. A. Edinの調査報告による。

通例であるが、差別出生率として之をみると、出産力は上層に高く下層に低いのを原則としている。例えば戦前におけるわが国農民の出産力をその耕作規模別にみると、後段表1にみるとおり、出産力は富農層に高く貧農層に低い。(表1～3参照)。中国の農民社会についても同じような事実が報告されており、またわが国や中国では都市人口の中にあつてさえ部分的にはそのような形が発見される。人口増加に対する社会的圧力は下層階級に対してより強く押しかかってきているといつてよいわけになる。

之に対し、資本主義的発展のいちじるしい社会では、一方においては下層階級に対する前近代的な抑圧が解除され、他方においては近代市民的な教養としての産児制限思想が上層階級から普及しはじめるという事情のために、出産力は却つて上層に低く、下層に高いという逆の形をとつてくる。この第2の型をイギリスに例をとり、第1の型と合せ対照して図示すると別掲図のⅠとⅡ及びⅢのようになる。

図示の第2型のうちの1つ(Ⅱ)はおおよそ世紀のかわり目ごろの、また他の1つ(Ⅲ)は1930年代の大不況期から今次大戦期にかけてのイギリス人の出産力の水準を示すもので(表8参照)、ほぼ40年間に経験された出産力低下のありさまを示すわけであるが、差別出産力としてみたその型は全く同じい。いいかえれば上層知識階級における近代的な産児制限思想の成立、その進行と並びにその下層階級への浸透は、近代的な差別出産力の形を持続しながら、言わばそれを推進力として、近代的な出生率の低下、人口増加速度の緩慢化を実現してきたものであることを納得させよう。

なお第2型のⅡとⅢを比較すると、ⅢにおいてはAクラス即ち最上層級の出産力の低下が次第に底をつくところまできて、Bクラス層のそれとの格差を収縮しつつある事情を観取することができるが、このような差別出産力の平準化傾向を更に押しすすめてその階級的傾斜を再び逆転させたような形をとつているのが上掲図中Ⅳとして示されているスエーデンのストックホルム市人口の差別出産力の姿で(表18参照)、われわれはここに第3の型といつてもよいものの1つの部分的実例をみることができる。

この第3の型は、形としては第1型(Ⅰ)と同じであるが、それが典型的に近代的な第2型(ⅡとⅢ)を媒介として、極めて低い出産力水準の中で再現されるに到つたものである点に特徴があり、そこに特別に第3の型として別扱いする意味があるとおもわれる。それがスエーデンのようなところで検証されるということも、このような型を特殊の類型として取り扱う必要を一そうはつきりさせるといつてよい。というのは、近代社会の発展が国民全般に比較的平等に極めて高い生活水準を保証するようになり、したがつて資本主義的な階級的緊張関係も少い安定した社会となつた場合には、近代的な産児調節は国民的常識化し、人々はそれぞれ近代市民としての自覚を通じて各自の所得に応じその出産を調整することをこのスエーデンの事実は実証しているものと考えられるからである。

したがつて、それは第1型としてあげられたわが国農民の差別出産力の形と形の上では似ていても、その社会的内容は全く別のものであることはいうまでもない。いいかえれば、それは近代的な第2型の発展を媒介として実現されたものであることに特別の意味をもつてゐるわけになる。かつてマルクスは資本論の中で低所得の労働者世帯に子供が多く、高所得の労働者世帯の方に却つて子供が少いという、いわゆる貧乏多産な差別出産力の実情を指摘して、このような事実は野蛮人や、乃至は文明化した植民地の人々が見たら不可思議千万(unsinnig)なことと考えるだろうといつたが、それは近代資本主義社会が必然化する差別出産力の形が経済の歴史的発展段階に制約された歴史的なものであることを指摘するとともに、それが極めて倒錯した現象であることを指摘したもの

で、上記スエーデンのストックホルム市民に見られるような差別出産力の第3の型の成長は、或るいみでそのような近代的倒錯形態からの離脱の可能性を1つの部分的実例によつて実証するものといつてもよいであろう。ただ、この場合にも、スエーデンにおける貧富格差の階級的緊張の緩和、あるいは社会的な平和と安定性の実現は、強暴な資本主義的発展経済の発展性を棄てた一種の停滞性を代償として賄われているものであることも注意しておくことが肝要であろう。そして英米のような先進資本主義国が国民的平均値においてはスエーデンと同水準の高い生活水準を実現しながら、また社会階級による出産力格差をいちじるしく収縮させながらも、なお貧乏多産的な近代的差別出産力の型を残していることはそういう意味で決して意味のないことになる。それは資本主義的階級社会とその資本主義的発展に必然的で、それが資本主義社会の本質にふさわしく発展的であればあるほど必然化されざるをえない差別出産力の形であるということもできよう。安定と平和は同時に老熟と停滞に、そして発展と進歩は常に競争と不均衡に結びついている。それを社会的にどう評価するかは姑くおいても、このような差別出産力の形態の推移が極めて重大かつ微妙な暗示を孕み、真剣な人口論的反省と吟味を必要とする問題であることは間違いない。

### (3) 第2次世界大戦後の状況の変化について

第一次世界大戦後、とくに30年代の大不況期に欧米先進諸国の人口学者を心痛させた出産力の極端な低下と人口の生物学的破産の杞憂は、第二次世界大戦を転機として不思議と霧消した。これら諸国の出生率は戦後通有の出生率反騰期をすぎた今日でも戦前の破局的な低下傾向を完全に停止させるに到つたし、とくにアメリカ・カナダ・オーストラリア等の比較的わかい国々にあつては戦前以上の高い水準をさえ実現するに到つた。そしてこの回復が上層知識階級層において特にいちじるしいことも特記にあたいしよう。そしてそれが戦後経済の繁栄と表裏した事実であることはうたがいない。それが果して『永遠の繁栄』を意味するものであるかどうかは別として、少くとも第一次大戦後の状況とくらべて大きな状況の変化を思わせるに足るものがあることは間違いない。

たしかに近代資本主義は、その指導的諸国家においては、すでに過剰人口の脅威を清算したうえ、減少人口の悪夢からも解放された。しかし一歩退いて広く国際的視野から見なおすと、後進諸地域の巨大な人口がいま爆発的な人口増加への姿勢をとりつつあることも今次大戦後の割期的な世界史的事実である。過剰人口の脅威は国際的規模において再び顕在化され拡大再生産されるに到了た。

世界の後進諸地域におけるこのような人口増加圧迫の強化は戦後死亡率の割期的な改善低下によつて惹きおこされた。そしてこの死亡率の低下が主としてペニシリンやストマイのような抗生物質の発見、はなはだしい場合には専らD・D・Tによるマラリヤ退治の効果として達成されたものであることも周知のとおりであるが、だからといってこのような衛生技術水準の進歩とその国際的普及を、国際経済の動きとは無関係に、現代文明の恩恵とだけ考えたのでは、たとえその片ちんばのゆき過ぎを強調するとしても、今日の世界の人口問題の本体をつかむに十分とはいえない。たしかに衛生技術水準は割期的進歩をとげた。しかしそれは戦時から戦後にかけての技術一般の巨大な進歩の一環としてこそ達成されたものであつた。そして戦後世界の生産技術水準の飛躍的な上昇と巨大な生産力の成長はこれら後進諸地域をも近代的商品市場として之を再編成し再支配する力と必要をいよいよ強くした。そういうわけで、後進地域における戦後死亡率の低下は、ほかでもなく、これら諸地域が、その政治的独立にもかかわらず、実質的にはむしろ巨大化した国際資本の支配下に統合され、一つの世界として再編成される道程に入つたことを象徴するものでなければならぬ。そ

これは今日の生産技術水準とその潜在的な人口収容力にふさわしい衛生水準だといつてもよいものである。だからこそ又そのような低い死亡率と旧態依然たる高い出生率との格差から発生する人口増加の圧迫の異常な強化はこれら後進地域の生産水準の極端な立ちおくれを、いいかえれば戦後世界経済の発展の異常な不均衡性を実証するものといわざるをえないことになる。近代社会の階級構造とからみあつた過剰人口の脅威は、解消されたどころか、更に大きな規模で再現してきたわけになる。

わが国についても事情はそう違つたものではない。ただ戦後の日本は人工妊娠中絶の合法化という非常手段によつて出生率の極端な低減要請にきわめて効果的に応じはしたが、そのような無理を押してもなお死亡率の低下による人口増加の圧迫は異常な形でわれわれを苦しめている。戦後国民経済の近代化は、すでに国際的水準にちかい人口動態の近代化に対比して、まだ大きな立ちおくれを残しているのである。

さてこのように考えてくると、差別出産力の問題もずっと込みいつた国際政治上の葛藤を孕んだものとなつてこよう。単に既往における歴史的発展段階を類型的に分類し、これをなにか万古不易な尺度として近代社会の近代的成熟度や階級的矛盾の緩和と調整の度合いを図つては事態の本質を歪めてしまう危険が多い。日本の場合が最もよく例示しているように、後進諸国ではこれらの発展段階の推移と転換がきわめて急速度に行われるだけでなく、時として全く別の社会的含意をもつて強行されさえするのである。戦後の日本でその耐乏生活の最低限を保持するために実行されるようになつた産児の制限が戦争に破綻した国民経済をより高度の産業構造において再建し近代化するために避けることのできない国民的協力の結果であることはいうまでもないが、それだけそれはより貧しい一般大衆において一層つよく実行されることが必要であり、事実またそのような形をとつて進行しているといつてもよいようである。産児の制限は、ここでは、国民生活水準の上昇や国民生活様式の近代化の結果ではなくて、むしろそのような近代化の不足と立ちおくれを救うための当座の代用品でしかない。それでももちろんなきにはまさるであろう。しかしこのような無理算段の应急形態を単に人口現象近代化の加速的進行の法則（マッケンロート）などというものを作りあげて説明しようとするのでは、現代の世界史的発展段階の特殊性に全く無感覚だとの感なきをえない。すべてを単に時のずれの結果と考え、その最終的な平準化を期待するいわゆる均衡論的な考え方そのものがいま再吟味の関頭にあるのだといつてもよい。あるいは、西洋諸国が経験してきた既往の人口法則を今日今後の後進諸国にそのまま形の上だけで再現させることができることが果してこれら後進諸国自身にとつてもその先達者と同じような社会的進歩の意味をもつものかどうかがきびしく反省されねばならない時代になつてきたのだということもできよう。日本における最近の極端な出生率の低下現象は太平洋をへだてた北米合衆国での戦後出生率の反騰現象と決して太平洋の大きさほど懸けはなれた無縁の現象ではないはずである。

かつて西洋でも下層階級の遅しい出産力が民族人口の階級的周流と新陳代謝のために必要な要件であることを強調したヂニのような学者もあつた。このような学説は、人口1人あたりの分配分の増進や個人の平等を第一義とする西洋流の思潮の中ではいささか影のうすい傍系的理論であつた。しかし、このような見方も、今日の世界の人口問題を理解するためには、むしろ広く国際的な規模でもう一度想起される値打ちがあろうかとおもう。後進諸地域の処置にあまるような過剰人口が、ほつておいては自ら身をほろぼさざるをえない危険をはらんだ厄介な問題であることは論議の余地がない。がだからといつて西洋先進諸国がとつてきた形をどんな無理をしても再現せねばならないのだと思いつこんでしまつては、それは恐らく不可能な注文であるばかりでなく、西洋先進資本主義

諸国の既得の経験と権益の保全に奉仕する以外になんの能もないことになつてしまふであろう。但し本稿は専ら既往の経験の分析整理を主眼としているので、いまは単に取り残された問題の所在を指摘するに止める。

## II 前近代的な差別出産力に関する資料

### (1) 戦前日本農民の出産力

人口問題研究所の昭和15年出産力調査の結果から 戦前におけるわが国農民 の經營規模別出産力をみると以下表1～3のようで、富農層に高く貧農層に低い差別出産力の形がほとんど例外なく極めて規則的に示されていることが観取される。

表1 戦前日本農民の差別出産力  
(耕作規模別、再生産年齢を過ぎた夫婦の1夫当たり平均出生児数) (昭和15年)

耕 作 規 �模	1夫当たり平均出生児数
5反未満	4.32
5反以上 1町未満	4.92
1町以上 2町未満	5.47
2町以上 3町未満	5.96
3町以上	6.18

(備考) 人口問題研究所、昭和15年出産力調査による。

岡崎文規稿、出産力調査結果の概要、人口問題研究、第1巻第7号参照。

表2 戦前日本農民の耕作規模別にみた婚姻持続期間別出生児数 (昭和15年)

婚姻持続期間(年)	5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 2町未満	2町以上 3町未満	3町以上
0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
1	0.5	0.7	0.5	0.6	0.8
2	0.8	0.8	0.9	0.8	1.3
3	1.1	1.2	1.1	1.3	1.7
4	1.4	1.4	1.5	2.1	1.8
5	1.6	1.9	1.8	2.0	2.6
6	1.8	2.2	2.4	2.3	2.7
7	2.2	2.6	2.5	2.6	3.1
8	2.5	2.8	3.1	2.5	2.6
9	2.8	3.0	3.1	3.4	3.9
10	3.2	3.3	3.5	3.5	3.8
11～15	3.6	3.8	4.1	4.3	4.8
16～20	4.4	4.7	5.2	5.3	6.1
21～30	4.2	5.3	5.8	6.3	7.2
31～40	5.0	5.3	5.7	5.9	6.7

(備考) 前表におなじ。

表3 戦前日本農民夫婦の耕作規模別にみた出生児数別分布（昭和15年）

出生児数	5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 2町未満	2町以上 3町未満	3町以上
0	18.39	13.45	9.72	5.36	5.93
1	7.12	5.55	4.12	2.41	2.54
2	7.51	6.50	5.01	3.49	0.85
3	8.13	8.32	7.28	6.97	5.09
4	10.44	9.64	9.58	8.04	12.71
5	10.00	10.77	10.61	13.94	14.41
6	10.88	12.00	13.44	16.09	7.63
7	9.92	10.59	12.39	13.94	16.10
8	7.43	9.57	11.59	11.26	13.59
9	4.94	6.64	8.10	8.85	8.47
10	3.28	4.28	5.30	6.97	8.47
11	1.22	1.83	1.61	2.14	8.39
12	0.48	0.67	0.92	0.54	0.85
13	0.13	0.19	0.23	—	—
14	0.13	0.02	0.10	—	—
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(備考) 前表におなじ。

この昭和15年出産力調査における農民出産力の耕作規模別集計は全国を单一の規準で集計しているので、東北地方の多産な農民が耕作規模の大きな階層により多く含まれていて、そのために上層の出産力をより高く見せているのではないかという集計技術上一抹の不安がないでもないが、ほぼこの調査と時期をおなじくする野尻重雄氏の諸調査（その結果は『農民離村の実証的研究』所収）も又、極めて少数規模の調査ではあつたが、そのかわり各村ないし同一地域内において全く同じ傾向が指摘されうることを示しており、富農層多産の傾向は、上掲表に極めて僅かの過大評価はあつたとしても、厳然たる基本的傾向として存在していたと結論して差しつかえないものと考えられる。

また、上掲表3は無子夫婦の割合が下層農に到るほど格段に高くなつてゆくことをも示しており、下層階級の出産力をより強く圧迫する前近代的な圧力が貧困過労などを原因とする再生産機能障害というような形でも又おこなわれていたことを想像させるに足るものがある。

## (2) 戦後におけるその変貌

戦後の昭和27年に人口問題研究所が重ねて行つた第2次出産力調査は、農民の社会的階級差を耕作規模にとらず、月間の現金支出総額にとつてるので上掲諸表との対応は無理であるが、この戦後調査から窺知される戦前夫婦の差別出産力（即ち昭和27年現在で婚姻持続期間20～29年の夫婦の既往における総出生児数）は表4にみるとおりで上掲表1～3にみられた傾向と全く同じ形をとつてゐるのに対し、同表中の戦後の出産力（即ち昭和27年の調査時をさかのぼる最近1カ年間の婚姻持続期間別特殊出生率の婚姻持続期間24年までの累加合計として求められた生涯出生児数）の状況には若干の変貌が観取される。概勢として戦後過剰人口の圧力は依然として下層につよく作用しており、表示のCクラス即ち中層の下限を前後するあたりにおいて最もつよく発現しているが、戦後出産力の抑制はAクラス即ち上層農においても相当強度にあらわれてきたと考えてよいような結果を示している。

表4 わが国農民の戦前、戦後における差別出産力の比較  
(1夫婦当り平均生涯出生児数)

	総計	A(上層)	B(中層)	C(下層)	D(最下層)
戦 前	5.34	6.00	5.37	4.66	4.35
戦 後	4.13	4.62	4.64	3.32	3.92
	同 上	指 数			
戦 前	100	100	100	100	100
戦 後	77	77	86	71	90

(備考) 人口問題研究所、昭和27年出産方調査による。

本多竜雄稿、戦後出産力の分析——昭和27年出産力調査の再集計、人口問題研究第62号参照。

戦前は昭和27年現在で婚姻持続期間20~29年の夫婦の既往出生児数、戦後は昭和27年年央をさかのばる最近1か年間の婚姻持続期間別特殊出生率の婚姻持続期間24年までの累加合計。

階層区分の詳細については上掲文献参照。本集計における農民の現金支出額による階層区分は基準をやや低くとり過ぎたきらいがあるので、被調査夫婦の生活水準別分布は上層Aクラスにかたより過ぎた欠陥がある。したがつて最下層のDクラスは農業離脱過程がすでに相当に進行し、したがつて事実上他産業との限界線上にあるような階層と考えるのが妥当であろう。

### (3) 戦前わが国の都市人口層における差別出産力

上記昭和15年の出産力調査結果から都市人口層の典型的代表として**都市在住の銀行会社員および工場労働者**をえらび、その婚姻持続期間別出産力を所得階級別にみると表5のようだ、婚姻持続期間16~20年の夫婦、即ち大正年代末期以降に結婚した夫婦においてはその出産力は高所得層において低いが、婚姻持続期間21~30年の夫婦、即ち大正年代の初めから中頃までに結婚した夫婦においてはその出産力は逆に高所得層において一層高いという形をとつておる、大正年代から昭和年代にかけて顕著な歴史的推移があつたことを実証している。

表5 戦前わが国の都市人口の所得階級別出産力（婚姻持続期間別1夫婦当り出生児数）

婚姻持続 期間(年)	100円未満	100円以上 150円未満	150円以上 300円未満	300円以上
	a) 銀行会社員	b) 工場労働者		
16~20	4.3	4.2	3.7	3.8
21~30	4.0	4.3	4.4	4.5
16~20	4.7	4.6	3.6	—
21~30	5.4	5.5	5.7	—*

\* 1夫婦のみ(子供数は5.0人)

(備考) 人口問題研究所、昭和15年出産力調査による。上掲文献参照。少数観察のかたよりを避けるため所得階級を一部組みかえ再計算した。

### (4) 中国農民の出産力

中国の農民の出産力についても、表6にみられるように、その差別出産力は、わが国の場合と同じく、上層農家において大きいという形をとつておる。本表は中国各地域にわたり総計4万7千の農家について調査されたものである。なおラムソンは中国の都市においても類似の傾向を報告して

いる。(Lamson, H. D., Differential Reproduction in China, Quarterly Review of Biology X, Sept. 1935)

表6 中国農民の農家規模別出産力

	妻の年齢45才未満の夫婦の1夫婦当り子供数	妻の年齢45才以上の夫婦の1夫婦当り子供数
大農家	2.70	5.51
中農家	2.74	5.28
小農家	2.63	5.03

(備考) Buck, J. L., Land Utilization in China, 1937.

Woytinsky W. S. & E. S., World Population and Production, 1953 より再掲。

### (5) 西洋における類似資料

戦前の中国や日本の農民について明瞭に観取される前近代的な差別出産力の型は、西洋においても又、時代をさかのぼれば、同様に発見することができるはずである。その一例を18世紀初頭のドイツ農村社会についてとると表7のようである。

表7 社会階層別にみた18世紀初頭ドイツ農民夫婦の1夫婦当り子供数

a) Niedersachsen (1689年)	
大農民等の上層所有者階級	2.91
中小農民その他の所有者階級	2.04
b) Rheinharts-grimma (1700年)	
Bauern (大農)	3.6
Gärtner (中小農)	4.8
Häusler (零細農)	3.8
Knechte (農家雇用)	3.1

(備考) (a) Niedersachsen は Beelitz u. a.: Unterschiedliche Fortpflanzung in den Fürstentümern Calenberg-Göttingen und Grabenhagen auf Grund der Kopfsteuerbeschreibung von 1689 im Archiv, Jg. XI 1941.

(b) Rheinharts-grimma は Krausse の Unterschiedliche Fortpflanzung in 17. u. 18. Jahrhundert, im Archiv. Jg. X (1940) による。いずれも G. Mackenroth, Bevölkerungslehre 1953, S. 280 より再掲。

上掲表の数字は階層別の夫婦の年齢構成や婚姻年齢などに関する条件分析は行われていなが、差別出産力の基本的傾向についてはほぼ疑いの余地がなく、近代の農業革命により下層農民が封建的抑圧体制から解放される以前の西欧農村社会の差別出産力の姿を示す一例として間違いないであろう。

## III 近代的差別出産力に関する資料

### (1) 職業別にみた差別出産力

差別出産力をみるのに一番適切で且つ技術的にも間違ひのすくないのは職業別の差異である。それは職業が各人のその社会における階級的地位と、並びにそれに結びついた特殊の生活様式や生活態度の差異を最もよくあわせ代表している点にある。その1例を第1次世界大戦前のイギリスにとって示すと表8のようである。

表8 イングランド及びウェールズにおける職業別並びに婚姻持続期間別にみた100夫婦当たり出生数  
(1911年)

婚姻持続期間(年)	I 知的、専門の職業	II 業主及び事務従業者等	III 熟練労働者	IV 半熟練労働者	V 未熟練労働者	V' 農業労働者	V'' 鉱夫
総 数	277	321	353	359	392	399	433
0～5	80	81	86	90	100	101	105
5～10	171	197	211	219	242	246	263
10～15	242	284	314	323	362	363	399
15～20	303	359	405	412	463	470	517
20～25	357	422	482	491	541	552	610
25～30	413	481	544	550	596	618	671
30～40	497	567	615	616	652	667	717
40～50	607	665	696	690	715	719	777
50～60	662	733	746	735	763	779	797
60以上	682	777	729	792	781	820	870

(備考) Stevenson J. H. C., The Fertility of Various Social Classes in England and Wales from the Middle of the Nineteenth Century to 1911, Journal of the Royal Statistical Society, May 1940による。Woytinsky, W. S. & E. S., World Population and Production 1953より再掲。なお、本表の出生数は標準化された数値であるが、標準化の基準をどこにおいているかを詳かにしえない。

上掲表におけるI乃至Vの職業は、少数の富裕な資本家たちもIIのクラスに編入される点を除いては、ほぼI, II, IIIという順位で社会階級の上下の差を代表するものといつてよいが、その出産力における差異は表示の全期間を一貫して上層に低く下層に高い。ただ1911年に婚姻持続期間すでに50年をこえるもの即ち1861年以前に結婚したものにおいてはその差はあまり大きくない。それ以後、即ちイギリスで産児調節思想の急速に普及し始めてから後の時代にその結婚生活を送つたものについてみると、その差異は時代の経過とともに大きなものとなつてゐる。

また、以上は第1次世界大戦以前の状況であるが、最近の事情を1939年及び1946年の家族センサスの結果によつて示すと表9のとおりで、イギリス人の出産力はこの間に著しく低下したが、職業別にみた格差はやはり依然として大きい。

表9 イギリス Non-manual 及び Manual 別にみた婚姻持続期間別1夫婦当たり出生数

婚姻持続期間(年)	Non-manual		Manual	
	1939年末	1945年末	1939年末	1945年末
0～7	0.72	0.73	0.95	0.88
8～11	1.41	1.41	1.82	1.74
11～15	1.62	1.59	2.22	2.10
16～20	1.89	1.68	2.68	2.36

(備考) Royal Commission on Population, Report p. 55による。

なお上掲表9のNon-manualの職業者中知的専門職や管理職に属するものの出産力は更に若干ひくいが、1945年末に婚姻持続期間16～20年の者においても約1.6で一般のNon-manualな職業者とさしてかわらない。之に反し筋肉労働者中の未熟練労働者だけをみると同じく1945年末に婚姻持続期間16～20年の者の1夫婦当たり出生数は3人余で知的専門職や管理職のそれの2倍の大きいを示している。(同じく上掲王立人口委員会の報告による。)但しこのような未熟練労働者の高い出産力も、前掲の表8に示されている第1次世界大戦前の知的専門職のそれとおなじ水準にまでさがつて

きていることが興味をひく。

\* \* \*

同様の職業別にみた差別出産力の格差を、北米合衆国における第1次世界大戦前の状況によつて示すと表10のようである。

表10 北米合衆国における職業別差別出産力

(1910年)

	有配偶女子100人 当り出生児数	平均値を100 とする指數
都市 平均	160	100
内、自由業者	129	81
被傭者及び業主	140	88
熟練労働者	177	111
未熟練労働者	223	139
農村 平均	260	100
内、自作農	247	95
小作農	275	106
農業労働者	299	115

(備考) G. Sydensticker & W. Notestein, Differential Fertility according to Social Class, in Journal of the American Statistical Association XXV (May 1930) による。被調査夫婦数は約10万。

\* \* \*

とくに日本における状況を人口問題研究所の昭和27年出産力調査の結果によつてみると表11のようで、職業別の格差はきわめて歴然としている。

表11 夫の職業別にみた結婚持続年数別出産力

(昭和27年)

結婚持続 期間(年)	a) 一夫婦当り年間出生数		b) 同上、累加合計数		自営業者 (a) (b)	俸給生活者 (a) (b)
	総 数 (a)	農林業者 (b)	労働者 (a) (b)	労働者 (a) (b)		
0	0.02 0.02	0.00 [0.02]*	0.02 0.02	0.00 [0.02]*	0.02 0.02	0.47 0.49
1	0.53 0.55	0.57 0.59	0.62 0.64	0.42 0.44	0.22 0.71	0.23 0.94
2	0.27 0.81	0.27 0.86	0.29 0.93	0.29 0.73	0.16 1.25	0.25 1.19
3	0.28 1.09	0.27 1.13	0.27 1.20	0.36 1.09	0.29 1.54	0.21 1.40
4	0.27 1.36	0.29 1.42	0.31 1.51	0.19 1.73	0.26 1.66	0.17 1.83
5	0.27 1.63	0.30 1.72	0.28 1.79	0.18 2.18	0.16 2.07	0.17 2.00
6	0.23 1.86	0.26 1.98	0.21 2.00	0.19 1.73	0.18 2.25	0.20 2.20
7	0.21 2.07	0.26 2.24	0.18 2.18	0.11 2.53	0.09 2.43	
8	0.21 2.28	0.30 2.54	0.15 2.33	0.06 3.38	0.06 2.88	0.03 2.73
9	0.20 2.48	0.19 2.73	0.22 2.55	0.02 3.65	0.03 3.18	0.02 2.83
10~14	0.13 2.81	0.16 3.13	0.15 2.93	0.02 3.75	0.00 3.25	0.00 2.90
15~19	0.06 3.28	0.08 3.73	0.06 3.38	0.00 3.80	0.00 3.25	
20~24	0.03 3.45	0.04 4.03	0.02 3.65	0.00 3.80	0.00 3.25	
25~29	0.01 3.61	0.01 4.16	0.02 3.75	0.00 3.80	0.00 3.25	
30以上	0.00 3.63	0.00 4.18	0.00 3.80	0.00 3.80	0.00 3.25	

(備考) 人口問題研究所、昭和27年出産力調査による。本多竜雄稿、戦後出産力の分析、人口問題研究、第62号参照。其の他の職業及び無業者の表示を省略。\*印は仮りに全国平均の数字を当てたものであることを示す。

いま上掲表により持続年数20～24年までの累加合計を以つて生涯出生児数を代表するものとして比較してみると、

	農林業者	労 働 者	自営業者	俸給生活者
全夫婦平均3.45人に対し	4.03人	3.65人	3.18人	2.83人
3.45=100.0として	113.9	102.9	92.2	82.0

となり、農林業者が最も高く、次いで労働者で、共に全国平均を上回り、第3位の自営業者において全国平均を割り、最低は俸給生活者となつてゐる。

またこの出産力の差異を出産速度としてみると、労働者群が最初の数年間は農林業者群より出産速度が速く最も多産である点を除いては、各群ともその出産力に応じ減速曲線を描いており、高出産力群（農林業者と労働者）と低出産力群（自営業者と俸給生活者）との間の開きは結婚後数年間の間にすでに相当大きい。

## (2) 貧富の差による差別出産力

社会の階級的格差は、当然に、貧富の差として最も一義的機械的に集約される。差別出産力に関する統計的研究も又19世紀初頭フランスのH・パッシーがパリ市の貧富地区別の出産力の差異に注意したのにはじまる。この着想は後に世紀の末葉にJ・ペルティヨンによつて歐4洲大市の貧富地区別出産力として大成された。周知の数字ではあるが再掲すれば表12のとおりである。

表12 欧洲四大首都の地区別出生率  
(15～50才女子1,000に付き出産児数) (19世紀末葉)

地 区	パ リ	ベルリン	ウイーン	ロンドン
極 貧 地 区	108	157	200	147
貧 し い 地 区	95	129	164	140
準 中 流 地 区	72	114	155	107
中 流 地 区	65	96	153	107
富 裕 地 区	53	63	107	87
最 富 裕 地 区	34	47	71	63
平 均	80	102	153	109

(備考) J. Bertillon, La natalité selon le degré d'aisance dans les grandes capitales européennes. Bulletin de l'Institut Internationale de Statistique IX.

ところで貧富の差は常識的にはきわめて自明のことながらであるが、その実質的な内容は之を科学的に正確に計量しようとすると相当に多岐である。それは差し当つては財産の有無大小によつてはかるこゝもできれば、また所得の格差によつてみることもできる。しかしこの場合でさえ、財産と所得が出産力に及ぼす影響は必ずしも同じとはいえない。理想的モデルとして構想された資本制社会では一切のものは单一な貨幣価値に換算されるはずであり、個人意識の帰趣もまたそのような経済的合理性によつて規制されるはずではあるが、現実の社会はさまざまの異質的な社会的ひずみを残しており、それぞれに違つた反応の仕方をもつてゐる。たとえば今日の日本で月所得2万円のお医者さんは知的専門的職業者として貧乏な人間であるが、しかしおなじ2万円の月収のある労働者は労働貴族とはいえないまでも相當に上層の部類に属する。もしこの労働者がこの医者よりも多産であるとすれば、この労働者の多産は彼が労働者として比較的裕福であるからばかりでなく、彼が労働者であることによつてより根本的に条件づけられていると考えねばならぬ。ところで労働者階

級の平均所得はあきらかに知的専門的職業者のそれよりもはるかに低いのである。そういうわけで、常識的にはきわめて自明な貧富の差を差別出産力の分析に導入するには、たとえば同一の職業集団について之をみると、というような特別の配慮が必要であろう。そして又そのようなやり方でやつてこそその分析結果はその社会集団の近代化の程度をはかる尺度としての意味ももつてくることになるといえよう。

\* \* \*

近代的な意味での出生減退傾向が一ばん早く現われた国はフランスで、フランスが19世紀の初頭以来、他の諸国にさきがけて出生率の近代的な低下傾向を発現させたのには、大革命の最大の受益者として、また最初の典型的な近代的小市民として自主独立の地位をかちとつたフランス農民の近代的な生活態度に負うところが大きい。そして小市民あるいは小所有者としての経済的打算と合理主義的生活態度とが農民生活を支配し、富裕な農民ほどその家族の大きさの設計により打算的、より合理的な配慮をとるようになつていつたと考えられる。このように近代的な出産抑制傾向をフランス的形態において最初に達成したフランス農民の19世紀中葉における姿をその差別出産力の形で最初に示したA・ペルティヨンの仕事を掲げると表13のようである。

表13 土地所有関係からみたフランスの県別出生率

(1862年)

県 数	人口千につき 土地所有者数	人口千につき 出 生 数
30	285	24.78
31	240	25.70
21	177	28.10
三群平均	240	26.00

(備考) A. Bertillon による。Annales de demographie internationale I. 所収, Brentano, Konkrete Grundbedingungen der Volkswirtschaft より再掲。

J・ゴールドシュタインはこのペルティヨンの指摘を継承して、フランスでは富める農業県の方がプロレタリア人口の多い工業県よりも、少くとも粗率でみてみると、出生率が遙かに低いこと、またその低下速度も早いことを明らかにした。(J. Goldstein. Die Vermeintlichen u. die Wirklichen Ursachen des Bevölkerungszustands in Frankreich 1898). しかし之らの諸計数も人口の都市集中傾向を背景とする人口年齢構成の差異や、乃至は配偶関係の差異を考慮に入れると必ずしも支持しがたいものであることは、J・スペングラーの指摘しているとおりである (J. Spengler, France Faces Depopulation p. 82参照)。ただ、その他の諸国では、全人口に対する粗率でみても、スエーデンを唯一の例外として、農村地域は相當に高い出生率を示していたわけであるから、このようなフランス的形態がフランス農民の生活態度に依存するところ渺くないものであつたことは特記に値する事実としてよからう。と同時にこのような事実は、また、当時都市へ流出集中した若いプロレタリア人口がまだ極端な貧乏多産の段階にあつたことを傍証するものである。

\* \* \*

しかし近代社会において貧富の差を最も一義的・抱括的に示す指標は、所有関係においてよりも寧ろ所得関係において之を求むべきものであろう。そして近代的な差別出産力を必然化する近代的な生活態度も又そのような財産のない近代市民階級の生活態度において一そく徹底されるのが普通である。フランスにあつても今日においては農民階級は財産所有者として近代的生活態度の徹底した都市の無産市民よりも比較的多産である。

典型的な都市市民階級を主舞台として西欧の先進資本主義諸国に産児制限思想が急速度に普及し始めたのは19世紀の80年前後からといつてよいが、その普及は上層知識階級に始まり次第に下層の労働者階級にも及ぶという形をとつたので、社会階層別にみた差別出産力の格差も又それだけ大きく、且つ時には拡大化の勢をとることも稀れではなかつた。しかし格差の拡大は同時にその再平準化を伴いながら進行した。いいかえれば各自がその経済的福祉の増進に日夜小心翼々として生活せねばならない、いわゆる小市民的階級層は不斷に生長し成熟していった。それは近代資本主義の高度の発展が、いわゆる中産階級を急速に分解し無産者化しながら、他方では同時に資本の分け前をこれら勤労大衆にも多分に分与することができるようになつてきた時代に、当然に現われてきた近代的人間類型の生長期にあたる。そしてそのような経済的福祉の分け前におくれをとるまいとする欲望の強化、生計を合理化しようとする思慮と打算の生長、産児を制限し家族の大きさを合理的に設計しようとする態度の徹底もまた、当然に、より大きな経済的福祉をもつている者において一層つよくなるという形をとつた。ドイツのモンベルトが出生率の低下と経済的福祉の向上とが正の相関関係にあることを指摘し、いわゆる『福祉説』の理論を確立したのも今世紀初頭のことであつた。モンベルトによつてその福祉説的解釈を実証する根拠として統計的に検証された19世紀末葉から今世紀初頭にかけてのドイツにおける差別出産力の状況を若干例によつて表示すれば以下表14～16のようだ、モンベルトが好んでとり上げた貯蓄普及度による分析は出産の抑制がいかに小市民的生活態度の成熟と結びついたものであるかを実証して遺憾ないものといえよう。

表14 ベルリン市の地区別出産率と住宅水準  
(18地区別、1901年)

出産率 の順位	出産率(%)		私生児の公 生児に対する割合(%)	平均家賃額 (マルク)	設備不充分 な住宅の割合 (%)
	有配偶	独身			
1～3	127	11.0	21.7	875	57.9
4～6	161	21.9	21.3	636	62.3
7～9	180	33.9	24.0	405	78.3
10～12	191	37.4	21.0	345	85.4
13～15	212	49.1	15.7	286	91.4
16～18	236	53.8	14.6	675	87.5

(備考) モンベルト Paul Moobert, Studien zur Bevölkerungsbewegung in Deutschland, 1907による。  
出産率は15～45才の有配偶または独身の女子1000人に対する出産数をしめす。また家賃は住宅部分にかぎり仕事場の分をのぞく。設備不充分な住宅とは暖房装置のある室が2室以下の住宅をさし、その全住宅数に対する百分比を示す。なお住宅関係の数字は1900年12月1日現在の状況による。

表15 地域別にみた出産率と貯蓄普及度  
(ドイツ全国 78地方別、1901年)

出産率の階層	該当地方数	出産率(%)	預金口数率(%)
最高(361%以上)	11	386	14.0
高(360～321%)	13	333	20.6
中(320～281%)	21	297	26.4
低(280～251%)	22	262	39.4
最低(250%以下)	11	230	33.1

(催考) モンベルト上掲書による。出産率は1901年の15～45才有配偶女子1,000につき出産数を、また預金口数率は1900年の貯蓄金庫統計による人口100人当りの金庫通帳数をしめす。なお上表中出産率の最低層11地方中には両メクレンブルグ及びオーベルヘッセンの青年人口の流出のいちじるしい三つの貧困な農業

地域を含み、そのために平均の預金口数率を引きさげている。なお、最貧農地域が最低の出産力しか示していなかったことは前近代的な出産力形態がまだ部分的に残存していたことを物語る。

表16 出産率の低下と貯蓄普及度の増進

(プロイセン諸州、1885~1900年)

出産率低減の程度	該当州数	出産率の減差	預金口数率の増差
増	2	(増) 3.0(%)	6.1(%)
減 0~10%	1	3.0	7.3
10~20	5	16.4	9.5
20~30	2	29.0	10.8
30~40	—	—	—
40~50	1	47.0	13.3
50%以上	2	59.5	16.1

(備考) モンベルトによること前表に同じ。出産率及び貯蓄普及度の算出法も前のとおり。なお出産率低減度の最も大きい2州はベルリン及びブランデンブルクで、その最も小さいもの及び却つて増加している州はウエストファーレン、ボーゼン及び西プロイセンであつた。

\* \* \*

このように経済的福祉の増進に相関して進行する出生率の低下は、今世紀の初頭にあつては、近代資本主義の発展と成熟が一般生活水準を著しく向上させ、労働者階級の中にも小市民的生活意識と生活態度を浸透させるに到り始めたことを実証するものとして、明るい気持ちで取り上げられた。とくにマルサス以来、近代資本主義社会にとって不断の恐怖であつた過剰人口の恐懼を解消するゆえんとして歓迎された。モンベルトの福祉説も又そのような時代の気分を脚光にあびて登場したものであつたが、今世紀に入つて以後、とくに第1次世界大戦を過ぎてから1930年代の大不況期にかけての欧米諸国における出生率の急激な低下、とりわけ上層知識階級の極端な出産制限は今度は民族人口の将来を危険に陥れるものとして憂慮の種に転化するに到つた。近代的な差別出産力とそれを横杆として進行する国民的出産力の破局的低下傾向は今次第2次世界大戦の勃発する前夜にまで亘つて引きつづいて進行した。下層労働者階級にも相当に極端な出産制限を行わせるようになつた30年代の大不況は、差別出産力の格差を一部収縮させるような結果を生んだが、そのかわり全国民的出産力の低下は一そう急速度に進行した。そして近代的差別出産力の階級的格差こそその推進力であつたといつてよい。

1929年世界恐慌勃発の年から今次大戦の初期に到る間の近代的差別出産力の推移を、典型的な近代都市ニューヨークの市民についてみると表17のようだ。経済階級別の差別出産力の一義的な徹底、そのような差別出産力を横杆とする出産力の全般的低下と、並びにここでは議論がいさか先廻りするが、30年代後期、とくに今次大戦期に入つてからの低下傾向の停滞と反騰の跡をも窺わせるに足るであろう。その概勢は別掲図(31頁)によつても又これを窺うことができよう。

表17 ニューヨーク市民の経済階級別出産力(15~44才の白人1,000人につき出生数)

(1929~42年)

	I (最上層)	II	III	IV	V (最下層)
1929	23.8	32.6	32.9	34.0	39.8
1930	24.0	32.3	32.6	33.4	36.8
1931	22.1	30.1	30.9	32.0	34.1
1932	21.1	27.5	29.4	30.8	32.9
1933	20.0	25.8	27.1	28.5	31.5

1934	20.2	25.7	27.1	27.6	28.3
1935	20.6	25.2	26.5	28.0	27.5
1936	19.9	24.3	25.8	28.0	27.2
1937	20.6	25.3	26.8	28.2	26.9
1938	20.7	25.3	26.1	27.6	27.8
1939	20.9	25.1	26.2	27.1	27.3
1940	22.5	26.3	26.9	27.6	27.5
1941	24.1	28.2	28.4	28.3	28.6
1942	29.4	33.9	32.0	30.5	31.1

(参考) Jacobson, Paul H., The Trend of Birth Rate among Persons on Different Economic Levels, City of New York, 1927~42.

Milbank Memorial Fund Quarterly, April 1944 による。W. S. and E. S. Woytinsky, World Population and Production, 1953 より再掲。

アメリカを筆頭とする之ら先進資本主義国の最近における出生率の反騰とその差別出生率の平準化的傾向については、なお決定的な要因分析を行いうる時期に達していないが、その全般的反騰が戦後の経済的好況を背景とするものであることと、その反騰がかつての大不況期や戦時に出産を延期していた現在中年以上の上層階級夫婦において特に強いことはほぼ確定的な事実とみてよい。したがつてそのような延期されていた出産が回復されて以後の差別出産力の帰趨についてはなお判断を差し控えねばならないが、異常な経済的好況下に上層階級の出産力がかつて30年代大不況期の極端に個人主義的な出産態度を次第に修正しつつあることは間違いない。19世紀の資本主義の生成・発展期には出産力の低下とその階級的傾斜は経済的発展の成果でもあり象徴でもあつた。しかし今日では出生率がその低下傾向を停止し、且つその階級的傾斜を収縮させるところに却つて経済的繁栄の効果を語らねばならない時代に到つた。そこに人口論的見地からみても第二次世界大戦を転機としてわれわれが現在大きな歴史的転換期に遭遇していることを思ふるものがあろう。

\* \* \*

しかし上掲アメリカの戦後の変貌の中に一部示唆されるに到つた近代的差別出産力の階級的傾斜の逆転傾向は、実はすでに戦前のスエーデンのストックホルムその他の都市人口のそれにおいて極めて明瞭かつ一義的に現われていたものであつた。エディンによつて検証されたその結果を示すと表18のようである。ここでは出産力は、総体的にきわめて低い水準の下で、所得階級の上下と完全に対応した正の相関関係をしめしている。

表18 ストックホルム市に於ける所得階級別夫婦出生率

(1920~29)

	夫婦数 (1)	出生数 (2)	出生率 (2) ÷ (1) × 100	不妊率 (%)
1. 下層階級	397	467	117	36.3
2. 中層の下	732	873	119	29.1
3. 中層の上	424	575	136	35.7
4. 上層階級	225	367	163	19.6

(参考) Karl Arvid Edin, The Fertility of the Social Classes in Stockholm in the year 1919~1929

(1931年6月ロンドンに於ける国際人口問題協会第二回総会講演報告書所取) 本表は1919年に結婚したストックホルム市在住夫婦中特に妻の婚姻年令35才以下のもの1,778夫婦について1920~29年間の夫の所得水準及その変動別に集計したものを概括再編成したもので、その分類基準は次の通りであつた。

1. 下層階級~1920年の夫の収入四千クラウン以下で、爾後10年間に於けるその増加40%を超えないもの

2. 中層の下～上記中その増加40%を超えたもの，並びに1920年の夫の収入四千乃至六千クラウンで爾後にその増加なきもの。
3. 中層の上～(1)(2)及(4)を除くもの
4. 上層階級～1920年の夫の収入一万クラウン以上のもの，並に六千乃至一万クラウンの者の中，爾後の増加10%以上のもの

なお妻の婚姻年令25才以下の夫婦の占める割合は平均して42.9%で，且つ階層別に殆んど差異がなかつた。また妻も有業者である夫婦の占める割合は平均して24.7%であつたが，階層別にみると下層に高く上層に低い。

また同じく上記エディンがスエーデンのゴーデンブルグ市について検証したその貧富地区別の出生率をみると表19のようで，かつて前世紀の末葉にJ・ベルティヨンが欧洲の四大都市について行ったそれと対照して特に興味深いものがあろう。

表19 ゴーデンブルグ市に於ける貧富地区別夫婦出生率の比較  
(貧困区の出生率を100とする指標)

妻の年令	富裕区	貧困区
25才未満	119	100
25～30	113	100
30～35	110	100
35才以上	80	100

(参考) 出典前表と同じ。なお富区とは有業者の平均所得三千クラウン以上の地区をさす。なお調査対象となった妻の年令45才未満の夫婦の数は，富区9,500，貧困区9,800であつた。

スエーデンにおけるこのような実例は或いみで近代的な差別出産力がゆきつく最後の到達点をしめたもので，それは資本主義の発展と成熟がきわめて高い生活水準を，かつ比較的平等な階級的傾斜の下で達成した場合にあらわれるところの形だといふこともできよう。というのは，このような社会では，すでに産児制限の知識は近代市民の教養として汎く普及されており，またその啓蒙指導の施設も実際スエーデンの場合にみられるように国によつて政策的に完備されているので，市民は各自近代市民としての生活福祉を分有するためにその分に応じて自分の家族の大きさを設計することになるからである。差別出産力は形の上では再び前近代的な傾向に逆転するわけであるが，それが近代的な出産制限の結果として極めて低い出産力水準の下で，かつ極めてわずかの格差をとつて再現されるところに新しい意味があり，近代資本主義の発展がその階級的葛藤の中で育てあげてきた民主主義の理想を人口動態の上で実現したものといつても過当ではないであろう。いわゆる貧乏人がなくなつた社会に貧乏多産の現象のなくなることは至極当然のことといわねばならぬ。

かつて19世紀初頭の産業革命期に発生した貧乏と多産，いわゆる資本主義的過剰人口の事実に対して，富を人間から抽象し生産のための生産に狂奔する資本主義経済体制の責任を問ひ，産業革命前の独立小生産者たちの平和な地域社会では各自がその分に応じてその子供数を調節していたことに深い郷愁をよせたシスモンディの回顧的・小ブルジョワ的 ideal は，実は資本主義の発展と成熟の結果としてここに再現されるに到つたといつてもよいことになる。と同時に，われわれは，この再現された小ブルジョワ的な平和と安定が資本主義の狂暴な発展性を制御するというよりも，多分に去勢することによつて購いとられたものであることを心得ておかねばなるまい。人口の単純再生産をも保証しかねないような極端に低い国民的出産力の悩みはそのことを最も直截に物語つているものである。

近代的差別出産力の階級的傾斜は、たとえ《貧乏多産》というあまり耳ざわりのよくない言葉でよばれねばならないものであつたにせよ、少くとも第一次世界大戦に到るまでの間は、資本主義経済の逞しい発展力とそれに対応する人口の階級的再編成過程の進行を象徴する光榮あるデモグラフ的指標であつた。のみならず、下層階級に比較的高い出産力に国民人口の健全な階級的周流と新陳代謝の根源をみようとしたデニのような学者もあつた。そしてその過当な発動を制御したのも近代的差別出産力のすばらしい働きであつたわけであるが、この制動装置も人口の再生産力を破綻させてしまうような危険をはらんでいるものであるとすると、この近代的差別出産力の近代性もそう手ばなしで礼讃してよいものではないことになつてくる。少くとも、差別出産力の諸類型の分析にあたつては、それがいかなる歴史的発展段階において、どのような歴史的意味をもつて現われているかを吟味する用意が肝要であろう。

\* \* \*

わが国の貧富別出産力の形をみると、農民社会においては、上掲表1～4にみてきたように、出産力は富農層において高い形をつよく残しており、また昭和15年出産力調査の結果によると、表20にみると、富裕階級が農民について高い出産力をしめしていた。

表20 戦前わが国の社会階級別出産力（再生産期間を過ぎた夫婦の1夫婦当たり平均出生児数）  
(昭和15年)

社会階級	平均出生児数
カード階級	5.18
農 民	4.98
富 裕 階 級	4.53
工 場 労 働 者	4.26
都 市 の 中 小 商 工 業 主	4.17
銀 行 会 社 員	4.03
農 村 の 中 小 商 工 業 主	4.00

(参考) 人口問題研究所. 昭和15年出産力調査による. 表1備考の文献参照.

ところでこの表20は、当時のいわゆるカード階級、即ち最低貧困者層が極端な貧乏多産の状態にあつたことをも示しており、また社会階層別には工場労働者から都市の自営業主、さらに銀行会社員へと、社会階層の上昇あるいはその生活様式の近代化についてその出産力は低下してゆく形をとつていたことをもあわせ示している。そしてそのような形が戦後にも一段とはつきり現われてきていることは上掲表11のとおりである。のみならず、工場労働者や銀行会社員のような近代的雇用関係にあるものにおいては、その所得の上昇について出産力が低下する近代的形態があらわれ始めていたことは上掲表5ですでにみてきたとおりである。つまり、職業別、貧富別あるいは所得階級別にみた近代的差別出産力は、すでに戦前においても、前近代的な背景の中から漸次浮かび出ようとしている状況にあつたといつてよいであろう。

ところで戦後の状況を昭和27年出産力調査の結果によつてみると表21及び表22のようだ、出産力の全般的水準は戦後昭和26～27年までの実績についてみても顕著に低下したことが認められるが、しかしこの戦後の出産抑制は表示のCクラス、即ち今日の日本でほぼ中層の下限にあたるあたりに最も強く押しかかっていることが注意をひく。国民経済の高度化過程の進行に適応すべき戦後出産力の近代的低下運動は、ここではつきりと前近代的な差別出産力の形態をとつて強行されている、といつてよいような状況にある。

表21 戦後における出産力低下の社会階層別差異  
(結婚持続年数20~24年の総出生児数の比較)

	総計	A	B	C	D
1) 戦前	4.50	5.10	4.85	4.14	3.58
2) 戦後	3.44	4.01	3.60	2.96	3.53
3) (2)(1)×100	76.4%	78.6%	74.2%	71.5%	98.6

(備考) 人口問題研究所、昭和27年出産力調査による。A~Dの社会階層は世帯の総支出額によりAを最上層としDを最下層として四分されたもの、その詳細については上掲表4に備考の参照文献を参照。

(1) 戦前は昭和27年現在結婚持続年数20~24年の夫婦の既往における総出生数、(2) 戦後は昭和26~27年の結婚持続年数別特殊出生率による持続年数20~24年までの累加合計数。

表22 戦後における職業別並びに生活水準別出産力  
(昭和26~27年の結婚持続年数別特殊出生率による持続年数24年までの累加合計)

職業	総計	A	B	C	D
農林業者	4.13	4.62	4.64	3.32	3.92
労働者	3.72	5.25	3.71	2.77	3.44
自営業者	3.25	3.55	3.26	3.18	3.38
俸給生活者	2.88	2.62	2.86	2.70	3.22

(備考) 人口問題研究所、昭和27年出産力調査による。前表の備考参照。

すなわち表21にみるように、出産力はA群即ち上層において最も高く、B群これにつき、C群即ちほぼ中層の下限を前後する層において最も低い、D群即ち下層はC群よりもまた高くなり、いわゆる貧乏多産の形を示してはいるが、しかしそれとてもAB群をこえるほどのものではない。全般的にみて戦後出産力の抑圧は下層により強くのしかかつており、階級的抑圧の力はきわめてまざまざしい。なおD群の内から更に最下層と考えられるもの（即ち非農林業者の場合は6千円乃至5千円未満層、農林業者の場合は3千円未満層）を取り出してみると、生存最低限の線をも割る之ら最下層の出産力は再び明白な下降傾向を示している。この点、戦前のカード階級が極端に多産であったことと思いつかせて特に対照的である。

更に表22によつて職業集団別にみた場合も、戦後出産力の階級的傾斜は、それぞれ独自の曲線を描きながらも、しかもすべて一様にC群において、いいかえれば今日の日本で中層の下限を前後すると考えられるあたりにおいて俸給生活者の場合だけを唯一の例外として最低の値をしめし、かつ相互に極めて接近した水準にあることが注意をひく。それは、最下層の出産力が貧乏多産の形を残しながらもなお上層のそれを上廻ることのない事実とともに、戦後における出産抑制の半物理的な逼迫性を示唆するに足る事実といつてもよいものではないかとおもう。上層知識階級から始まるのを通例とする近代的な出産抑制傾向もたしかに確認されるが、窮屈による言わば半物理的な抑制はそれ以上に強力な要因として全般的傾向を一貫しているといつてよいであろう。そして最近のめざましい出生率低下を進捗させているこのような実態こそ戦後日本の過剰人口の重圧を直裁に実証するものでなければなるまい。

### (3) 都市・農村別にみた差別出産力

資本主義社会の階級的対抗関係は産業構造の上では都市的近代産業に対する農林漁業のような後進産業の対立関係として現われるので、今日の差別出産力がとくに強く都市と農村との間のそれと

してあらわれてくることは当然のことといつてよい。近代社会の生成期には、農村は近代的プロレタリア人口を造出する源泉の役目を果したが、今日でも多少の程度においてそのような役目を負わされている。農業の産業としての後進性も、農民の相対的な多産も、これと結びついたことがらであることはいうまでもなかろう。

尤もフランスの場合のように農民が人口現象の近代化過程に相当大きな主役を演じた場合もないではなく、そして20世紀にはいるまでの間フランスでは少くとも出生粗率においては農村の方が都市よりも低い値を示していたというような特例もあるが、しかしこの場合でも人口年齢構成の差異を除去すると、表23にみるとおり、やはり農村の方が高い出産力を維持していた。

表23 フランスにおける人口階級別出産力

人口階級	人口1,000につき出生		20~39才人口1,000 につき出生 (1896)
	1887~90	1897	
パリー	24.9	22.2	54.8
人口10万以上の都市	25.3	23.7	64.2
〃 3万 〃	23.7	22.8	61.2
〃 2万 〃	22.8	21.7	59.4
〃 1万 〃	23.3	22.8	65.4
〃 5千 〃	23.8	23.8	72.6
農村地域	22.1	23.8	81.4
全フランス	22.9	21.9	73.8

(備考) J. Spengler, France Faces Depopulation, P. 84による。人口10万以上の都市はパリーを含まず、第3欄はスペングラーの計算したものであるが、農村地域の範囲については第1, 2欄のそれと若干の差がある。

\* \* \*

その他の諸国における都市・農村間の出産力の差異は例示の必要もないほど自明のことながらであるが、一例をアメリカについてみると表24にみるとようである。

表24 アメリカにおける都市・農村別の純再生産率 (1905~47年)

	1905~10	1930~35	1935~40	1940~47
都市	0.937	0.747	0.726	1.085
郡部(非農業的)	1.499	1.150	1.150	1.465
〃(農業的)	2.022	1.632	1.661	1.859
平均	1.336	0.984	0.978	1.292

(備考) Statistical Abstract of the United States 1948による。

\* \* \*

とくにわが国の市郡別、並びに人口階級別の差別出産力を標準化出生率としてしめすと表25及び表26のようで、出生率の低下が都市化に伴つて強化される傾向がきわめて明瞭に現われている。差別出産力における近代的形態は、わが国では、都市・農村間の地域差において最も一義的な形をとつて現われているといつてもよいであろう。

表25 わが国の市部郡別の標準化出生率、死亡率および自然増加率  
(人口1,000につき)

市郡別	昭25	昭22	昭10	昭5	大14	大9
a) 出生率						
全 国	31.2	30.4	32.5	33.5	34.6	34.4
市 郡	27.4	27.0	25.3	26.0	26.3	26.6
郡 郡	33.6	32.3	36.4	36.1	37.1	36.2
b) 死亡率						
全 国	11.0	15.4	17.8	19.0	20.3	24.0
市 郡	10.0	15.5	17.6	19.9	21.3	27.1
郡 郡	11.6	15.3	17.8	18.8	20.0	23.4
c) 自然増加率						
全 国	20.2	15.1	14.7	14.4	14.3	10.4
市 郡	17.5	11.6	7.6	6.1	5.0	-0.4
郡 郡	22.1	17.0	18.6	17.2	17.1	12.8

(備考) 上田正夫稿、わが国人口再生産力の地域構造に関する研究、人口問題研究所年報、昭和31年度より再掲。なお本表における標準化は大正14年の全国男女年齢別人口を基準として Newsholme-Stevenson の方法によつて行われたものである。

表26 わが国の人団階級別市町村の標準化出生率、死亡率および自然増加率  
(人口1,000人につき)

人口階級	出生率			死亡率			自然増加率		
	昭25	昭10	昭5	昭25	昭10	昭5	昭25	昭10	昭5
全 国	25.1	31.1	32.4	11.0	17.4	18.6	14.1	13.8	13.8
10万≤	20.5	22.6	23.0	9.7	16.6	18.4	10.9	6.0	4.6
4~10万	23.2	24.8	25.2	10.4	18.7	19.0	12.8	6.1	6.2
2~4万	25.2	27.7	28.1	10.0	18.0	18.8	15.2	9.7	9.3
1~2万	27.2	31.3	31.9	11.2	17.4	18.5	16.1	13.9	13.4
1万>	28.0	37.4	37.8	11.7	17.7	18.7	16.3	19.7	19.1

(備考) 前表とおなじ。但し配偶関係別構造の差異を除いてないので、全国の数字は前表と若干そごする。

都市・農村間の出産力の格差はこのようにわが国において極めて一義的に実証され、また差別出産力の平準化しようとする傾きの強い諸国にあつてもその格差はまだ相当に大きい。近代的な差別出産力を発生させるさまざまの社会的、経済的諸要因が今日の社会ではすべて寄り合つて都市、農村の対立関係の中に集中的にあらわれてくることが根本の理由であろうが、近代資本主義社会が農業社会から生まれ、また之をいろいろのいみで踏み台として生長してきたものであることを考えると、都市と農村、或るいは近代的諸産業と農業との間の消去しきれないいろいろの格差は資本主義経済体制自体の根本にふれる深い意味をもつてゐるわけで、その問題の重大さは人口論的見地において最も刻明かつ決定的なものがあるといふこともできよう。

#### (4) 差別出産力におけるその他の諸要因

教育程度の差異もまた近代的差別出産力のすべてに附帯して確認される指標のひとつである。それは教育程度の差異が、一方においては各自の生まれた社会階級の差異を代表し、他方においては各自が独立の個人として配置される社会階級の差異を決定するものだからといえよう。また教育程

度のいかんは直接に各自の思慮や欲求の強さや性質にも影響するはずである。尤も全くの無思慮や無教養の場合は別として、産児調節思想を消化するための知能にそう高い教育が必要なわけではないが、教育程度の差異が直接間接に出産力の差異に対してもつてゐる影響力の大きさは思いのほかに大きいものである。ここにはイギリスの王立人口委員会によつて報告されている事実を表27として掲げることにする。

表27 職業別並びに教育程度別にみた1夫婦当たり生涯出生児数（イギリス）

教育程度	俸給生活者	筋肉労働者
夫妻ともに初等教育のみ	2.29	2.80
双方又は一方初等以上	1.75	2.23

(備考) イギリス王立人口委員会の報告書による。

出産力が教育程度の差によつて強く影響されるということ、しかもそれが社会階級差や職業その他の諸要因のからみあつた総括的指標にすぎないとしても、それがそのような役目をもたされているという事実については考えてみねばならない問題があるようである。というのは、出産力の帰趣が個人の性格や気質、ものの感じ方や考え方などによつても影響されるところが多いものであること、そしてそれらのこととはつまるところ人間心性の変革の問題につらなるといつてよいからである。勿論このような個人の心の在り方も根本的には諸般の社会経済的諸条件の中で生長し成熟した変化もしてゆくものではあるが、現実的社会の経済的な必要と必然性も、そのような人間的心性の生長と成熟を媒介とすることなしには、出産力のような人間の生命現象に影響することはもともと不可能事であるはずである。そして社会の進歩は、当然に、このような人間的心性の社会的作用因としての重要性をますます大きなものにしてゆくに相違ない。

\* \* \*

宗教的信仰の出産力に対する影響についても又おなじようなことが考えられるかもしれない。事実また宗教的信仰別にみた出産力の相違には時として教育程度以上に極端にいちじるしいものがある。ただ宗教的信仰の場合には、とくにそれが狂信的な、あるいは少くとも単に儀礼的形式以上の力をもつている場合には、それは現実の実生活と不可分に結びついており、とりわけ歴史的に取り残された停滞的な生活体制の单なる反面でしかないことが多いようである。

例えば北米合衆国に住む再洗礼派の少数宗団 **Hutterites** はおそらく多産であることで著名であるが、彼らの封鎖的な日常生活は農業を中心として一種の共産主義的な形をとつており、怠惰な父親も勤勉な父親と同じように家庭をもち子供を育てることができるといわれている。そこには家族の大きいを制限しなければならない必要もなければ、制限することによつて得られる利益もない。彼らの祖先を熱狂させたものはたしかに宗教改革時代の小市民的独立と反抗の精神であつたに相違ない。しかし当の市民社会が巨大な機械工業の時代に進んだ今日においては、その狂信は単に取り残された骨董品的旧社会の崩壊を辛じて支えている無氣力な観念形態以外のなものでもないといつてよいであろう。

大宗教の中ではカトリックがプロテスタントに較べて多産であることは周知のことであるが、これも根本においてはプロテスタントが近代資本主義の新しい信仰形態として起つたものであることと決して無関係ではないはずである。そしてカトリック教徒は資本主義の発展過程の中で取り残された社会ないし下積み化された階層を代表する場合が多かつた。反之、同じカトリック国でも資本主義的発展の本道を歩んだフランスやオーストリーは欧洲でながく低出生率国の双壁であつた。

しかし、職業や社会階級を同じくしながらカトリック教徒がより多産であることも著しい事実で、その一例をマッカーシーの詳密なアイルランド婦人に関する検討成果によつて示すと表28のようである。

表28 社会階級並びに宗教的信仰別にみたアイルランド婦人の出産力

(結婚年齢が20~34才で結婚持続期間20~24年の有配偶女子100につき出生数、但し各社会階級の結婚年齢の分布差は之を全国基準で標準化)

社会階級	カトリック	その他	計
全人口	477	287	464
農民及び農地管理者	507	374	498
農業労働者	488	375	484
上級の専門職	391	187	336
下級の専門職	448	198	425
使用者及支配人	414	212	370
自営業者	445	271	435
依給生活者	440	235	420
知能的賃金労働者	435	249	418
熟練〃	470	295	461
半熟練〃	519	410	518
一般労働者	516	328	512
退職者・無業者	393	206	377

(備考) M. D. McCarthy, Irish Fertility Statistics, 1841~1946 による。

Proceedings of the World Population Conference, 1954, Vol. 1 より再掲。

アイルランド人口は圧倒的にカトリック教徒が多く、上表中その他として括されている非カトリック的人口は極めて少数であるので、統計として分布の偏りの甚しいことが難であるが、しかし詳細な統計的操作によつて同一の条件下に対照された両者の出産力の格差の大きいことは目に値するものがあろう。と同時に、宗教的要因がこのように独立して大きく作用するということは、それが今日すでに社会経済的背景とのつながりを喪つてしまつてゐることを物語るものであらう。だからこそそれは人間の行動を規制する一つの独立要因となつてきたといふこともできるが、しかしこれは実生活の必要に応じてはた易く形骸化される可能性も熟していると考えることもできよう。いざれにせよ、ここでは広い意味での人間教育の問題が人口論的見地からも分析される必要があることを注意するに止めておく。

### (5) 特に社会生物学的要因について

差別出産力の人口論的分析に際しては特に生物学的要因に焦点をしぼつて見る人もある。富の増加、あるいは文明の進歩が不妊症を導き、不妊夫婦を増加させるというような考え方もその一つであり、ひいては上層階級の社会生物学的衰微と多産な下層階級人口によるその補てん、乃至は人口の階級的周流論のような考え方も社会生物学的要因の強調にその立論の根拠をおいているのが通例のようである。

しかし、上掲表3、戦前わが国農民夫婦の農家階層別並びに出生数別分布にみてきたように、無子夫婦の割合は下層農の方に高く、無子または不妊化の理由が富や文明の結果ではなくて、寧ろ貧困や過重労働によつて発生しているものであることを想像させる。同じく人口問題研究所の昭和15年出産力調査の結果によつて再生産期間をすぎた夫婦中の無子夫婦の割合を職業集団別にみると表

29のようで、無子率は概して都市よりも農村に、またその中でも概して下級の筋肉労働的職業において高い値を示している。

表29 都市農村別並びに社会階級別にみた戦前日本の再生産期間経過後の夫婦中の無子夫婦の割合

(昭和15年)

社会階級	無子率(%)
都 市	
俸給生活者	10.53
中小商工業主	15.89
賃金労働者	16.47
農漁村	
農 業 者	13.16
俸給生活者	16.64
中小商工業主	22.07
賃金労働者	19.50
漁 業 者	23.11
その他	
富 裕 階 級	10.75
カ ッ ド 階 級	3.97
総 計	14.55

(備考) 人口問題研究所、昭和15年出産力調査による。

また同一職業群についてその無子率を所得階級別に内訳してみると表30のようであつて、無子率は下層において高く、その傾向は農村の場合に一そう規則的かつ顕著にあらわれている。

表30 職業及び所得階級別にみた戦前日本の再生産期間経過後の夫婦中の無子夫婦の割合(%)

(昭和15年)

a) 賃金俸給生活者の場合(月額)				
	(1) 200円以上	(2) 200円未満 100円以上	(3) 100円未満 50円以上	(4) 50円未満
都市俸給生活者	9.21	11.59	11.72	—
農村〃	9.17	16.26	18.71	21.55
都市賃金労働者	—	15.09	16.80	20.00
農村〃	—	6.25	20.59	19.27
b) 中小商工業主の場合(営業税額)				
	(1) 50円以上	(2) 50円未満 25円以上	(3) 25円未満	(4) 免 稅 者
都市中小商工業主	16.16	12.42	18.59	15.53
農村〃	16.67	19.44	21.18	24.42

(備考) 前表と同じ。

戦前日本の出産力は、前段にみてきたように、上層に高く下層に低いという前近代型を、いいかえれば人口増加の抑制が下層階級人口の出産力をより強く抑制せざるをえないような事情の下にあつたことを思うならば、貧困や過労による不妊化の現象が下層階級により多く現われざるをえなかつたこともまた当然であつたといえよう。そして今日、文明の進歩やそれに伴う生活の潤沢が却つて不妊を増加しているように見える場合でも、そのような社会的進歩が果してどのような階級的矛盾を孕みながら推進されているものであるかを考慮する必要があろう。差別出産力を規制する生物

学的要因も決して社会経済的な諸連関の外部にあるものではない。

\* \* \*

出産力は根本的に社会経済的諸条件の統制下にある。貧乏多産をなにか下層階級の自然生物学的特性にもとづく超歴史的な現象のように考えがちなのはいわゆる《貧乏多産説》に共通した欠陥で、貧乏多産を必然化するような現在の社会体制を当然のこととして肯定しかねない危険をはらんでいる。なるほど生物学者のダブルデーが指摘したとおり、動植物の世界では環境の危険の増大、とくに栄養の不足が種の生殖力を強化するような法則的傾向がある。人類社会における貧乏多産的傾向にも生命の危険に対する補障という点でそれとおなじ意味が読みとれることもないが、しかしこのような生命の抵抗もここでは貧乏と多産とを必然化する特定の社会経済的諸条件の下でこそ始めて人間の生物的な増殖力として再形成され、恰も自然のすがたであるかのように再生産されているものであることを忘れてはなるまい。差別出産力の一要因として自然生物学的なそれを取り出そうと試みることは意味がないばかりか、当をえたものでもない。

差別出産力における自然生物学的要因の追及は、そういうわけで、意味がないが、だからといって差別出産力の人口論的意味をとくにその社会生物学的側面から吟味することは決して無駄でないばかりか、諸般の社会経済的諸条件の分析の最終的なしめくくりとなる大事な問題点でなければならぬ。というのは、経済も、その社会的階級秩序も、もともと人類の生活空間を拡大し、生活水準を向上させるための組織であつたからで、それがどのような人口の動きを決定するかを社会生物学的見地から再吟味することは、当面の社会経済体制そのものの最終的評価を試みるにひとしい仕事だといつてよいのである。

近代的な差別出産力がひきおこす人口の階級的移動や周流現象についてはつとにドイツのハンゼンによつて取り上げられた問題であつたが、下層階級の相対的な多産に人口の階級的周流と新陳代謝の根源をみ、人口の適度な社会階級的混血現象にその活力の保存と強化の意味があることに注意を向けたのはイタリーのヂニであつた。したがつて差別出産力の近代的平準化傾向の進行に西洋諸国民の国民的活力の衰退をみるその結論は、やや自然生物学的要因に囚われすぎる若干の難はあるが、近代的差別出産力とその推移傾向に対する歴史的な評価と再吟味への出発点として示唆するところが尠くない。少くとも、近代的差別出産力の平準化傾向や部分的逆転現象を、いゝかえればその現象形態の歴史的変貌を論拠とした最近マッケンロートの福祉説批判などにくらべて、遙かに問題の本質にふれているといえよう。福祉説の理論がマッケンロートのいうように全く馬鹿馬鹿しくて (ganz töricht), かつ危険千万 (halsbrecherisch) な理論構成であるのではなく、そのような傾向を必然化する近代社会の本質にこそ再思すべき問題があるのである。

#### IV 差別出産力の最近の変貌傾向に関する資料

##### (1) 先進資本主義諸国の諸状況

第2次世界大戦前即ち30年代の後葉から特に戦時戦後にかけて先進資本主義諸国の出生率が反騰傾向に転じ、それに応じて差別出産力にも従来の上下の格差を収縮しようとする平準化傾向があらわれていることはすでに上掲表14、1929～42年のニューヨーク市民の経済階級別出産力についてもその一端にふれてきたとおりであるが、ここには二三の資料を追加して最近の状況分析に資することとする。

すでに戦前において進行していた差別出産力格差の収縮傾向をしめす1例としてここには表31にオランダの大小都市別、宗派別並びに職業別のそれをとる。オランダは北西欧諸国中でも一番たかい出生率をもつていた国で、30年代の大不況期にもその純再生産率は辛じて1を割らなかつた唯一の国であるが、それだけその出産力は表示の期間中一貫して低下の形をとつており、したがつて又その社会階級別格差の収縮も全般的低下の中での格差の収縮という形をとつてゐる。即ち格差の収縮は今まで比較的高い出産力をもつていた階層での一層いちじるしい低下によつて行われており、低出産力階層における特別の反騰現象というものは出でていない。なお、表示の階級分類の中では、かつて大きな格差を示していた宗派別差異が急速度に収縮しつつあることが注意をひく。

表31 大小都市別、宗派別並びに職業別にみたオランダ人の出産力  
(1924～43年の間に結婚して1947年5月末に現存し且つ有子の初婚夫婦100につきその出生数)

	結婚年次 1924～28	〃 1929～33	〃 1934～38	〃 1939～43
全夫婦	381	352	296	209
四大都市	295	273	240	182
その他の都市	407	374	312	217
ローマ・カソリック	502	455	366	241
プロテstant	337	315	272	198
無宗教	270	250	223	173
専門職	318	310	279	206
俸給生活者	311	300	268	196
農業者	450	405	330	230
賃金労働者	377	345	286	203
同上指數				
全夫婦	100	100	100	100
四大都市	77	78	81	87
その他の都市	107	107	105	104
ローマ・カソリック	132	129	124	115
プロテstant	88	89	92	95
無宗教	71	71	75	83
専門職	83	88	94	99
俸給生活者	82	85	91	94
農業者	118	115	112	110
賃金労働者	99	98	97	97

(備考) T. Van Den Brink, Levelling of Differential Fertility Trends in the Netherlands, Proceedings of the World Population Conference 1954, Vol. 1, より再掲。指數は本編集者の計算したものである。

更にヨーロッパの低出生率国の代表としてスエーデンをとり、その都市・農村別出産力の戦前戦後の推移をみると表32のようである。ここでも差異の平準化傾向は明白であるが、ただここでは出産力は戦時から特にその末期にかけて反騰し、且つその反騰は都市、とくに大都市において顕著であつたことが目に止まる。この反騰現象は戦時における中立国スエーデンの好景気に種々の戦時的生活事情も加勢して齎らされたものとみてよく、実質的には主として30年代不況期に極端に出産を制限した夫婦群の追加出産という形で実現されたものであつたと考えられる。戦後に出産率の再低下をみていることも間接にそれを実証しているわけであるが、今のところ大都市の出産力はまだ戦前水準よりもやや高く、その上農村地域の出産力の低下がいちじるしいので、都市・農村間の格差は戦

表32 1940~50年におけるスエーデンの都市別出産力の推移  
(15~45才有配偶女子1,000につき嫡出出生数、1940年の年齢構成を基準に標準化)

	1940~41年	1945~46年	195051年
ストックホルム市	93.7	132.9	96.2
その他の諸都市	102.6	133.1	102.6
渡村地域	122.9	143.9	117.9
指	数 (1940~41年 = 100)		
ストックホルム市	100	139	104
その他の諸都市	100	128	101
農村地域	100	119	97
指	数 (農村地域 = 100)		
ストックホルム市	76	92	82
その他の諸都市	84	93	87
農村地域	100	100	100

(備考) Kjeld Bjerke, The Birth Rate of the Rural and Urban Population in Denmark, Finland, Norway, and Sweden during the 1940's.  
Proceedings of the World Population Conference, 1954 Vol. 1, による。

前にくらべては収縮の実績をあげていることになる。しかし出産力の全般的な回復なしに進行する出産力格差の平準化がどういう危険を孕んだものであるかは前段にもふれてきたとおりである。

之に反し、戦時のスエーデンにみられたような出産力の全般的な上昇下におけるその階級差の収縮傾向を戦後にまで引きつづいて持続している国はアメリカで、その職業別出産力の戦前・戦後の状況をみれば表33のようである。

即ち、1940年から52年に到る間の出産力の回復は筋肉労働者層においてよりも非筋肉労働の従事者、とくに知的専門的職業に従事しているものにおいて格段に顕著に実現されており、更に遡つて1910年水準にくらべてみても、一般にまだそこまでは回復してはいないものの、筋肉労働よりも非筋肉労働、とくに知的専門職において接近度はより大きい。そしてこのような反騰現象の持続が第2次大戦後世界の富の過半を集積したうえに、第1次大戦後のような恐慌の発生を今までのところまだ制御してきたアメリカ経済の繁栄と表裏するものであることはいうまでもあるまい。差別出産力の格差のそのような収縮過程の中に、なお相当大きな階級的格差を残していることもアメリカ資本主義の若さを実証するものといつてよいかもしれない。

表33 1910年、1940年及び1952年の米国婦人<sup>(1)</sup>の夫の職業<sup>(3)</sup>別にみた出産力<sup>(2)</sup>の推移  
(15~44才の有配偶女子1,000につき既往出生数)

総 数	1910年	1940年	1952年 <sup>(4)</sup>
	2,915 <sup>(4,7)</sup>	1,927 <sup>(7)</sup>	1,985
知的専門職	1,818	1,266	1,653
業主、支配人、官吏	2,164	1,459	1,759
事務及び販売従事者	1,887	1,325	1,555 <sup>(5)</sup>
熟練労働者	2,575	1,842	1,932
半熟練労働者	2,765	2,001	2,076
未熟練労働者	3,131	2,283	2,380
サービス業	2,256	1,645	1,805
農民及び農地管理人	3,727	2,826	2,704
農業労働者	3,522	2,803	3,153

総 数	増 減 率 (%)		
	1910~40年	1940~52年	1910~52年
知的専門職	-34	+31	-9
業主・支配人・官吏	-33	+21	-19
事務及び販売従事者	-30	+17	-18
熟練労働者	-28	+5	-25
半熟練労働者	-28	+4	-25
未熟練労働者	-27	+4	-24
サービス業	-27	+10	-20
農民及び農地管理人	-24	-4	-27
農業労働者	-20	+12	-10

(注) 1), 1910年及び1940年の率は初婚婦人による。2), 本表の率はすべて1952年の15~44才有配偶女子の年齢分布を基準として標準化されたものである。3), 1910年の職業分類は1940年のそれに改編された。1952年のは1950年のそれによる。1940年と1950年との分類は大差ない。4), 1910年の総数は、無業者を含まない。5), 1952年の事務及び販売従事者の数字は《事務的及び類似の仕事の従事者》及び《販売従事者》に関する別途の標準化率より推計されたもの。6), 1952年の数字はすべて無解答者による過小を補正したもの。7), 1910年及び1940年の総数は Native white と negro との合計による。但し両者で全女子人口中に占める割合は1910年に87%ちかく、1940年には91%以上に及んでいる。

(備考) 本表は Charles F. Westoff, Differential Fertility Trends in the United States since 1900, Proceedings of the World Population Conference 1954 による。

## (2) 出産力の国際的格差

戦後における差別出産力の変貌は少くともアメリカ的形態において最も性格的であるが、その歴史的特性は今次大戦後の日本の極端な出生率低下現象と対照することによつて一層暗示に富んだものとなるであろう。昭和31年のわが国の出生率は人口1,000につき18.4にまで陥没したが、之に対しアメリカは24.9(1954年)という高い水準にまで舞い戻つている。

しかし日本とアメリカの間にこのような国際的差別出産力を発生させている戦後世界経済における発展の不均等性の拡大は、先進資本主義諸国と東南アジアやラテン・アメリカにおける後進諸国との間では、むしろ逆の形で、その出生率の極端な差異となつて現われていることに注意せねばならぬ。正確な計数は求めがたいが、大勢を若干の標本例によつて表示すると表34のようである。

表34 最近人口動態の国際的差異

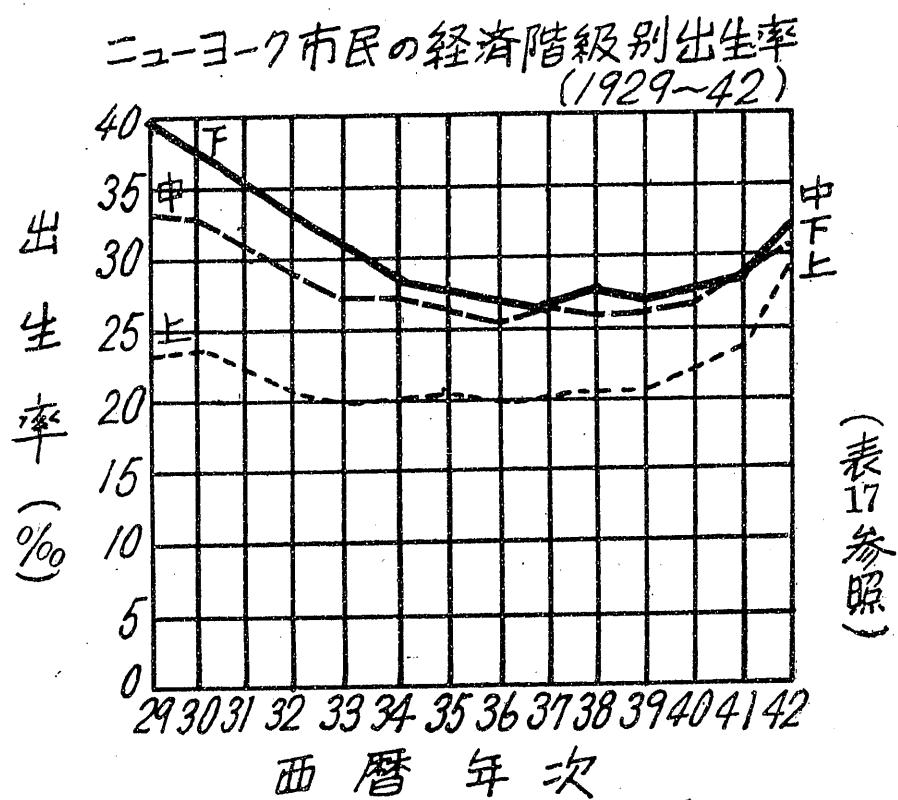
(人口1,000につき)

国 名	出生率	死亡率	自然増加率	(備考)
北米合衆国	24.9	9.2	15.7	1954年
スエーデン	15.4	9.7	5.7	1953年
西 独	15.5	11.0	4.5	〃
イギリス	15.9	11.4	4.5	〃
日 本	18.4	8.0	10.4	1956年
印 度	約 40	約 27~28	約 12~13	ディヴィス推計
インドネシア	約 40	約 20	約 20	1950年ごろ
セイロン	約 40	約 12~13	約 27~28	〃
ラテン・アメリカ諸国	約 40	約 17	約 23	1947年ごろ

(備考) 欧米諸国は国連年報、東南アジア諸国は黒田俊夫稿、アジアの人口問題(人口問題研究 No.63)、ラテン・アメリカ諸国は国連人口部のローマ世界人口会議における報告による。

表示の計数から何を読みとるか、とりわけ日本の地位をヨーロッパの先進諸国と東南アジアやラ

テン・アメリカ等の後進諸国の中間においてそのどちらと結びつけて考えるべきかというような問題については、すでに何度かふれてきているので再説の煩をさけるが、かつて先進資本主義国をなやました資本主義的過剰人口の脅威が今日すでに解決されるどころか、むしろ国際的な規模において拡大再生産されるに到つては異論の余地がないであろう。そして差別出産力の問題も又そのような拡大された国際的視野と新しい世界史的見地の下で再思再省すべき問題を残していることをここには指摘するに止めておく。



# 東京都下の小・零細企業従業者に関する調査結果報告(2)

宮川実

## 目次

### IV 世帯構成

- A. 従業員の世帯における続柄的地位,
- B. 従業員世帯の続柄構成
- C. 従業員世帯の続柄別有業者構成

### V まとめ

## IV 世帯の労働力構成

それでは、これらの従業者は、どのような労働力構成をもつ世帯から、小・零細企業に就業しているものであろうか。今以上見て来た従業形態別の従業者について、その属する世帯を考えると、家族従業員と住み込み従業員は一応経営主の世帯に属し、経営主と通勤者の世帯が、これらの従業者の属する世帯ということになる。しかし住み込み従業員は、企業の労働力として、ただ生活の場を経営主の世帯内におくものであり、世帯の労働力という面からは、経営主の世帯外にあるものと考えなければならない。その意味からは、住み込み従業員の大部分が一人世帯を構成するものということが出来よう。従つて、この章においては、住み込み従業員を省く、経営主の世帯と通勤者の世帯について考察を進めて行くこととする。

### A 経営者と通勤者の世帯における地位

世帯構成に入る前に、従業者が自己の属する世帯の中でどのような続柄別地位を占めているかを見ると、まず経営主においては第25表に見られるように、殆んど大部分が各年令層を通じて、世帯主の地位にあるもの、即ち世帯の中心労働力を構成している。(註1)

(註1) この調査では世帯内の最多収入者を世帯主として集計した。

これは企業を始めることが、一般に経済的独立を意味し、又一家の収入の中心となる場合が多いことから当然結果するものといえよう。

次に男子通勤者についてみると、第26表のごとく、全体として世帯主のものが製造業で64.8%商業で69.2%を占め、やはり世帯の中心労働力となつているものが多い。しかしこの外世帯員の地位にあつて就業しているものが製造業で26.6%，商業で17.4%，あり、又一人世帯を構成しているものが、製造業で8.6%，商業で13.4%を占めている。以上は、第2章A節で述べたように、又世帯実数表でも分るように、年令30歳以上のものが男子通勤者に比較的多く含まれているためであり、又、一方低年令層のものもかなり含まれているためである。今、年令階層別に世帯主と世帯員及び一人世帯のものの割合をみると、まず19歳以下の年令層では、製造業で76.6%，商業で68.9%までを世帯員のものが占め、一人世帯のものが製造業で9.4%，商業で17.6%，を占めている。そして、世帯員のものの続柄別地位は直系卑属(子・孫)のもの及び兄弟姉妹のものによつて構

第25表 経営主の世帯内における続柄的地位

製造業			商業									
従業員の年令	世帯主	配偶者	子孫	父祖父母	一人世帯	計	世帯主	配偶者	子孫	父祖父母	一人世帯	計
実数	20才～29才	11		1		12	6				2	8
	30才～39才	41			1	42	51	1	1		1	54
	40才～49才	44	1		1	46	69	1			3	72
	50才～59才	41		1		42	61				1	62
	60才以上	20			2	20	27					27
	計	157	1	1	1	162	214	2	1		6	223
割合	20才～29才	91.7		8.3		2.4	100	75.0			25.0	100
	30才～39才	97.6			2.2	2.2	100	94.4	1.9	1.9	1.9	100
	40才～49才	95.7				2.4	100	95.8	1.4		2.8	100
	50才～59才	97.6					100	98.4			1.6	100
	60才以上	100.0					100	100.0				100
	計	96.9	0.6	0.6	0.6	1.3	100	96.6	0.9	0.4	2.7	100

(註) (1) 女子の場合が極めて少ないので男女共に集計した。

(2) 世帯における地位不明のものを除く。

成されている。即ちこの年令層のものが、早期から直系尊属（父母、祖父母）の世帯、あるいは尊属の老令化に伴い兄弟姉妹に最多収入者の地位を譲つた世帯において、補助的労働力、又は自立労働力として就業し、更に口べらし的に自立世帯を営むものであることを示している。次に20歳代の

第26表 男子通勤者の世帯内における続柄的地位

製造業			商業											
従業員の年令	世帯主	夫	子孫	父祖父	兄弟	一人世帯	計	世帯主	夫	子孫	父祖父	兄弟	一人世帯	計
実数	15才～19才	9		37		12	6	64	4		8	2	3	17
	20才～29才	83	1	49		20	31	183	21	11		7	15	54
	30才～39才	119			1	3	1	124	39		1	1	3	44
	40才～49才	59				1		60	35			1	1	36
	50才～59才	41			6			47	14				1	14
	60才以上	7			5	1	13	6				1	7	
割合	計	318	1	86	11	33	42	491	119		20	10	23	172
	15才～19才	14.1		57.8		18.8	9.4	100	23.5	47.1		11.8	17.6	100
	20才～29才	48.0		28.3		11.6	17.9	100	38.9	20.4		13.0	27.8	100
	30才～39才	96.0	0.8			0.8	2.4	100	88.6	2.3		2.3	6.8	100
	40才～49才	98.3					1.7	100	97.2			2.8	100	
	50才～59才	87.2			12.8			100	100.0					100
合計	60才以上	53.8		38.5		7.7	8.6	100	85.7			14.3	100	
	計	64.8	0.2	17.5	2.2	6.7	8.6	100	69.2	11.6		5.8	13.4	100

(註) 世帯における地位不明のものを除く

年令層をみると、ここにも直系卑属兄弟姉妹のものが製造業で39.9%，商業で33.4%占めていて、同様の傾向がみられるが、こゝでは、既に世帯の最多収入者としての位置を占めるものが製造業で48.0%，商業で38.9%とかなり多くなつておる、直系尊属から離れて一人世帯を営む傾向も、強くなつてゐる。以上に対して、30歳代以上のものでは、世帯主として自己の世帯を営むものが大部

分を占めている。しかしただ製造業において 50 歳以上の年令層で、直系尊属（父、祖父）の地位にあるものが存在し、殊に 60 歳以上の層で 38.5% の割合を占めていることは、こうした年令層のものに、世帯での最多収入者としての地位を、次の世代にゆずり、負担すべき世帯員を軽減されながらも、なお、自己の受けもつ生活費の獲得を必要とするものが存在することを示している。

又、女子通勤者について見ると、第 27 表の通りで、世帯主のものは、製造業で 17.1%，商業で 14.1%，一人世帯のものが製造業で 10.1%。商業で 7.1% と少く、製造業で 72.1% 商業で 86.8% までが世帯員の地位のものである。これは、第二章 A 節で述べたように、又実数表をみても分るよう、女子通勤者に 29 歳以下の年令層のものが多く、それらが主として妻、直系卑属、姉妹の地位のものであり、又 30 代、40 代のもので、妻、母、姉妹のものがかなり割合を大きくしているためである（製造業の 30 代で約 40%，40 代で約 50%，商業の 30 代で約 62%），即ち一般に女子労働者が低

第 27 表 女子通勤者の世帯内における続柄的地位

製造業			商業													
従業員の年令	世帯主	妻	子孫	母祖母	姉妹	そ親の他既	一人世帯	計	世帯主	妻	子孫	母祖母	姉妹	そ親の他既	一人世帯	計
実 数	15才～19才	5	8	33	12	14	2	56	5	5	7	15	4	1	11	32
	20才～29才	5	6	12	14	2	8	49	1	3	15	6	2	2	8	4
	30才～39才	6	5	2	1	1	1	14	2	2	16	4	1	2	2	4
	40才～49才	7	5	1	1	1	1	16	8	8	22	12	1	4	56	
	50才～59才	2	19	45	3	30	3	14	139							
計		25	19	45	3	30	3	14	139	8	8	22	12	1	4	56
割 合	15才～19才	8.9	10.2	53.9	16.3	24.5	28.6	1.8	4.1	16.3	100	15.6	15.6	63.6	36.4	100
	20才～29才	10.2	42.9	24.5	42.9	12.5	14.2	4.1	16.3	100	100	12.5	37.5	46.9	18.8	100
	30才～39才	42.9	43.8	42.9	31.3	12.5	6.3	14.2	6.3	100	*	100	25.0	25.0	3.1	100
	40才～49才	43.8	*	31.3	*	12.5	6.3	6.3	*	100	100	14.3	14.3	39.3	21.4	*
	50才～59才	*	18.0	13.7	32.4	2.2	21.6	2.2	10.1	100	100	14.3	14.3	39.3	1.8	7.1
計		18.0	13.7	32.4	2.2	21.6	2.2	10.1	100	14.3	14.3	39.3	21.4	1.8	7.1	100

（註）世帯における地位不明のものを除く。

\* は実数が少ないので省略したもの。

年令層のものであり、家計補助のために就業していることが、小・零細企業の場合にもあらわれているといつてよい。

### B 世帯の続柄別構成

次に以上の従業者の中、一人世帯のものを除き、世帯主と世帯員のものの世帯についてその世帯構成を見てゆくことにする。その場合世帯主のものの世帯は、一応この調査対象である小・零細企業従業者を中心とする世帯と考えられるので、世帯主のものの世帯と世帯員のものの世帯とを別個に考察することにしたい。従つて、実数の少い女子通勤者で世帯主のもの、及び経営者と男子通勤者で世帯員のものの世帯については、その考察を省略することにした。なお、又、世帯主の年令階層別にみると、世帯数が少くなるので極めて大きな傾向についてだけ見て行くことをお断りしておく。

#### (1) 世帯主のものの世帯

標記の世帯について、経営者及び男子通勤者の一帯当り続柄別平均世帯員数（世帯主を含む）を世帯主の年令階層別にみると第 28 表のようになっている。まず経営者世帯では全体として製造

業で 5.5 人、商業で 5.2 人の平均世帯員数が見られ、これに対して、男子通勤者世帯においては、製造業で 4.3 人、商業で 4.1 人の平均世帯員数となつていて、経営者世帯の平均世帯員数が通勤者世帯のそれよりも多いのは、世帯主の年令別実数を見ても分るように、経営者世帯の方が 40 歳以上の世帯主の割合を大きくしているためであるが、又、各年令層の平均世帯員数を比較しても分るように、経営者世帯の方が各年令層で平均世帯員数を大きくしているためである。（註 2）

第 28 表 世帯主の年令階層別平均世帯員数（経営者及び通勤者で世帯主のものの世帯）

製造業			商業																	
世帯主の年令	世帯主	配偶者	子孫	父母	兄弟	その他の族人	同居人	計	世帯主	配偶者	子孫	父母	兄弟	その他の族人	同居人	計	世帯実数			
	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令				
経営者	20才～29才	1.0	0.5	1.0	1.0	1.5	—	—	5.1	11	*1.0	*0.8	*0.8	*0.3	—	—	*3.0	6		
	30才～39才	1.0	1.0	2.3	0.6	0.8	0.2	—	5.9	41	1.0	0.9	1.7	0.5	0.4	0.1	—	4.7	50	
	40才～49才	1.0	0.9	3.6	0.1	•	•	—	5.7	44	1.0	0.9	3.0	0.4	0.1	0.1	—	5.4	69	
	50才～59才	1.0	0.9	3.2	0.1	—	0.1	0.1	5.4	41	1.0	0.9	3.3	0.1	•	0.1	—	5.4	61	
	60才以上	1.0	1.0	2.5	—	—	0.1	—	4.5	20	1.0	0.8	3.5	—	—	0.2	—	5.5	27	
	計	1.0	0.9	2.8	0.3	0.3	0.1	•	5.5	157	1.0	0.9	2.8	0.3	0.1	0.1	—	5.2	213	
男子通勤者	15才～19才	*1.0	—	—	*1.2	*2.1	—	—	*4.3	9	*1.0	—	—	*1.3	*2.5	—	—	*4.8	4	
	20才～29才	1.0	0.7	0.5	0.7	0.8	0.1	—	3.8	83	1.0	0.5	0.3	0.9	1.0	•	•	3.7	21	
	30才～39才	1.0	1.0	1.8	0.2	0.2	•	—	4.2	119	1.0	1.0	1.3	0.3	0.1	—	—	3.7	39	
	40才～49才	1.0	0.9	2.8	0.1	0.1	•	—	4.9	59	1.0	1.0	2.7	0.1	—	—	—	4.9	35	
	50才～59才	1.0	0.9	3.1	•	—	•	—	5.0	41	1.0	1.0	2.2	0.1	—	—	—	4.3	14	
	60才以上	*1.0	*0.9	*1.7	—	—	—	—	*3.6	7	*1.0	*0.8	*1.2	—	—	—	—	*3.0	6	
計			1.0	0.8	1.7	0.3	0.4	•	—	4.3	318	1.0	0.9	1.6	0.3	0.3	•	•	4.1	119

(註) \*は世帯数が 10 以下のもの、•は平均が 0.05 未満のもの

(註 2) 商業の経営者世帯 20 才代では平均世帯員数が 3.0 人と少くなつてゐるが、これは実数が 6 世帯と少く、その中 4 世帯が夫婦と子供、2 世帯が世帯主と母親の世帯のためである。

今、表によつて、商業の経営者世帯で実数の少い 20 歳代のものを考慮外におき、経営者世帯と男子通勤者世帯の統柄別平均世帯員数を年令階層別に比較すると、経営者世帯の方が、各年令階層にわたつて、直系卑属（子、孫）の数を多くしておらず、又 20 歳代、30 歳代の年令層で直系尊属（父母、祖父母）、兄弟姉妹の数を多くしている。このように経営者世帯で直系卑属数の多いことは、経営者の方が通勤者よりも結婚年令が低いためと考えられ、又、逆に男子通勤者の世帯に、収入の限定と賃銀労働者としての生活水準への考慮が相俟つて出生率の低い世帯が多く含まれてゐたためと考えられる。更に高年令層の世帯では、家族労働力として直系卑属が世帯内に残る可能性が大きいことも加味されているであろう。又経営者世帯の 20 歳代、30 歳代で直系尊属、兄弟姉妹の数が多いことは、経営者世帯において、家業の相続が行われ、同一世帯内で世帯主の交代が行われる場合がより多く、直系尊属・兄弟姉妹と世帯主とが世帯を共にする可能性の大きいためである。

#### (ロ) 世帯員のものの世帯

以上の経営者と通勤者で世帯主のものの世帯の統柄別構成は、一応純粋に小・零細企業従業員世帯のものと見ることが出来よう。しかし、小・零細企業従業員の属する世帯はこの外に世帯員として、自己の属する世帯から就業している通勤者の世帯がある。これらの世帯は、前項に述べた通勤者で世帯主のものの世帯が、企業の内部で従業者として固定したものの世帯とすれば、企業へ外部から通勤者として労働力を送り出している世帯と考えることが出来る。そして小・零細企業の低年令通勤労働力は、前節でも述べたように、こうした世帯に属するものが多いのであるから、その意

味では、これらの世帯は、小・零細企業の労働力供給源の一部を担つてゐるといつてよい。殊に通勤者の多い製造業においては、そのもつ意味が大きいといえる。今これらの世帯について、世帯主の年令階層別、続柄別平均世帯員数を見ると第29表の通りである。

第29表 世帯の年令階層別平均世帯員数（通勤者で世帯員のもの世帯）

製造業			(実数)														
世帯主の年令	世帯主	配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	そ親の他の族	同居人	計	世帯主数	配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	そ親の他の族	同居人	計	
男子通勤者	20才～29才	1.0	0.2	·	1.3	2.5	—	—	5.1	39	6	1	52	99	—	—	197
	30才～39才	*1.0	*0.3	*3.3	*0.5	*0.8	—	—	*5.8	4	1	13	2	3	—	—	23
	40才～49才	1.0	0.9	4.8	0.1	—	—	—	6.8	18	16	87	2	—	—	—	123
	50才～59才	1.0	0.9	4.1	·	—	—	—	6.0	46	41	187	1	—	2	—	277
	60才以上	*1.0	*0.8	*2.9	—	—	0.1	—	*4.8	10	8	29	—	—	1	—	48
	計	1.0	0.6	2.7	0.5	0.9	·	—	5.7	117	72	317	57	102	3	—	668
女子通勤者	15才～19才	*1.0	—	—	*3.0	*3.0	—	—	*7.0	1	—	—	3	3	—	—	7
	20才～29才	1.0	0.4	0.2	1.0	2.5	·	—	5.1	31	12	5	32	77	1	—	158
	30才～39才	1.0	0.7	1.6	0.6	0.6	—	—	4.5	14	10	22	8	9	—	—	63
	40才～49才	1.0	0.9	4.7	0.4	·	0.1	—	7.1	24	22	112	10	1	2	—	171
	50才～59才	1.0	0.9	3.3	—	—	·	—	5.2	23	20	75	—	—	1	—	119
	60才以上	*1.0	*1.0	*4.3	—	—	—	—	6.3	3	3	13	—	—	—	—	19
	計	1.0	0.7	2.4	0.6	0.9	·	—	5.6	96	67	230	53	90	4	—	537
商業業			(実数)														
女子通勤者	20才～29才	1.0	0.2	0.1	1.0	2.3	0.1	—	4.6	11	2	1	11	25	1	—	51
	30才～39才	*1.0	*0.8	*0.1	*0.4	*0.9	—	—	*3.1	8	6	1	3	7	—	—	25
	40才～49才	*1.0	*0.6	*4.4	0.1	—	—	—	*6.1	7	4	31	1	—	—	—	43
	50才～59才	*1.0	*1.0	*4.4	—	—	—	—	*6.4	8	8	35	—	—	—	—	51
	60才以上	*1.0	*1.0	*2.0	—	—	—	—	*4.0	3	3	6	—	—	—	—	12
	計	1.0	0.6	2.0	0.4	0.9	·	—	4.8	37	23	74	15	32	1	—	182

(註) \*は世帯数が10以下のもの、·は平均が0.05未満のもの

この表の世帯主の年令と、通勤者の地位との関係を見ておくと、男子通勤者においては、年令の関係から、低年令の直系卑属のものが、主として40歳以上の世帯に、又低年令の兄弟のものと高年令の直系尊属のものが、主として20歳代の世帯に属している。従つて30歳代の世帯に属するものは少く僅かに4人を数えるのみである(註3)。女子通勤者についても同様なことがいえるが、ただ妻の地位にあるものが含まれているため、30歳代の世帯に属するものが少しく増大している。

(註3) 男子通勤者で30才代の世帯に属する4人のうち3人までは、直系卑属のもので、父親がなく、母親が世帯主のものである。このためこの年令層では配偶率が低くなっている。

まず、これらの平均世帯員数をみると、全体として製造業男子通勤者世帯で5.7人、製造業女子通勤者世帯で5.6人、商業女子通勤者世帯で4.8人となつておらず、前項に述べた通勤者で世帯主のものの世帯よりは、はるかに多く、又製造業通勤者世帯では経営者世帯に比しても少しく多くなっている。更にこれを年令階層別に検討すると、40歳代では製造業男女通勤者世帯ともに約7.0人、商業女子通勤者世帯6.1人、又50歳代では製造業男子通勤者世帯6.0人、製造業女子通勤者世帯5.2人、商業女子通勤者世帯6.4人となつており、これらの年令層の平均世帯人員が著しく多くなっている。これは、続柄別平均世帯員数をみて分るように、直系卑属(子、孫)の数がこの年令層で約4人から5人近くあり、多いためである。又、20歳代では配偶者数が少く、直系尊属、兄弟姉妹の数が多くなっている(直系尊属は、製造業通勤者世帯で1.3人、製造業、商業女子通勤者世帯と

にも 1.0 人、兄弟姉妹は製造業男女通勤者世帯とともに 2.5 人、商業女子通勤者世帯で 2.3 人)。これはこの年令層の世帯に、前節でも述べたように直系尊属の老年化に伴い子供に最多収入者の地位が譲られ、世帯主の交代が行われはじめた世帯を多く含むためである。

以上のこととは、集計対象世帯が、前に述べた如く、29 歳以下で直系卑属、兄弟姉妹の地位にある従業員の世帯を主体とし、又 50 歳以上で直系尊属の地位にある従業員の世帯であつて、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹の数を多くしている可能性が大きいことから当然のことといえよう。しかし、そのこと自体が、通勤者で世帯員の地位にあるものには、子供数の多い世帯、直系尊属、兄弟姉妹の多い世帯から就業しているものが多いことを示すともいうことが出来よう。即ち、平均して出生率の高い、そして、世帯主の老年化に伴い、子供が労働力年令に達するに従つて、絶えずその労働力化を要求されている世帯から小・零細企業に就業しているものであるということが出来るのである(註 3)。

(註 3) 因みに製造業男子通勤者世帯の世帯主の職業を簡単に示すと、第 28 表に見合う 117 世帯の中、小零細企業主 44、通勤者 67、不明 6 となつている。

### C 続柄別労働力構成

次に、以上の世帯について、その世帯ではどの続柄にあるものが、どの位就業し、世帯の収入に参与しているかを見るため、前項の表にあわせて、世帯主の年令階層別に続柄別有業平均世帯員数をみると、次のようになつてゐる。(ここでは世帯の最多収入者を世帯主としてあるため世帯主は全て有業者で、従つて平均は 1.0 人である)

#### (1) 世帯主のものの世帯

まず経営者及び通勤者で世帯主のものの世帯では、第 30 表の通りである。これによつてみると、経営者世帯においては、全体として製造業で 2.0 人、商業で 2.3 人の平均有業世帯員数がみられ、男

第 30 表 帯帯主の年令階層別平均有業世帯員数(経営者及び通勤者で世帯主のものの世帯)

世帯主の年 令	製造業										商業									
	世 帯 主 者	配 偶	子 孫	父 母	父 母	兄 姉 弟 妹	そ の 他 の 族	同 居 人	計	世 帯 実 数	世 帯 主 者	配 偶	子 孫	父 母	父 母	兄 姉 弟 妹	そ の 他 の 族	同 居 人	計	世 帯 実 数
経 営 者	20 才～29 才	1.0	—	—	0.2	0.4	—	—	1.6	11	*1.0	*0.5	—	*0.3	—	—	—	—	*1.8	6
	30 才～39 才	1.0	0.1	—	0.2	0.4	0.1	—	1.8	41	1.0	0.5	•	0.2	0.3	•	—	—	2.0	50
	40 才～49 才	1.0	0.2	0.6	—	•	—	—	1.8	44	1.0	0.5	0.4	0.1	•	•	—	—	2.0	69
	50 才～59 才	1.0	0.1	1.2	—	—	0.1	—	2.4	41	1.0	0.4	0.9	•	•	0.1	—	—	2.5	61
	60 才以上	1.0	0.2	1.2	—	—	0.1	—	2.4	20	1.0	0.4	1.5	—	—	0.1	—	—	3.0	27
	計	1.0	0.2	0.6	0.1	0.2	0.1	—	2.0	157	1.0	0.5	0.6	0.1	0.1	0.1	—	—	2.5	213
男子 通勤 者	15 才～19 才	*1.0	—	—	*0.4	*0.4	—	—	*1.9	9	*1.0	—	—	—	*0.8	—	—	—	*1.8	4
	20 才～29 才	1.0	0.1	—	0.1	0.4	•	—	1.7	83	1.0	—	—	0.2	0.3	0.1	0.1	1.7	21	
	30 才～39 才	1.0	•	—	•	0.1	—	—	1.2	119	1.0	—	—	0.1	•	—	—	—	1.1	39
	40 才～49 才	1.0	0.1	0.2	—	•	•	—	1.4	59	1.0	•	0.2	—	—	—	—	—	1.3	35
	50 才～59 才	1.0	0.1	0.8	—	—	•	—	1.9	41	1.0	—	0.4	—	—	—	—	—	1.4	14
	60 才以上	*1.0	•	*0.4	—	—	—	—	*1.4	7	*1.0	—	*0.8	—	—	—	—	—	1.8	6
	計	1.0	0.1	0.2	0.1	0.2	•	—	1.5	318	1.0	•	0.2	0.1	0.1	•	•	1.3	119	

(註) \*は世帯数が 10 以下のもの •は平均が 0.05 未満のもの

子通勤者世帯では、製造業で 1.5 人、商業で 1.3 人の平均有業世帯員数がみられる。即ち、経営者世帯の方が製造業で 0.5 人、商業で 1.0 人多い。そしてこれを年令階層別にみると、20 歳代では、経営者世帯で製造業 1.6 人、商業 1.8 人となつており、又通勤者世帯で製造業、商業ともに 1.7 人と

なつていて、余り両者の間に差はみられないが、30歳代以上の各年令層では、経営者世帯で約2人から3人、通勤者世帯で約1人から2人となつていて、かなり差が大きくなつていて。今これを続柄別世帯員によつて検討すると、まず20歳代では、商業経営者世帯を別として、直系尊属、兄弟姉妹の有業者が製造業経営者世帯において0.6人、通勤者世帯において製造業、商業ともに0.5人あり、世帯主とともにそれが主な労働力となつてゐるため、この年令層の平均有業世帯員数が経営主世帯と通勤者世帯の間で余り変化していないことが分る（註4）。次に30歳代以上をみると、配偶者の有業数が、経営者世帯では、各年令層にわたつて、製造業で0.1人から0.2人、商業で0.4から0.5人あるのに対して、通勤者世帯では、製造業の40歳代、50歳代にそれぞれ0.1人みられるだけで、他の年令層及び商業には殆んどみられない。即ち経営者世帯では配偶者の労働力化が高く、殊に商業においてはそれが著しいことを示してゐる。このことは経営者世帯が家族従業員として配偶者労働力の調達を行つてゐるためで、殊に商業においては、業務内容の関係で、それが容易であることから結果してゐる（註5）。しかし製造業男子通勤者世帯に、各年令層にわたつて配偶者の労働力化が0.1人以下見られることは、経営者世帯の場合とその意味が異つて、配偶者の収入が、家計補助の意味をもつものだけに、製造業男子通勤者世帯の一部の低所得を示すものとして注目されなければならないであろう（註6）。

（註4） 商業経営者世帯では前節註2で述べた如く、直系尊属数の少いため、その有業者数も0.3と少く、又、配偶者が多いため、その有業者数が0.5人となつていて。従つて全体として1.8となり、通勤者や製造業経営者世帯と余り差異はみられないが、その労働力構成内容は異なるものである。註2参照。

（註5） 因みに集計経営者世帯の有業世帯員の就業先をみると、世帯主を除いて製造業705人、商業897人の中、対象企業世帯外で働いているものは、製造業で14人あるに過ぎない。

（註6） 逆に商業男子通勤者世帯に全く配偶者の有業がみられないのは、商業の場合、結婚して一家を構えているような男子通勤者の業務は大部分、会計、外交、経営等の事務で所得も一応安定した水準のものが多いためであろう。

又、30歳代の年令層では、経営者世帯で直系尊属、兄弟姉妹が製造業0.6人、商業0.5人就業しているのに対して、通勤者世帯で、それが製造業、商業ともに0.1人と少くなつていて。更に40歳代以上の各年令層では、経営者世帯で直系卑属の有業者数が、通勤者世帯に比して多い。このことは、前節でも述べたように、経営者に結婚年令が低く、出生数が多いこと、従つて、労働力年令に達する子供数が各年令層で多く、それらが家族労働力として世帯内に残る可能性が大きいこと、又、完全に世帯主の交代が行われた世帯においても、相続等によつて直系尊属、兄弟姉妹と世帯を共にする可能性が大きく、それらが労働可能年令のものである場合が多いことから来るものと思われる。その外、経営者世帯では、家族労働力として、かなり低年令、高年令の世帯員が就業を行つてゐる場合が多いのであって、そのことも加味して考えてよい。

#### ④ 世帯員のものの世帯

次に通勤者で世帯員のものの世帯をみると第31表のようになつていて。

通勤者で世帯員のものの世帯については、前節において、平均して子供数が多く、世帯主の高年化に伴つて、労働年令に達した直系卑属を多く含み、それが常に労働力化を要求されていることを述べたが、このことは、これらの世帯の労働力構成をみるとことによつて更に明らかになる。即ちまず全体の平均有業世帯員数をみると、男子通勤者世帯においても女子通勤者世帯においても全体として約3人の有業者を数え、前項で述べた商業経営者世帯の2.3人、製造業男子通勤者（世帯主のもの）世帯の1.5人に比して、かなり多くなつていて。そしてこれを年令階層別・続柄別にみると

第31表 世帯主の年令階層別平均有業世帯人員（通勤者で世帯員のものの世帯）

製造業		(実数)															
		世帯主の年令	世帯主	配偶者	子孫	父祖母	兄弟	その他の族	同居人	計	世帯主	配偶者	子孫	父祖母	兄弟	その他の族	同居人
男子通勤者	20才～29才	1.0	0.1	—	0.4	1.5	—	—	3.0	39	2	—	15	59	—	—	115
	30才～39才	*1.0	*0.3	*1.3	*0.3	*0.5	—	—	*3.3	4	1	5	1	2	—	—	13
	40才～49才	1.0	0.2	1.6	0.1	—	—	—	2.8	18	3	29	1	—	—	—	51
	50才～59才	1.0	0.1	2.3	—	—	—	—	3.4	46	6	106	—	—	—	—	158
	60才以上	*1.0	—	*1.8	—	—	—	—	2.8	10	—	18	—	—	—	—	28
	計	1.0	0.1	1.4	0.1	0.5	—	—	3.1	117	12	158	17	61	—	—	668
女子通勤者	15才～19才	*1.0	—	—	*1.0	*1.0	—	—	3.0	1	—	—	1	1	—	—	3
	20才～29才	1.0	0.2	—	0.2	1.6	—	—	3.0	31	5	—	6	50	—	—	92
	30才～39才	1.0	0.6	0.1	0.1	0.5	—	—	2.3	14	8	2	1	7	—	—	32
	40才～49才	1.0	0.2	1.2	—	•	—	—	2.4	24	4	29	—	1	—	—	58
	50才～59才	1.0	0.1	1.9	—	—	—	—	3.0	23	3	43	—	—	—	—	69
	60才以上	*1.0	—	*2.7	—	—	—	—	*3.7	3	—	8	—	—	—	—	11
	計	21.0	0.2	0.9	0.1	0.6	—	—	2.8	96	20	82	8	59	—	—	265
商業		(実数)															
女子通勤者	20才～29才	1.0	0.2	—	—	1.5	—	—	2.6	11	2	—	—	16	—	—	29
	30才～39才	*1.0	*0.6	—	—	*0.5	—	—	*2.1	8	5	—	—	4	—	—	17
	40才～49才	*1.0	*0.1	*1.6	—	—	—	—	*2.7	7	1	11	—	—	—	—	18
	50才～59才	*1.0	*0.1	*2.4	—	—	—	—	*3.5	8	1	19	—	—	—	—	28
	69才以上	*1.0	—	*1.7	—	—	—	—	*2.7	3	—	5	—	—	—	—	8
	計	1.0	0.2	0.9	—	0.5	—	—	2.7	37	9	35	—	20	—	—	101

(註) \*は世帯数が10以下のもの　・は平均が0.05未満のもの

30歳代の年令層は別として(註7), 20歳代, 40歳代, 50歳代では, 0.1人あるいは0.2人の配偶者が, 更に40歳代以上では大体1.5人から2.5人の直系卑属が, 又20歳代では1.5人から2人近くの直系尊属及び兄弟姉妹が就業しており, そのため各年令層で約2.5人から3.5人のかなり多くの有業平均世帯員数がみられている。更に又これを経営者世帯, 男子通勤者で世帯主のものの世帯と比較すると, (前項関連表参照) 直系卑属と兄弟姉妹の有業者数が, それぞれの存在する年令層において約0.5人か1人多くなつておる, これらの世帯で直系卑属の労働力化が進み, 更にはその一部が直系尊属に代つて世帯の最多収入者となりつつあることが分る。そして以上のことと, 調査対象通勤者で世帯員のものに, 19歳以下のものがかなりみられること, 又第1章で述べられた如く義務教育程度の終了者が多いことを考えあわせるとき, 明らかに, これらの世帯には, 子供数の多い, 又その成長をまつて早期からその労働力化を必要とする世帯が多く含まれていることを指摘出来よう。

(註7) 世帯主30才の世帯は, 男子通勤者の場合, 前節註3にものべたように4世帯で, その中, 3世帯が母を世帯主とするものである。従つて考察は省略する。又女子通勤者の場合も, 配偶者・直系卑属・兄弟姉妹の地位にあるものの世帯が混在しているが, 主に配偶者のものの世帯であるから, この点30才代の年令層世帯としてその続柄別構成の傾向はみることが出来よう。しかし労働力構成では, 数も少く, 平均をとつているため歪が大きいと思われる。

#### (iv) 続柄別有業率

次に参考までに, それぞれの続柄別平均世帯員有業率(%)をみておくと, 世帯主のものの世帯では第32表, 世帯員のものの世帯では第33表の通りである。世帯実数, 世帯員実数の少い場合が多いのでそのままの数字として見ることが出来ないが, 比較的世帯数の多く, 前項で問題とされた

年令層、続柄については、大体前項で示された様な諸点が同様に指摘出来よう。

第32表 世帯主の年令階層別続柄別有業率(世帯主のものの世帯) %

製造業										商業									
世帯主の年令	配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	その他の族	同居人	計	世帯実数	配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	その他の族	同居人	計	世帯実数			
経営者	20才～29才	0.0	0.0	18.0	23.4		30.3	11	60.2	0.0	100.0				61.0	6			
	30才～39才	12.6	0.0	25.4	51.8	54.5	30.9	41	48.9	2.3	37.0	68.2	66.7		43.2	50			
	40才～49才	24.7	15.2	0.0	100.0	0.0	31.4	44	54.3	12.8	16.7	50.0	50.0		36.9	69			
	50才～59才	13.3	38.5	0.0		71.4	0.0	44.7	41	37.1	27.4	15.4	66.7	100.0	45.2	61			
	60才以上	16.1	46.9			50.0		52.2	20	50.6	43.7			57.9	55.5	27			
	計	16.7	21.8	17.2	44.1	50.0	36.8	157	51.1	20.9	25.8	61.5	77.8		43.6	213			
男子通勤者	15才～19才			36.1	20.9		43.6	9			0.0	30.0			36.8	4			
	20才～29才	14.5	0.0	21.2	50.6	16.7	44.4	83	0.0	0.0	27.9	34.7	100.0	100.0	45.6	21			
	30才～39才	3.1	0.0	13.0	61.9	0.0	28.6	119	0.0	0.0	16.1	37.5			29.2	39			
	40才～49才	12.9	7.9	0.0	37.5	100.0	28.2	59	3.0	8.5	0.0				25.9	35			
	50才～59才	12.9	25.6	0.0		40.0	38.2	41	0.0	19.5	0.0				33.3	14			
	60才以上	0.0	25.1				40.1	7	0.0	70.9					61.0	6			
計		9.4	8.8	19.4	48.6	20.0	34.3	318	1.2	9.9	17.6	32.1	100.0	100.0	32.7	119			

(註) 有業率は続柄別平均世帯員数が続柄別平均有業世帯員数を除したもの

第33表 世帯主の年令階層別続柄別有業率(世帯員のものの世帯) %

## V まとめ

最後に、この調査を通して得られた対象従業者の人口学的性格を総括して考えると大体次のように要約される。

小・零細企業においては、企業主の労働力を中心として、家族主義的労働力の調達がみられ、自家労働力としての家族従業員、企業主の世帯内に生活的にも組入れられた住み込み従業者、及びそれらとともに企業主自身に直接縁故の深い通勤者が就業している。こうした家族主義的結合関係は、小・零細企業のもつ経営面における低賃銀労働力確保の要求から来るものであつて、この要求は又、それ

に見合う従業員の年令、学歴を規定し、低年令、低教育終了の労働力が小・零細企業により多く吸収せしめられるという結果をもたらしている。そしてこのことは、そのまま小・零細企業という職場が、従業員にとって不安定なものであること、あるいは発展性のないものであることを意味しているといえる。即ちある一定の年令に達した従業員は、家族従業員の一部である相続者を除いて、

製造業		配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	その他の族	同居人	計	世帯実数
男子通勤者	20才～29才	33.3	0.0	28.6	59.4			58.4	39
	30才～39才	100.0	38.5	50.0	66.7			56.5	4
	40才～49才	18.0	33.3	54.5				41.6	18
	50才～59才	14.6	56.5	0.0		0.0		57.0	46
	60才以上	0.0	62.1			0.0		58.3	10
	計	15.9	48.6	28.3	60.5	0.0		53.9	117
女子通勤者	15才～19才			33.3	33.3			42.9	1
	20才～29才	41.0	0.0	18.4	64.9	0.0		58.2	31
	30才～39才	71.8	8.9	12.3	78.1			50.9	14
	40才～49才	18.5	25.9	0.0	100.0	0.0		34.0	24
	50才～59才	14.5	57.4			0.0		58.0	23
	60才以上	0.0	61.7			0.0		59.0	3
計		28.2	36.6	15.1	67.4	0.0		49.4	96
商業									
女子通勤者	20才～29才	100.0	0.0	0.0	63.9	0.0		56.9	11
	30才～39才	84.1	0.0	0.0	56.8			68.1	8
	40才～49才	24.6	35.4	0.0				44.1	7
	50才～59才	13.0	54.3					54.9	8
	60才以上	0.0	83.5					66.8	3
	計	34.3	47.7	0.0	63.5	40.0		55.6	37

殆んど大部分が自立経営の道をあゆむか、他への転勤を行うか、低賃銀労働力として企業内にとどまるかしなければならない。しかも自立にせよ、転勤にせよ、容易ではあるが、極く一部を除いて、それは決して、労働条件の発展的向上を意味するものではない。寧ろ停滞的な、小・零細企業内部での移動を意味するものである。

次に小・零細企業における低賃銀、低年令労働力の要求と、その調達が家族主義的関係の下に行われ、住みこみという形態での労働の場が与えられていることは、従業員の発生源の範囲を地域的に広くせしめており、地方からの出身者を多くしている。そして又、職域的に狭く、農林漁業、小零細企業等、収入の低い世帯を多く含む職業からの出身者を多くしているのである。即ち、以上は小・零細企業労働力が既にその発生から、こうした低賃銀労働市場への停滞を運命づけられているといつてよい。従つて、これらの発生母体の一つとみられる通勤者で低年令層のものの世帯を見るとき、そこには、出生率の高く、生産年令人口が常に労働力化の要求を迫られている様相が見られているのである。

## 資料

# 都道府県別にみた地域社会の大きさと実質的人口増加の様相

上田正夫

## I 目的と方法

わが国における近代化の進展とともに、その著しい特長としての農村的地域から都市的地域への人口集中という人口移動の主流の実態をつかむ一つの資料として、地域社会の大きさによつて人口の増加がどのような規模と程度において行われたかを明らかにしようとしたのが前稿の目的であつた<sup>1)</sup>。しかし、前稿は全国における地域社会の大きさ、もしくは都市・農村による人口増加の様相を分析し、基準年次たる昭和10年当時の市制施行地125市についての人口増加の実態にふれたにすぎなかつた。そこで、本稿はこれら地域社会の大きさによる人口増加の特性を都道府県別に分析しようとするもので、国内人口移動の実態解明の資料とする意味からすれば、むしろ前稿に対してその内容的、主体的部分をなすものである。

すなわち、前稿によればわが国の各地域社会がその人口を増大させていった過程をみると、戦前大きい地域社会ほど人口吸引力が大きく、特に大都市は戦前増加率をしだいに低減させたとはいえ、各地域社会の中で最も高く、増加の絶対数もまた全国増加人口の半ばを吸収していた。しかし、戦時中の人口分散のため、これら大都市は人口の激減をみせ、戦後ふたたび地域社会の大きいほど増加率は高いにもかかわらず、少くとも昭和25年までには戦前昭和10年当時の人口には回復していない。むしろ戦前戦後を通じて最も着実な人口の増加を示してきたのは、これら戦災の打撃を受けなかつた小都市や地方都市においてであつた。1万未満の農村社会は昭和15~22年間には急速に増加したほかは、他のいずれの地域社会よりも増加率低く、また全国人口に対する比重を低め、また増加率を低減させていた。このような地域社会の人口増加の変動が都道府県によつてどのような特長を示すかを分析するのが本稿の目的である。

方法は前稿においてすでに記したとおりであつて、市町村の境域を昭和10年センサス時に固定し、その人口の大きさによつて8区分し、大正9年から昭和15年まで、昭和15~22年、および昭和22~25年の各センサス間について、境域の変更による影響を除去した実質的な人口増加を考察しようとするものである。なお、昭和25~30年のセンサス間には、地域単位に著しい変化があるため、本稿でもその分析は大正9~昭和25年間の戦前から戦後へかけての期間に限ることとする。

## II 結果の概要

### (1) 地域社会の大きさによる人口と比重の変動

1) 上田正夫：地域社会の大きさと人口の実質的増加、人口問題研究、第67号、昭和32年2月

各人口階級別の市町村人口は都道府県によつてそれぞれの比重を異にし、かつその変動も種々な傾向を示している。

10万以上の大都市は基準年次とした昭和10年には34市で21都道府県に分布しているが、6大都市を含む都道府県においてそれらの人口がしめる比重はきわめて大きく、東京では92%に上つてゐるし、大阪73%，京都63%などがこれについて大きい。比重の小さい県は新潟・岐阜・岡山・山口などではほとんど10%にみたない。多くの府県においては戦前は比重を増す傾向を示し、昭和15—22年に減じたが、昭和25年には大分回復していくもまだ戦前最高時の割合を下廻つてゐる。

5～10万の中都市は53市、33府県に分布するが、その比重が大きいのは青森・群馬・富山・三重・徳島・愛媛などで12～19%をしめ、その他はいずれの県も10%にみたず、最も少い東京は1%にすぎない。大部分の府県では大都市と同様、戦前は常に比重を拡大したが昭和22年にやや縮小し、昭和25年にまた拡大する形を示すが、岩手・秋田・静岡・大分の諸県では常に比重を拡大してきている。

4～5万の中都市は16市、14道府県に分布するにすぎないが、比重の最も大きい鳥取で、8～10%，大正9年当時大阪では0.3%にすぎなかつた。5万以上の都市のような傾向は示さず、小さいながらも絶えず比重を高めているのは大都市に近い埼玉・千葉・静岡・大阪・兵庫の各府県にみられる。

3～4万の小都市は44市、24府県に分布するがやはり比重は小さく、山口の9～10%が目立つ程度である。北海道・栃木・埼玉の諸県の都市が常に比重を拡大した他は大した変化は示していない。

2～3万の小都市は84市、37府県に分布するが、ほとんどの府県ではやはり比重は小さく、ただ鹿児島のみは15～16%という格段に大きい割合を示している。戦前、昭和10、15年にやや比重を拡大した府県も少くないが、戦前戦後を通じて比重を拡大してきたものは北海道・岩手・山形・千葉・岐阜・和歌山・福岡・熊本の諸県にみられる。

1～2万のいわば地方都市はすべての府県にあるが、その比重は1%前後にすぎない東京・高知に対し、北海道の26～29%，宮崎の20%から、鹿児島の35～36%にも達するものさえある。これら地方都市の人口割合は昭和15年ごろやや縮小した府県がかなりみられるが、戦前から戦後まで常に拡大したものは、北海道をはじめ、栃木・群馬・埼玉・千葉・東京の関東諸県、新潟・富山・山梨・兵庫・島根・山口・熊本の諸県にみられる。

5千～1万の町村の人口の比重は、東京・京都・鳥取各県のように3～6%にすぎないものから、宮城・栃木・宮崎各県のように40%に上る府県まで差異が小さくない。これらのうち、ほとんど毎年その比重を減じているのは北海道のみであり、反対に常にその比重を増大しているのは埼玉・岐阜・三重の諸県である。その他では宮城・群馬・東京・神奈川・新潟・静岡・愛知・兵庫・広島・山口・佐賀・長崎・宮崎・鹿児島の都府県は、戦前昭和10年または昭和15年に最小となつて戦後ふたたび拡大した傾向を示している。

5千未満の町村は東京のように3～5%の最も比重の小さいものから、北海道・鹿児島のように6～10%のもの、愛知・大阪・宮崎の10%台のものなど比重のすこぶる小さいものがある。それに対し、比重の大きいものには、山梨・滋賀・鳥取・島根などのように70%台を示すもの、茨城・富山・福井・香川・大分などのように60%台を示すものがある。多くの府県においては、全国の傾向として反映しているように、戦前昭和15年までは毎年その比重を減じ、戦後昭和22年までには

逆に比重を高め、昭和25年にはふたたびその比重をやや減じている。この傾向が特に強いのは神奈川・京都・大阪・兵庫・広島・山口・福岡・長崎の諸府県で、府県内の大中都市が戦災を受けた地域は戦前の比重の低下が特に著しいのに対して昭和15~22年の上昇もまた著しかつた。これに対して東北・関東地方の大部分、九州地方南半の県では上の傾向がきわめて弱く、北海道・秋田・山形・新潟の諸県は戦前から戦後へかけて常にその比重を減じている。さらに埼玉・千葉両県もこれと同じ傾向を示すが、これは県内の都市人口の増加に対応してその相対的な地位を低めたものと考えられる。

以上によつて、1万以上の都市と1万未満の農村とに分けたその比重の変動をみると、表4のとおり、この意味の都市人口の比重は少い府県には岩手・秋田・茨城・山梨・滋賀・島根・徳島・高知のように10%台のものがあるのに対し、大都市を含む東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡と1~2万の町村の比重の大きい鹿児島の都府県では60%台から東京のように90%を越える大きい比重を示すものまである。

都市人口の比重は全国の傾向に現われているように、戦前昭和15年までほとんどどの府県においても増大しており、昭和15年から昭和22年にかけては縮小し、その後昭和25年にふたたび増大している。この傾向が特に強いのは、神奈川・愛知・京都・兵庫・広島・山口・福岡・長崎の諸府県で、戦前における比重拡大の速度はきわめて大きかつたのに、昭和15~22年間の縮小の度が強く、その後の回復にもかかわらず戦前大正14年、昭和5年ごろの比重にも達しないものがある。比重の格段に大きい東京・大阪は昭和15年までの拡大は大きくなないが、昭和15~22年の縮小の度は大きかつたので、昭和25年に回復しても大正9年を下廻るほどである。

以上の傾向に反して北海道・埼玉・千葉の3県は戦前から戦後へかけて不斷に比重を拡大しつづけ、特に埼玉・千葉は大正9年の15%から昭和25年の24%へと増大している。

以上見たところと、1万未満の農村人口の比重は表裏の関係にあるから、上記の岩手はじめ8県は80%台を示すのと対照的に大都市を含む都府県では東京のように10%未満から30~40%の少い比重を示している。その変動も多く府県では戦前はほとんど常に比重を縮小し、昭和15~22年にはやや拡大しているが、上記の神奈川はじめ8県にこの度が強い。また、北海道・埼玉・千葉の3県は戦前からの農村人口の比重の縮小を不断につづけていることが注目される。

## (2) 地域社会の大きさと増加人口

### (a) 全期間(大正9~昭和25年間)

この30年間に全国増加2,804万のうち、最も多いのは東京の258万で全増加の9%をもしめ、北海道・福岡・愛知・大阪・神奈川・兵庫の順でつづき、いずれも100万をこえる増加を示している。東京ではその増加258万のうち202万80%までは大都市社会の増加であり、従つて10万以上都市の全国増加557万の中でも3分の1以上をしめている。神奈川でも116万の増加の中で半分以上は大都市社会でしめているが、上にあげた増加の多いその他の府県では北海道のように1~2万の町村の増加が30%もしめていたり、また1万未満の町村の増加の比重が大きい地域もある。

ただ、この30年間に減少を示しているのは長野の4~5万の都市と兵庫の2~3万の都市の2地域のみである。

従つてこの間における1万以上の都市人口の増加は東京で都全体の87%にも上り、愛知・北海道・福岡で約70%，大阪が54%に上り、東京は全国都市人口増加の16%をもしめている。各府

県の増加人口のうち都市人口の増加が大きいのは6大都市を含む府県と北海道・山口・福岡・宮崎・鹿児島に限られている。農村人口の増加が大きいのは北海道・茨城・千葉・大阪などでいずれも50万台である。

(b) 各センサス年次間

(i) 大正9~14年 増加の多いのは東京・大阪で全国増加のそれぞれ、21%, 12%をしめているが、やはり10万以上のみでそれぞれの府県増加の95%, 77%に上っている。各府県のうち全域として減少を示すのは福井のみであるが、これは5千未満の町村の減少によつている。5千未満の町村は福井の他、12府県が減少しており、5千~1万は2県、1~2万、2~3万、4~5万は各2県、3~4万は1県のみが減少している。しかし、農村人口としてみると、減少を示すのは5県となるが、岩手のほか5県のみを除くとすべて都市人口の増加の比重が大きい。都市人口は6大都市を含む府県の増加が大で特に東京は全国都市人口増加の4分の1に上る。

(ii) 大正14~昭和5年 東京・大阪の増加はやはり全国増加のうちで最も比重が大きいが、この期間には北海道の増加も前期間に比べて比重を高めている。この期間には県全体として減少しているものはないが、5千未満と5千~1万の町村では各2県、1~2万、2~3万、4~5万で各1県しか減少を示す地域はない。農村人口として減少を示すのは石川・佐賀2県のみとなり、各府県増加のうち農村の増加の方が多い地域が半数をしめている点は前期間と異なる。しかし、都市人口の増加のうち6大府県の増加のしめる比重の大きいことは前期間と変りない。

(iii) 昭和5~10年 東京の増加は全国増加の20%で前の5年間と同様であるが、大阪の増加は前5年間の10%からこの期間には16%へと比重を高めた。しかしこれらの増加が10万以上の増加により決定されていることは変りなく、その比重は東京が94%，大阪が73%をしめていることは前期間と同様である。また、この期間には北海道よりも愛知と兵庫における増加が全国増加の中で比重を高めているが、これも10万以上の増加が愛知で60%，兵庫で45%もの割合に上つていて、この期間に全県としての減少は長野・高知・佐賀の3県を算えるが、長野の減少は4~5万と1~2万の市の減少のためであり、高知・佐賀の減少は1万未満の町村の減少のためである。また、この期間に5千未満の減少は12県を算えるが、5千~1万は2県、1~2万、3~4万、4~5万は各1県で減少を示しているにすぎない。この期間における都市人口の増加は、各府県の中において、東北地方はじめ10県を除いて、いずれも農村人口の増加よりも多い点は前期間よりもむしろ大正9~14年に似ている。6大府県の増加がその中でも比重の大きいことは前期間と同様である。ただし都市人口のうち長野のみは減少を示しているが、農村人口の減少は前期間と異なり5県に現われている。

(iv) 昭和10~15年 府県全体として減少しているものが12県に上るが、その多くは農村においてみられ、5千未満の町村での減少は北海道はじめ14県にみられ、5千~1万のそれは15県において、1~2万のそれも14県においてみられる。しかし3~4万の都市の減少も8県においてみられ、2~3万、4~5万の都市は各4県において、5~10万の中都市が9県もの地域で、さらに10万以上の大都市でさえも北海道・石川・和歌山・岡山・熊本の5県で減少を示している。

しかし、その反面、東京の増加は全国増加の25%と前期間よりもその比重を増し、神奈川・福岡・兵庫の諸県でも増加数を増大している。ただ大阪は全国増加の13%となり前期間に比べ比重を低めた。また、東京の増加のうち10万以上の増加は89%と前期間より若干少くなり、大阪のそれは57%とかなり少くなっているが、これは2万未満の町村での増加が高まつたためである。この傾向は神奈川・福岡・兵庫などでもみられる。このため6大府県の都市人口増加が全国都市増加の

うちにしめる比重は京都を除き前期間よりも増大してきたが、その反面、都市人口の減少している県が10地域にも達した。農村人口の減少している地域は12県にも上り、石川・福井・滋賀・島根・徳島・香川の6県は都市・農村人口とも減少を示している。

(v) 昭和15~22年 戦時をはさむこの期間においては戦災都市を含む東京・愛知・大阪・兵庫の4府県が減少しており、10万以上の減少が、例えば東京で259万、大阪で171万に上るように、最も大きく影響している。10万以上の大都市は東京はじめ15府県で減少し、増加しているのは6県にすぎない。5~10万の都市でも12県で減少し、4~5万と2~3万の地域社会は4県で、3万は3県で、1~2万は1県のみが減少を示している。

府県全体として最も増加しているのは北海道の60万で、千葉の52万、埼玉の49万、熊本の40万がこれについている。北海道の増加のうち最も多いのは1~2万の増加で37%をしめ、5千~1万のそれも28%をしめるのに対し、埼玉・千葉の増加は5千未満の町村の増加が半分をしめている。5千未満の増加がこの期間では各地域社会のうち最も多いが、府県別にみると茨城の29万が最も多く、千葉・埼玉・広島・熊本・兵庫・長野・福島などがいずれも20万をこえて多い方に属する。

従つて、この期間には都市人口の減少した府県は12を算えるが、前期間までと異なり大都市を含む府県に著しく、東京の252万、大阪の166万、兵庫の45万、愛知の32万などが減少の著しい方である。都市人口増加の方が農村人口のそれより多いのは北海道と鹿児島のみで、それぞれ全増加の65%，59%が都市人口の増加となつてゐる。農村人口増加の特に多いのは茨城・埼玉・千葉・熊本などであるが、県全体の増加人口に対しそれぞれ、97%，72%，75%，81%をもしめている。

(vi) 昭和22~25年 戦後のこの3年間に減少を示すのは奈良のみとなり、ふたたび東京の増加が128万、全国増加の4分の1をしめるに至つた。また、大阪が全国増加の10%，北海道・福岡・神奈川・愛知・兵庫の各県も5~9%をしめて増加の多い方となつてゐる。東京の増加の94%が大都市の増加によつてしめられていることは戦前昭和10年以前の各5年間と同程度であり、大阪の増加の79%が10万以上によつてしめられているのは大正9~14年と同じ程度である。その他福岡ほか3県も大都市の増加のしめる比重は大きいが、北海道のみはやはり1~2万の増加が29%をしめ、5千~1万がこれについて22%の多きをしめている。

これに対し、県全体として減少を示している奈良は、各地域社会ともすべて減少を示している。この他では4~5万は1県、3~4万、2~3万、5千~1万は各3県、1~2万は2県で減少を示しているが、5千未満では7県までが減少となつてゐる。

結局この3年間には東北地方の大部分、中国・四国・九州地方の一部の県を除けば、都市人口の増加の方が農村人口の増加よりも多くなつてゐる。特に大都市府県が戦前と同じように増加の比重を高めて府県増加人口のうち東京が97%，京都が94%，愛知が91%，大阪・兵庫・神奈川が80%台などと都市人口の割合が高い。また、全国都市人口の増加の中でも東京は31%と戦前最大であった昭和10~15年間と同程度を示し、大阪も12%と昭和5年~10年間以外の各センサス年次間と同程度を示してゐる。都市人口は奈良のみ減少であるが、農村人口は6県で減少を示してゐる。農村人口の増加の大きいのは北海道・青森・岩手・宮城などとともに大都市府県である神奈川・大阪・福岡などが多く、北海道は全国農村人口増加の11%に及んでゐる。

### (3) 地域社会の大きさと人口増加率

### (a) 全期間（大正9～昭和25年間）

この30年間に全国の増加率51%よりも高率な府県が3分の1あるが、多くは東北・関東地方に分布している。そのうち最も高いのは神奈川の88%で、北海道の83%，宮城の73%がこれにつき、東京はその次で青森とともに70%を示している。反対に低率な方は北陸・近畿・中国・四国 の各地方に多く、中では福井の26%が最低で、石川・島根の各28%がこれについている。（表1、図1参照）

神奈川の中では1～2万が123%で最も高く、2～3万と5千～1万も100%の高率であり、10万以上は93%を示している。北海道では3～4万が141%，2～3万が137%の高率を示し、宮城では2～3万が233%，3～4万が116%，10万以上が114%の高率を示している。また、東京では2～3万が12倍、1～2万が3倍、5千～1万が160%，青森では5～10万が103%，1～2万が102%の高率を示している。大阪では4～5万の871%が高率であつて10万以上は13%にすぎず、兵庫の10万以上の5%とともに10万以上の市をもつ府県のうちでは最も低い方である。5～10万、4～5万の都市では埼玉・千葉がはなはだ高い。

また、福井・石川・島根の低率なのは、比重の大きい5千未満が20%前後の低率を示すためであり、兵庫の2～3万は3%の減少を、長野の4～5万は20%もの減少を示している。

東京・大阪を除く大部分の県では農村よりも都市の人口増加率が高く、中でも埼玉の164%が各府県中最高で、千葉の139%がこれにつき、宮城の115%と北海道・神奈川の各100%がこれにつづく。都市の増加率が特に低い府県は、32%にすぎない徳島をはじめ、大阪・和歌山・広島などで、いずれも30%台である。東京・大阪の2地域だけが農村人口の増加率が都市より高く、特に東京は都市の66%に対し農村は120%に上っている。農村人口の増加率が高いのは大都市府県と北海道・東北・関東地方に多く、石川・福井・鳥取・島根が20%台で低率に属する。

### (b) 各センサス年次間

(i) 大正9～14年 この間の全国増加率7%よりも高いのは東京の21%を最高として、大阪の18%，愛知の11%，その他青森・宮城・神奈川・静岡・京都の府県で近畿から西には見当らない。また福井だけが県全体としてわずかながら減少を示している。

10万以上の大都市では岐阜の27%，北海道・愛知の各25%，静岡の23%，東京の22%，宮城の21%などが高率であり、5～10万では福島の38%がかなり高い方で、埼玉の30%，千葉・山口の26%，静岡の25%などがそれにつぐ高率地域である。4～5万では大阪の110%がとびはなれて高いほか、埼玉の42%，千葉の33%が高いのに対し、北海道と福岡が減少している。3～4万では神奈川の41%を最高とし、兵庫の27%，大阪の22%などが高くて茨城のみ減少しており、2～3万では3県が減少しているのに対し、最高では東京の95%はじめ、奈良の58%，埼玉の32%，群馬の31%のように高率な地域もある。また、1～2万でも3県が減少している反面、大阪の35%，岐阜の22%，東京の21%など高率地域もあり、5千～1万の町村では2県だけ減少なのに対し、富山・大阪の13%など高い地域もある。ところが5千未満では13府県が減少し、北海道は3.8%減少しており、増加の方でも大阪・徳島の各6%が最高で、多くの地域で2～3%の率しか示していない。

結局、都市人口の増加率は各府県すべて農村人口のそれよりもかなり高率であるが、埼玉の24%，東京・岐阜の各22%，千葉・大阪の各21%などが特に高い地域である。都市で低い増加率は香川の2%，福井の4%，福岡の6%，石川・岡山・長崎の各7%などである。ところが農村人口は大阪の9%をはじめ、東京・青森・岩手・宮城の各5%などが高い増加率を示し、石川・福井など5

県は0.3~1.7%程度減少している。

(ii) 大正14~昭和5年 県全域として最も増加率の高いのはやはり東京の21%で、大阪の16%，神奈川の14%，北海道の13%なども高率な方で、最低は石川・佐賀の各1%となつていて減少はない。

大都市は神奈川・東京のそれぞれ22%，21%が最も高い方であり、5~10万の都市でも宮崎の26%をはじめ、山口の25%，埼玉の22%，静岡・福島の各20%などが高い方でその他の府県では前期間と大差がない。4~5万ではやはり大阪が最高で88%の高い率を示すが、減少は前期と異なり福岡のみとなつている。3~4万では減少地域がなくなり、高い増加率は岩手の36%，宮城の20%などである。2~3万は奈良のみが前期と異なり35%もの減少を示す一方、東京がやはり最高の64%の率を示し、宮城の38%，大阪の25%などが高い方である。1~2万も奈良のみが1%の減少を示すのに対し、大阪の25%をはじめ、東京の22%などの高い増加率がみられる。また、5千~1万の町村は石川・佐賀で減少しているのに対し、大阪の16%を最高として東京・京都の各11%，北海道の10%などが高率を示している。さらに、5千未満の町村では減少しているのは前期と異なり石川・山口の2県のみとなり、最高でも大阪の8%で、東京の7%，青森・岩手・鹿児島の各6%などが高い方であるが、一般的には前期に比べて率がわずかながら上昇している。

この期間にも都市人口の増加率は農村のそれに比べて香川を除いてすべて高いが、やはり東京の21%が最高で、神奈川の20%，大阪・宮城の各17%，岩手の16%，北海道・愛知・京都・高知の各15%など前期間とほぼ同様な地域が高率地域となつており、低いのは奈良・香川の1~2%などである。農村人口では石川と佐賀両県が減少を示すのに対し、高率なのは大阪の11%，東京の9%，北海道の8%，青森・岩手・宮城・宮崎の各7%などの地域となつている。

(iii) 昭和5~10年 府県全域の増加率は最高の大坂の21%から東京の18%，神奈川の14%，愛知の12%，兵庫の10%などを高率地域としているが長野・高知・佐賀は減少を示している。

10万以上の大都市の増加率は、大阪の22%を最高として、神奈川の19%，東京・静岡・広島・福岡の各18%など高率に属するが、過半の地域では前の5カ年よりも増加率が低くなつている。5~10万では宮崎の35%を最高とし、埼玉の30%，兵庫25%，愛知21%，滋賀20%などが高率であるが、4~5万では北海道・長野で減少しているのに対し、前の期間よりも低下したとはいえないが、やはり大阪の57%が最高率で、これにつぐのは愛知の27%である。3~4万では福岡のみ減少なのに対し、大阪の25%，茨城の24%などが高い方であり、2~3万では減少の地域はなく前期間減少した奈良が70%と最高の率を示すほか、東京の48%，広島の47%，大阪の32%，茨城の30%のような高い地域から、山形・長崎のように2%弱の低率な地域まである。1~2万では長野のみ減少し、兵庫の38%をはじめ、東京の31%，大阪の30%など高率な地域となつており、5千~1万では高知・佐賀両県が減少を示し、富山・大阪の各21%，福井の15%が高い地域となつている。さらに、5千未満の農村は大正9~14年と同様12県が減少を示し、多くは数%で、最高でも大阪の11%にすぎず、青森・岩手・宮城・秋田などが高率な地域となつている。

都市人口としては長野のみが3%の減少をみせているほか、すべて農村人口より高い増加率を示している。大体の傾向は前期間と同様で、大阪の23%が最も高く、兵庫・東京・神奈川・奈良・愛知・広島・宮崎なども高く、大体はやはり大都市府県が他県より高い。これに対し、農村は5県で減少をみせており、高率なのは大阪の15%をはじめ、青森の9%，北海道の8%，岩手・宮城・東京の各6%など大府県と北海道・東北地方に多くみられる。

(iv) 昭和10~15年 県全体として減少を示すものが10県の多きに達し、その他の県も過半は

前期間に比べ低率となつてゐるが、神奈川は前期間より上つて19%と最高率を示すのに東京は15%と低下して第2位、福岡・大阪が各12%でこれにつづいて高い方である。

大都市でも神奈川は前期間より上昇して24%で最高となり、愛知・福岡・東京・山口の順で高率を示す反面、北海道・石川・和歌山・岡山・熊本はわずかに減少している。5~10万でも埼玉の27%が最も高く、兵庫・北海道と高率を示す反面9県では減少をみせている。4~5万の都市では北海道が53%と著しく高いほか、大阪が41%をも示すのに4県で減少を示し、3~4万でも茨城が45%，福岡が21%の増加なのに8県では減少をみせている。しかし、2~3万は減少が4県にすぎず、増加の方では東京の66%，山口の56%のように高率を示す地域もある。1~2万になると、減少府県はまた14県にも上り、最高率も兵庫の40%であり、東京の32%，大阪の27%，などが高い方となつてゐる。また、5千~1万では最高率でも東京の23%で、大阪の22%，神奈川の16%程度が高い方で、減少の地域も15府県に上つてゐる。さらに、5千未満になると減少した地域は14県に上り約3分の1の県は1~2%程度にすぎず大阪の14%が特に高率を示す方である。

この期間は昭和10年以前の各センサス間と異なつて、都市人口も奈良で6%減少しているのをはじめ10県で減少を示し、またそのほかにも農村人口の増加率より低い県が7地域を算える。それに対して大府県の増加率は依然として高く、神奈川の22%をはじめ、福岡・山口の16%，東京・兵庫の15%，愛知の14%，埼玉の13%などが高率となつてゐる。一方、農村人口も11県で減少を示すとともに、大府県で高率を示すものが大阪の17%，東京の16%，神奈川の13%のように見出される。

(v) 昭和15~22年 府県の全域として東京の32%減をはじめとして、大阪の30%のほか愛知・兵庫も減少し、他の大都市府県も1~2%の増加率しか示さない。ところが、その他の多くの県では全般的に前期間に比べてはるかに高率となつていて、中でも大府県に隣接する県は千葉の33%をはじめ、埼玉・佐賀の各31%，熊本の29%などのように高率を示してゐる。

10万以上の大都市についてみれば、大阪の50%減をはじめ、兵庫の41%，東京の38%と著しい減少を示すほか11府県で減少しており、増加した7県では新潟の19%が最高率である。5~10万の都市も13県で減少しており、広島の34%減が最も著しいが、増加の方では奈良の34%が最高で、佐賀・大分の各29%，千葉の26%などが高い方である。4~5万では減少は4県のみで、増加の方では埼玉の57%が著しく高く千葉の39%もまた高い。3~4万では茨城が39%の減少を示すほか、岩手・和歌山が減少しているのに対し、増加の方では大分が40%の最高率を示すほか、埼玉・栃木の各36%，佐賀の31%などが高い地域である。2~3万でも4県が減少を示し、中でも兵庫は47%もの減少を示すが、増加の方では千葉の45%，東京の44%をはじめ、熊本・長崎・香川などが高い地域である。また1~2万では減少は兵庫のみとなり、増加の方の最高は東京の47%で、埼玉・千葉・香川・茨城などが高率となつてゐる。

5千~1万の町村には減少地域はなく最低の福井でも11%の増加率を示すのに対し、最高は東京の52%で、埼玉の39%，千葉の37%，佐賀の36%，栃木・鹿児島の各32%などが高率な地域となつてゐる。また、5千未満の農村でも減少地域なく、最高の東京の41%をはじめ岩手の34%，鹿児島の33%，広島・熊本の各31%などの高い地域から、新潟・京都の各17%，山形の16%の最低率にまでわたつてゐる。

結局、農村人口はこの期間に減少を示すものは1県もなく、5県を除いて他はすべて都市人口よりも高い増加率を示してゐる。それらの中でも高率なのは東京の47%を第1位として、石川・千葉・佐賀・鹿児島・栃木・熊本などの地域である。これに対し最も低率な方でも秋田の13%程度

で、京都の16%，岩手・新潟の17%，山形の18%などが低い方となつてゐる。

一方、都市人口は大阪の42%減少をはじめ東京の36%，兵庫の25%など大府県をはじめとして11県が減少を示している。その反面、埼玉・千葉は38%の高い増加率を示し、奈良・佐賀の27%など同じく大府県に隣接する県が高率を示している。

(vi) 昭和22~25年 県全体として減少したのは奈良の2%減のみで他の多くの府県は戦前の各センサス間の5年間の増加率と大差がない。増加率の最も高いのは戦前と同様東京で26%の高率を示し、大阪の16%，神奈川の12%，北海道・福岡の各11%などが高率の方に属する。

10万以上をみると最高率29%を示す東京も、これについて24%を示す大阪も戦前の各期間にみられない高率である。5~10万の都市では奈良だけ減少しているが、その他では香川の23%を最高として北海道・福井・徳島・福岡などが高い。4~5万では長野のみ減少なのに對し、北海道の21%が著しく高い方であり、3~4万は3県が1%程度の減少をみせる一方、岩手の22%が最高率で、北海道の14%，福岡の13%という高率地域がある。2~3万では4県が減少しているのに對し、北海道・兵庫は各19%，熊本・福岡・東京などが高率である。1~2万になると3県が減少で高率地域は14%の兵庫はじめ、北海道・福岡・東京・高知などである。また、5千~1万の町村は4県が減少し、その他も全般的に1~2万よりも低率となつていて、最高は北海道の9%であり、青森・神奈川・東京・大阪などが高率の方である。さらに、5千未満の町村は8県も減少を示しているが、岩手の13%を最高として北海道・東京・青森・神奈川・長崎などが高率な地域となつてゐる。

結局、この3年間の都市・農村の増加率は戦前のセンサス間と同様の程度になり、都市の増加率は奈良だけが5%の減少を示すほかはすべての県で農村の増加率よりも高率を示している。大都市を含む府県はふたたび戦前のように高率となり、東京の28%が全国第1位、大阪の20%，兵庫・福岡の16%，神奈川の15%，愛知の13%の程度である。このほか北海道・長崎・青森・徳島・香川などが高い地域である。これに対し農村は6県で減少を示し、高率なのは北海道の9%をはじめとして、青森の8%，東京・神奈川の7%，岩手の6%，宮城・大阪・福岡・長崎・宮崎の各5%などで、大都市府県と北海道・東北・九州地方にみられる。

#### (4) 都市・農村人口増加の地域的差異

最後に、全国の場合のように人口1万で分けて、この意味での都市と農村人口の増加が府県によつていかなる差異を現わすかをまとめると次のとおりである。

(i) 都市人口の比重は戦前昭和15年までは大部分の府県で拡大しつづけ、昭和15~22年には縮小したが、昭和22~25年にふたたび増大している。この傾向は神奈川・愛知・京都・兵庫・広島・山口・福岡・長崎などで特に著しかつた。これらに比べ東京・大阪は比重がもともと大きいので戦前の拡大の速度はそれほど大きくなかったのが、昭和15~22年の縮小の度が大きいので、昭和25年ではまだ大正9年の割合よりも下廻つてゐる。これに対し、戦前から戦後まで常に比重を増大したのは北海道・埼玉・千葉の3地域である。以上と逆に、農村人口の比重は多くの県で戦前は縮小しつづけ、昭和15~22年にやや拡大してその後また縮小している。岩手・茨城・山梨・滋賀・島根・徳島・高知の8県は戦前から戦後へかけて農村人口の割合は80%台の多きを示している。

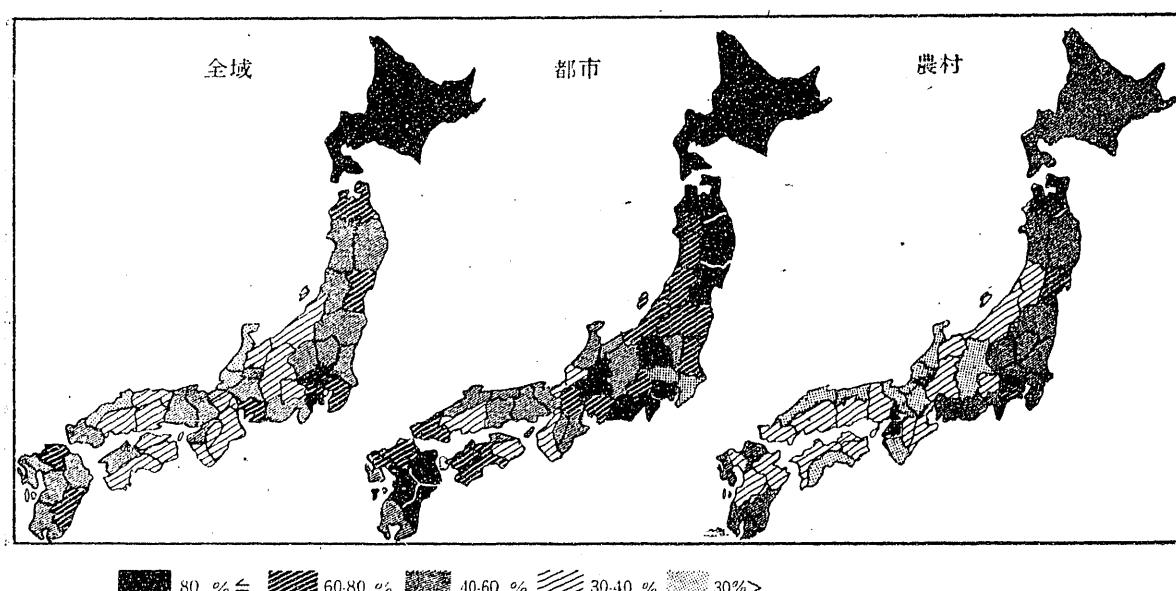
(ii) 大正9年から昭和25年までの30年間に都市の人口増加の絶対数は大都市を含む府県で特に大きい割合をしめていて東京などは全国における都市人口増加の16%にも上つてゐる。まだこの

ほか、北海道・宮崎・鹿児島でも都市人口の増加数が比較的大きい。昭和10年以前だけについてみると、全国都市人口増加のうち東京が4分の1を、大阪が15%をもじめているように大府県での増加が著しいのみでなく、多くの県では農村よりも都市の増加人口数が大きい。昭和10年以後になると全国都市人口の増加数の4分の1が北海道の増加でしめられ、福岡・神奈川でも都市人口増加数のしめる割合が大きい。これに対し、前の期間に著しく増加した大府県では大阪の82万の減少をはじめ、東京・広島などその減少が少くない。

(イ) 農村人口は大正9～昭和25年の30年間に北海道・茨城・千葉・大阪などで50万台の大きい増加を示しているが、大正9～昭和10年間には東北6県と茨城・長野・徳島の諸県だけが各県増加のうち農村人口のしめる割合が都市のそれより大きい。ところが、昭和10～25年の間では鹿児島を除くすべての地域で農村の増加人口の方が都市のそれより多く、茨城・埼玉・千葉は農村人口の増加数は40万台に上り、また兵庫では全県増加数の99%までが農村人口の増加となつてている。

(ロ) 各センサス年次間に分けて都市人口の増加数をみると、戦前昭和15年までは6大都市を含

図1 都市・農村の全期間の人口増加率



む府県や北海道・福岡などにおける都市人口の増加が全国の都市人口増加の中にしめる比重の著しく大きいことはすでにみたとおりであるが、昭和10～15年の間にその比重が増大していることが認められる。全国的にみて各県増加のうち都市人口の増加の方が農村のそれより多い地域は大正9～14年の40県から、大正14～昭和5年の23県に減じ、昭和5～10年にふたたび36県に増加している。しかるに昭和10～15年には都市人口の減少した県が10を算え、昭和15～22年には同じく12県に上っているが、もちろん後の期間には東京・大阪・兵庫・愛知など戦前増加の多かつた地域においても減少が著しい。そのため昭和15～22年に都市の増加人口の方が農村のそれより多いのは北海道・鹿児島のみとなっている。ところが、昭和22～25年には東北地方の大部分、中国・四国・九州地方の一部を除けば、各府県内での都市の増加人口の方が農村でのそれより多くなつている。また大都市府県は戦前にもまして増加の比重を高めて、各府県増加数のうち80～90%は都市の増加人口であるが、特に東京は全国都市人口の増加総数の31%にも上っている。

(イ) 農村人口の増加を各センサス年次間に分けてみると、減少を示す地域が、大正9～14年には5県、大正14～昭和5年には2県に減ったが、昭和5～10年にはまた5県にふえ、昭和10～15年には11県にも上り、そのうち石川・福井・滋賀・島根・徳島・香川の6県は都市人口とともに減少を示した。ところが昭和15～22年には減少地域は全くないばかりか、北海道・鹿児島を除くすべての府県で都市人口の増加よりも農村人口の増加の方が多くなっている。特に、茨城・埼玉・千葉・熊本などでは農村人口の増加が多く、県全体の増加中にしめる割合が70%以上であり、茨城では97%にも上っている。しかし、昭和22～25年には農村の増加人口が都市のそれよりも多いのは東北地方の大部分や中国地方以西の数県のみで、農村人口の減少が6県に上っている。ただし、農村人口の増加の大きいのは北海道・青森・岩手・宮城とともに神奈川・大阪・福岡などの大府県でもみられる。

(ウ) 大正9～昭和25年間の人口増加率をみると、大部分の県で、都市の方が農村よりも高率であるが、都市の増加率は北海道・埼玉・千葉と神奈川・宮崎などが高い。東京・大阪の両地域だけは農村の増加率の方が都市よりも高率で、北海道・東北・関東諸地方の県と大府県に農村の増加率

図2 都市(人口1万戸)の各期間の人口増加率

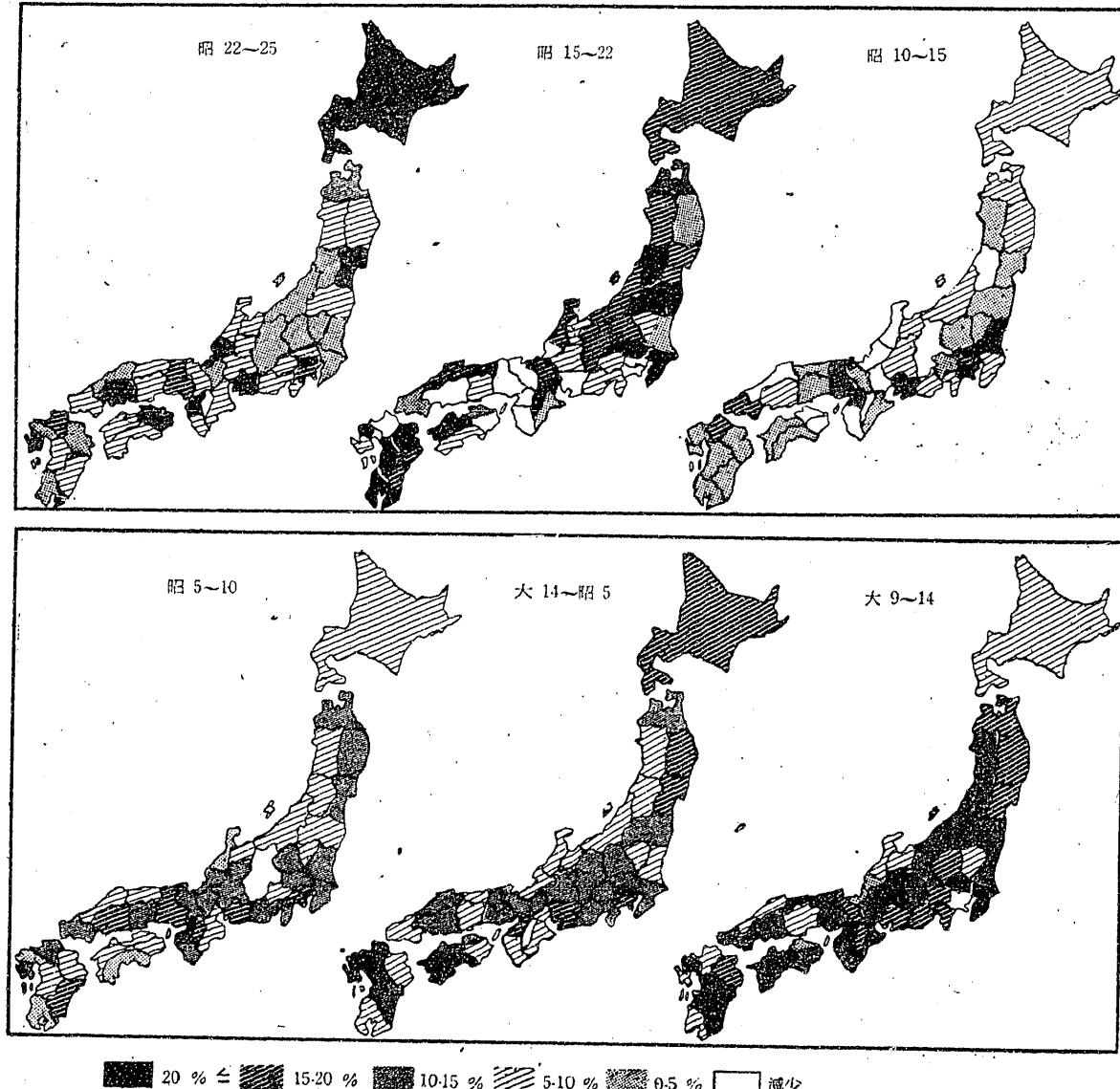
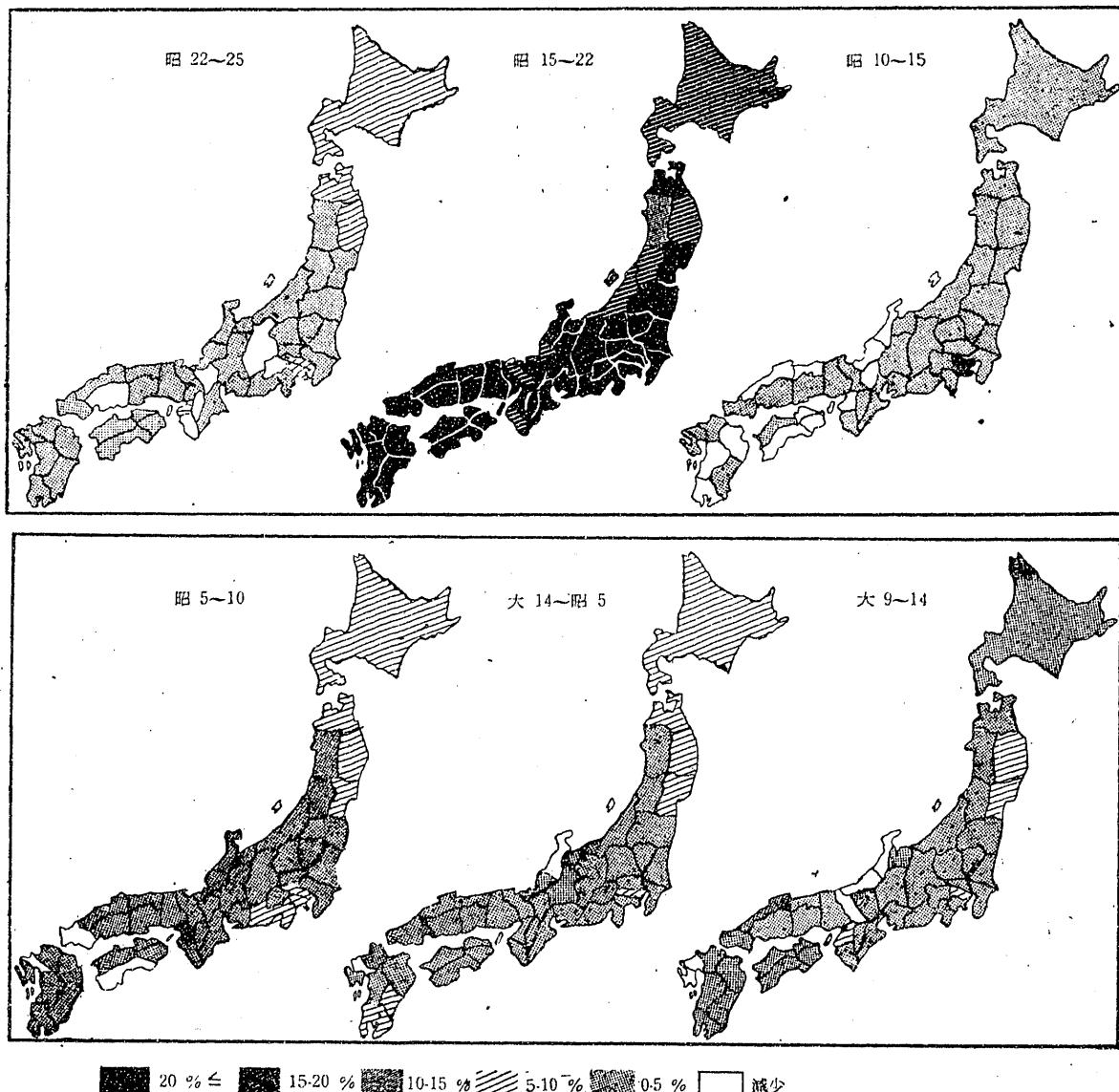


図3 農村(人口1万戸)の各期間の人口増加率



の相対的に高い地域がみられる。

(1) 各センサス年次間に分けて都市人口の増加率をみると、大正9~14年には石川・福井の減少なのを除き、大正14~昭和5年は佐賀の減少と香川を除き、昭和5~10年は長野の減少などを除けば、他の各府県とも農村人口の増加率よりも高率を示しているが、昭和10~15年になると、都市の増加率は10県が減少を示すほか農村の増加率よりも低いものが7県に達した。

しかし、昭和15年までは大都市を含む府県は東京をはじめほとんど常に高率を示し、大正9~14年には埼玉・千葉・岐阜が、大正14~昭和5年には北海道・岩手・宮城・高知が、昭和5~10年には奈良・広島・宮崎が、さらに昭和10~15年には福岡・山口が15~24%程度で、各府県のうち比較的高率を示した。ところが昭和15~22年に都市人口は大阪の42%減少をはじめ大府県など11県で減少を示した反面、大府県に隣接する埼玉・千葉で各38%，奈良・佐賀で各27%など高率を示した。しかし、昭和22~25年間にはふたたび戦前のように、都市人口の増加率の方が農村のそれに比べて各府県とも高率となり、特に大都市府県が東京の28%をはじめ高い増加率を示すほか、北海道・長崎などでも比較的高い率をみせている。

表 1 各地域社会の全期間（大正9～昭和25年）の人口増加数

(単位 1,000人)

都道府県	総 数	10万≤	5—10万	4—5万	3—4万	2—3万	1—2万	5千—1万	5千>	1万≤	1万>
総 数	28,041	5,567	1,999	500	922	1,324	3,625	6,059	8,046	13,937	14,104
北 海 道	1,952	290	150	48	164	138	620	470	71	1,410	541
青 森 県	526	—	99	24	—	—	36	194	173	159	367
岩 手 県	501	—	51	—	15	14	38	135	249	117	384
宮 城 県	702	159	—	—	26	31	39	273	174	255	447
秋 田 県	410	—	36	—	—	25	41	96	213	101	309
山 形 県	388	—	53	—	36	9	38	121	131	136	252
福 島 県	700	—	40	45	—	36	80	135	363	202	498
茨 城 県	689	—	21	—	9	29	67	150	412	127	562
栃 木 県	504	—	37	19	18	12	77	242	98	164	340
群 埼 県	549	—	120	—	—	16	59	188	166	195	354
埼 千 東 県	827	—	62	72	90	19	85	164	336	328	499
東 神 新 県	803	—	52	106	—	45	93	190	317	296	507
神 京 川 奈 琴 県	2,583	2,016	29	—	—	114	94	203	127	2,253	330
新 福 山 県	1,164	623	—	—	76	82	52	188	144	833	332
富 石 県	685	102	17	—	30	45	71	191	229	265	419
石 羽 山 県	285	—	60	—	—	11	28	39	146	99	186
福 川 県	210	65	—	—	—	—	20	41	84	85	125
山 井 県	153	—	14	—	—	17	21	24	76	52	101
井 梨 県	228	—	35	—	—	—	20	32	141	55	173
梨 野 県	498	—	76	—	9	13	11	50	106	251	141
野 韶 県	474	64	—	25	—	28	30	123	205	146	328
鶴 岡 県	921	161	51	37	—	69	126	247	230	444	477
岡 知 県	1,301	441	77	20	—	48	320	282	113	905	396
知 重 県	392	—	60	—	17	14	24	53	225	114	278
重 賀 県	210	—	40	—	—	11	10	38	112	61	149
賀 都 県	546	384	—	—	—	8	32	29	94	424	122
都 阪 県	1,269	250	—	68	110	74	180	300	287	682	587
阪 庫 県	1,008	30	227	19	40	—	0	234	212	248	548
良 山 県	199	—	30	—	—	9	20	57	84	58	141
山 取 県	232	37	—	—	6	28	18	33	109	90	142
取 根 県	146	—	—	21	21	—	9	3	92	51	95
根 山 県	198	—	18	—	—	—	16	39	125	34	164
山 島 県	443	44	—	—	35	8	54	88	214	141	303
島 口 県	540	94	20	—	12	28	39	76	272	192	348
口 島 県	500	55	67	—	64	19	65	96	134	270	230
島 川 県	208	—	18	—	—	—	20	86	84	39	170
川 媛 県	268	—	34	—	—	23	18	45	148	75	193
媛 知 県	475	—	75	—	15	—	67	96	221	158	317
知 岡 県	203	47	—	—	—	—	4	65	87	51	152
岡 賀 県	1,342	432	121	5	48	104	191	188	252	901	441
賀 崎 県	271	—	27	—	17	—	47	66	115	91	181
崎 本 県	509	109	—	—	—	11	78	153	158	198	311
本 分 県	594	99	—	—	—	52	47	133	263	198	397
分 崎 県	393	—	85	—	17	8	43	50	190	153	239
崎 島 県	440	—	96	—	20	18	89	171	46	223	217
島 鹿 県	601	66	—	—	27	108	215	148	37	415	185

表 1 各地域社会の全期間（大正9～昭和25年）の人口増加率

都道府県	総 数	% 10万≤ 5-10万 4-5万 3-4万 2-3万 1-2万 5千-1万 5千> 1万≤ 1万>										
		51.59	81.45	95.56	84.98	91.06	79.23	55.30	34.50	66.74	41.15	
総 数	50.84	51.59	81.45	95.56	84.98	91.06	79.23	55.30	34.50	66.74	41.15	
北海道	83.25	80.93	94.52	94.91	140.54	136.62	100.02	66.34	30.84	100.34	57.67	
青森県	69.59	—	103.14	65.40	—	—	102.16	73.62	53.27	94.85	62.38	
岩手県	59.27	—	113.22	—	70.50	99.17	80.60	61.35	49.89	92.62	53.39	
宮城县	72.96	113.97	—	—	115.86	233.02	84.53	69.40	50.14	115.07	60.37	
秋田県	45.68	—	79.35	—	—	70.71	56.73	46.83	39.34	66.70	41.40	
山形県	40.09	—	57.16	—	67.87	56.97	70.57	40.90	28.69	63.07	33.49	
福島県	51.34	—	126.83	61.43	—	61.79	88.67	51.65	42.86	79.27	44.94	
茨城県	51.04	—	47.68	—	34.39	125.76	76.55	56.31	45.69	69.88	48.11	
栃木県	48.16	—	58.76	57.00	71.95	18.24	71.63	52.80	33.78	55.04	45.42	
群馬県	52.13	—	80.35	—	—	111.21	82.73	51.44	36.68	82.94	43.28	
埼玉県	62.70	—	235.44	378.17	120.56	160.67	124.64	87.53	36.00	163.93	44.59	
千葉県	60.09	—	158.19	205.68	—	147.35	94.76	67.22	37.69	139.02	45.11	
東京都	69.92	60.17	75.51	—	—	1,191.99	311.39	160.49	91.51	65.71	119.90	
神奈川県	87.98	92.50	—	—	20.24	102.27	123.26	101.30	47.13	99.97	67.61	
新潟県	38.53	110.38	37.34	—	56.76	61.66	48.71	33.42	28.73	64.69	30.69	
富山県	39.28	—	52.35	—	—	54.79	57.41	66.95	30.31	53.96	34.30	
石川県	28.09	47.78	—	—	—	—	39.52	25.67	20.93	45.58	22.28	
福井県	25.57	—	24.36	—	—	44.30	51.71	44.80	18.75	38.24	21.83	
山梨県	39.06	—	62.81	—	—	—	71.34	46.84	32.69	65.60	34.62	
長野県	31.87	—	68.02	-19.78	42.82	65.02	34.45	34.77	27.61	40.50	29.40	
岐阜県	44.29	77.32	—	76.32	—	84.53	87.24	61.76	29.76	80.29	36.92	
静岡県	59.41	79.29	138.43	121.12	—	100.18	79.31	57.02	37.13	89.15	45.32	
愛知県	62.25	62.12	99.98	77.52	—	109.56	85.86	52.40	35.13	73.69	42.67	
三重県	36.65	—	44.86	—	63.36	34.52	55.54	53.71	30.90	46.94	33.63	
滋賀県	32.28	—	87.69	—	—	61.63	41.63	50.27	22.83	69.76	26.50	
京都府	42.40	54.73	—	—	—	40.47	43.63	45.51	21.73	53.38	23.65	
大阪府	49.04	13.43	—	871.22	140.39	201.23	24.59	152.15	85.68	33.19	79.45	
兵庫県	43.80	4.60	134.21	58.36	99.29	-3.21	159.02	63.82	26.89	52.32	36.68	
奈良県	35.29	—	71.35	—	—	84.88	41.53	46.18	24.63	58.51	30.32	
和歌山县	30.88	29.42	—	—	21.69	70.01	61.59	31.84	25.80	39.99	26.98	
鳥取県	32.00	—	—	55.29	79.14	—	40.68	16.71	26.24	58.67	25.75	
島根県	27.68	—	42.85	—	—	—	79.79	40.42	22.46	54.79	25.14	
岡山県	36.41	36.64	—	—	64.04	39.41	86.33	42.95	28.38	54.78	31.50	
広島県	35.03	26.47	44.11	—	44.68	112.06	43.33	44.22	32.79	35.55	34.74	
山口県	48.02	57.73	159.91	—	64.81	122.51	74.76	48.29	26.60	79.81	32.72	
徳島県	31.08	—	23.39	—	—	—	49.03	32.30	29.44	32.27	30.82	
香川県	39.56	—	54.13	—	—	56.19	62.50	39.52	34.31	56.62	35.40	
愛媛県	45.39	—	54.99	—	61.75	—	106.18	47.73	35.67	70.16	38.62	
高知県	30.25	61.82	—	—	—	—	53.66	34.97	21.62	61.04	25.83	
福岡県	61.32	82.08	78.45	11.08	50.04	87.56	55.22	61.30	42.65	69.90	49.02	
佐賀県	40.24	—	69.45	—	63.31	—	77.33	32.13	33.44	71.95	32.95	
長崎県	44.83	39.54	—	—	—	59.52	67.82	41.14	44.56	48.40	42.81	
熊本県	48.19	73.07	—	—	—	145.69	73.17	48.34	36.45	84.09	39.73	
大分県	45.65	—	102.22	—	68.46	44.03	66.23	45.84	33.87	80.01	35.80	
宮崎県	67.63	—	16.46	—	77.18	78.36	65.64	55.61	45.99	91.78	53.23	
鹿児島県	50.00	51.08	—	—	50.57	58.42	49.61	45.77	47.72	51.94	46.15	

表 2 都市(人口1万以上)の人口

(単位1,000人)

都道府県	昭 25	昭 22	昭 15	昭 10	昭 5	大 14	大 9
総 数	34,819	30,794	34,279	31,217	27,419	23,962	20,882
北 海 道	2,816	2,495	2,109	1,937	1,771	1,538	1,405
青 森 県	327	293	263	250	222	198	168
岩 手 県	244	224	205	192	170	146	127
宮 岐 県	476	432	362	349	310	264	221
秋 田 県	253	240	201	200	186	170	152
山 形 県	352	339	276	281	262	242	216
福 島 県	456	427	355	340	317	286	254
茨 城 県	308	297	285	255	230	205	181
栃 木 県	463	451	377	374	350	327	298
群 馬 県	430	412	356	342	311	276	235
埼 千 県	528	497	360	319	281	247	200
東 京 都	509	487	354	330	294	259	213
神 奈 川	5,683	4,445	6,970	6,039	5,098	4,200	3,429
新 山 川	1,666	1,447	1,555	1,276	1,085	906	833
富 瀬 川	675	648	557	526	492	456	410
石 山 川	282	264	243	224	213	200	183
福 井 川	271	257	220	221	211	200	186
山 梨 川	189	170	175	176	155	143	137
長 野 川	138	127	119	118	112	98	84
岐 静 川	489	478	414	418	433	392	348
愛 三 川	489	478	414	418	433	392	348
滋 京 川	328	304	287	272	244	221	182
京 大 川	943	864	794	750	656	589	498
大 兵 川	2,134	1,890	2,205	1,936	1,674	1,454	1,228
奈 和 川	357	334	332	314	295	274	243
島 岡 川	148	143	120	124	110	96	87
島 岡 川	1,217	1,129	1,206	1,186	1,050	915	794
岡 広 川	2,738	2,273	3,928	3,559	2,900	2,482	2,056
岡 広 川	1,596	1,377	1,829	1,595	1,343	1,186	1,048
良 田 川	158	166	130	138	118	117	100
良 田 川	315	292	307	309	280	255	225
根 取 川	137	130	111	109	104	96	86
根 取 川	95	92	80	80	75	67	61
山 島 川	398	370	344	336	301	275	257
島 口 川	732	658	826	776	671	606	540
島 口 川	608	563	550	474	418	382	338
島 岸 川	158	141	144	147	139	132	119
島 岸 川	208	186	166	173	163	149	133
媛 知 川	383	350	315	303	286	258	225
媛 知 川	136	123	116	114	110	96	84
福 岡 川	2,191	1,897	2,059	1,767	1,565	1,370	1,289
佐 長 川	217	208	164	161	155	140	126
佐 長 川	608	540	599	547	495	439	410
熊 本 分 川	433	396	320	316	294	266	235
鹿 尾 岛	345	339	268	263	241	222	192
鹿 尾 岛	466	429	362	355	307	269	243
鹿 尾 岛	1,215	1,169	969	948	915	853	800

表 3 農村(人口1万未満)の人口

(単位1,000人)

都道府県	昭 25	昭 22	昭 15	昭 10	昭 5	大 14	大 9
総 数	48,380	47,305	38,051	37,214	36,225	34,989	34,275
北 海 道	1,480	1,358	1,146	1,113	1,026	946	939
青 森 県	956	887	737	717	658	615	589
岩 手 県	1,103	1,039	891	855	806	755	719
宮 城 県	1,187	1,135	909	886	833	780	740
秋 田 県	1,056	1,017	851	838	802	766	746
山 形 県	1,005	996	843	836	818	785	753
福 島 島	1,607	1,566	1,271	1,241	1,191	1,151	1,108
茨 城 城	1,731	1,716	1,235	1,294	1,257	1,204	1,169
栃 木 城	1,088	1,083	830	821	792	764	748
群 馬 県	1,171	1,161	943	900	875	843	818
埼 玉 県	1,618	1,603	1,248	1,210	1,178	1,147	1,119
千 東 県	1,630	1,626	1,235	1,216	1,176	1,141	1,123
東 神 奈	595	555	377	324	305	280	265
新 富 川	822	771	634	564	534	510	490
石 福 山	1,786	1,771	1,507	1,470	1,441	1,394	1,367
井 梨 野	726	715	580	575	566	549	541
長 岐 静	686	671	538	548	545	551	561
岐 静 愛	563	556	469	471	464	455	462
三 滋 京	673	680	544	529	519	503	500
滋 京 大	1,572	1,582	1,297	1,296	1,284	1,237	1,215
三 滋 京 大	1,217	1,190	978	954	935	911	888
滋 京 大	1,529	1,489	1,224	1,190	1,142	1,082	1,052
滋 京 大	1,257	1,233	961	927	893	865	861
滋 京 大	1,104	1,082	876	860	862	833	826
滋 京 大	714	716	584	587	583	567	564
滋 京 大	616	610	524	516	503	491	493
滋 京 大	1,119	1,062	865	739	640	578	532
滋 京 大	1,714	1,681	1,393	1,328	1,303	1,269	1,254
滋 京 大	606	614	491	483	479	467	465
滋 京 大	667	668	558	555	551	533	525
滋 京 大	463	458	374	381	386	376	368
滋 京 大	818	803	661	667	664	655	654
滋 京 大	1,263	1,249	985	997	982	963	961
滋 京 大	1,350	1,354	1,044	1,029	1,021	1,012	1,002
滋 京 大	933	916	744	717	717	713	703
滋 京 大	721	713	575	581	577	558	551
滋 京 大	738	731	564	576	570	551	545
滋 京 大	1,139	1,104	863	862	856	838	822
滋 京 大	738	725	594	601	608	592	587
滋 京 大	1,339	1,281	1,035	988	962	932	899
滋 京 大	728	710	538	526	537	545	548
滋 京 大	1,037	992	771	750	739	725	726
滋 京 大	1,395	1,369	1,048	1,071	1,060	1,030	998
滋 京 大	908	894	705	718	704	693	669
滋 京 大	625	597	478	470	453	422	408
滋 京 大	587	576	436	439	434	412	402

表 4 都市(人口1万以上)の人口の割合

(%)

都道府県	昭 25	昭 22	昭 15	昭 10	昭 5	大 14	大 9
総 数	41.9	39.4	47.4	45.6	43.1	40.6	37.9
北海道	65.6	64.8	64.8	63.5	63.3	61.9	60.0
青森県	25.5	24.9	26.3	25.9	25.3	24.3	22.2
岩手県	18.1	17.7	18.7	18.3	17.4	16.2	15.0
宮城县	28.6	27.6	28.5	28.3	27.1	25.3	23.0
秋田県	19.4	19.1	19.1	19.3	18.8	18.2	16.9
山形県	26.0	25.4	24.7	25.1	24.3	23.6	22.3
福島県	22.1	21.4	21.8	21.5	21.0	19.9	18.7
茨城県	15.1	14.8	17.6	16.5	15.5	14.5	13.4
栃木県	29.8	29.4	31.2	31.3	30.7	30.0	28.5
群馬県	26.9	26.2	27.4	27.6	26.2	24.7	22.3
埼玉県	24.6	23.7	22.4	20.8	19.3	17.7	15.2
千葉県	23.8	23.1	22.3	21.4	20.0	18.5	15.9
東京都	90.5	88.9	94.9	94.9	94.4	93.8	92.8
神奈川県	67.0	65.2	72.0	69.4	67.0	64.0	62.9
新潟県	27.4	26.8	27.0	26.3	25.5	24.6	23.1
富山県	28.0	27.0	29.5	28.1	27.4	26.8	25.3
石川県	28.4	27.7	29.0	28.7	27.9	26.6	24.9
福井県	25.1	23.4	27.2	27.2	25.0	23.9	22.8
山梨県	17.1	15.7	17.9	18.2	17.7	16.3	14.3
長野県	23.7	23.2	24.2	24.4	25.2	24.1	22.3
岐阜県	21.2	20.3	22.7	22.2	20.7	19.5	17.0
静岡県	38.1	36.7	39.3	38.6	36.5	35.3	32.1
愛知県	62.9	60.5	69.6	67.6	65.2	62.7	58.8
三重県	24.4	23.6	27.0	26.8	25.5	24.8	22.7
滋賀県	17.1	16.6	17.0	17.5	15.9	14.5	13.4
京都府	66.4	64.9	69.7	69.7	67.6	65.1	61.7
大阪府	71.0	68.2	82.0	82.8	81.9	81.1	79.4
兵庫県	48.2	45.0	56.8	54.6	50.8	48.3	45.5
奈良県	20.7	21.2	20.9	22.2	19.7	20.0	17.6
和歌山県	32.1	30.4	35.5	35.7	33.7	32.3	30.0
鳥取県	22.8	22.1	22.9	22.3	21.2	20.4	19.0
島根県	10.4	10.3	10.8	10.8	10.2	9.3	8.6
岡山県	24.0	22.9	25.9	25.2	23.5	22.2	21.1
広島県	35.2	32.7	44.2	43.0	39.7	37.5	35.0
山口県	39.5	38.1	42.5	39.8	36.8	34.9	32.5
徳島県	18.0	16.6	20.0	20.2	19.5	19.1	17.8
香川県	22.0	20.3	22.7	23.1	22.2	21.3	19.6
愛媛県	25.2	24.0	26.8	26.0	25.1	23.5	21.5
高知県	15.5	14.6	16.3	16.0	15.4	14.0	12.6
福岡県	62.1	59.7	66.6	64.1	61.9	59.5	58.9
佐賀県	22.9	22.7	23.3	23.4	22.3	20.5	18.7
長崎県	37.0	35.2	43.7	42.1	40.1	37.7	36.1
熊本県	23.7	22.5	23.4	22.8	21.7	20.5	19.1
大分県	27.5	27.5	27.6	26.8	25.5	24.3	22.3
宮崎県	42.7	41.8	43.1	43.0	40.4	38.9	37.4
鹿児島県	67.4	67.0	69.0	68.4	67.8	67.5	66.6

各都道府県人口総数 100.0 につき

表5 都市（人口1万以上）の増加人口

都道府県	(単位1,000人)						(単位1,000人)					
	昭22-25	昭15-22	昭10-15	昭5-10	大14-昭5	大9-14	昭22-25	昭15-22	昭10-15	昭5-10	大14-昭5	大9-14
総 数	4,025	-3,485	3,062	3,798	3,457	3,080	1,074	9,255	836	990	1,235	714
北海道	321	386	173	166	233	132	122	212	33	86	80	8
青森県	34	30	13	28	24	30	69	150	21	59	42	27
岩手県	20	19	13	21	24	19	64	148	37	49	51	36
宮城県	44	69	13	39	46	42	52	226	23	53	53	40
秋田県	14	39	1	15	15	18	38	166	14	35	36	20
山形県	13	63	- 4	18	20	26	9	153	7	18	33	32
福島県	29	72	14	24	30	32	41	295	30	50	40	43
茨城県	11	13	30	25	25	23	15	381	41	37	53	36
栃木県	12	74	3	24	24	28	5	254	9	29	28	16
群馬県	18	56	14	32	35	41	11	218	43	25	33	25
埼玉県	31	137	42	38	34	47	16	355	38	32	31	28
千葉県	22	133	24	36	35	45	4	391	18	40	36	18
東京都	1,237	-2,525	931	941	898	771	40	178	53	19	25	14
神奈川県	219	108	278	191	179	73	51	137	71	29	24	20
新潟県	27	90	32	34	36	46	16	264	37	29	47	27
富山県	18	22	18	11	13	17	11	135	5	9	17	8
石川県	15	37	- 1	9	12	13	15	133	-10	2	- 6	-10
福井県	19	- 5	- 1	21	12	6	7	88	- 2	7	8	- 7
山梨県	11	8	1	6	14	14	- 7	136	15	10	17	3
長野県	11	64	- 4	-15	41	44	- 10	285	1	12	47	23
岐阜県	24	17	15	28	22	39	27	211	25	19	24	23
静岡県	78	71	44	84	76	91	40	264	34	58	50	30
愛知県	244	- 315	270	262	220	226	24	272	34	34	28	4
三重県	23	11	9	19	21	31	22	206	15	- 2	28	7
滋賀県	5	23	- 5	15	13	9	- 2	132	- 3	4	16	3
京都府	88	- 77	20	137	134	122	6	86	7	13	12	- 2
大阪府	465	-1,655	370	659	418	426	57	197	126	98	62	46
兵庫県	220	- 452	234	252	157	138	33	288	64	25	35	15
奈良県	8	36	- 8	20	1	17	- 8	124	8	4	11	2
和歌山县	23	- 15	- 1	29	25	30	- 1	110	2	4	18	7
鳥取県	7	19	1	6	7	10	6	84	- 7	- 5	10	7
島根県	3	12	- 1	5	8	6	15	141	- 5	2	9	2
岡山県	27	26	8	34	26	18	14	264	-12	14	19	3
広島県	74	- 168	50	105	65	66	- 4	310	15	8	10	10
山口県	45	13	76	56	37	44	17	172	27	- 1	4	10
徳島県	16	- 2	- 4	8	8	12	7	138	- 6	4	19	7
香川県	22	20	- 7	10	13	16	7	167	-11	6	19	6
愛媛県	33	34	13	17	28	33	35	241	1	6	18	17
高知県	12	8	1	4	14	12	13	131	- 7	- 7	16	5
福岡県	294	- 163	292	202	196	80	58	247	46	27	30	33
佐賀県	9	44	3	6	14	14	19	172	12	- 11	- 8	- 3
長崎県	68	- 60	53	52	56	30	45	221	20	12	14	- 2
熊本県	37	76	4	22	29	31	25	321	-23	11	29	32
大分県	6	71	6	22	19	31	14	190	-13	13	12	24
宮崎県	38	66	8	48	38	26	28	119	8	16	31	14
鹿児島県	47	200	21	33	61	53	11	141	3	5	23	10

表6 農村（人口1万以上）の増加人口

表7 都市の各期間の人口増加率

表8 農村の各期間の人口増加率

都道府県	(%)						(%)					
	昭22-25	昭15-22	昭10-15	昭5-10	大14-昭5	大9-14	昭22-25	昭15-22	昭10-15	昭5-10	大14-昭5	大9-14
総 数	13.07	-10.17	9.81	13.85	14.43	14.75	2.27	24.32	2.25	2.73	3.53	2.08
北海道	12.85	18.29	8.91	9.38	15.16	9.40	8.99	18.50	2.92	8.41	8.47	0.82
青森	11.51	11.45	5.14	12.64	12.36	17.81	7.76	20.29	2.86	8.99	6.91	4.52
岩手	9.02	2.16	6.80	12.64	16.34	15.39	6.14	16.58	4.29	6.06	6.74	5.00
宮城	10.29	19.10	3.86	12.56	17.49	19.19	4.62	24.88	2.59	6.37	6.74	5.37
秋田	5.63	19.44	0.37	7.88	8.94	12.01	3.75	13.22	1.65	4.42	4.71	2.63
山形	3.85	22.90	-1.56	7.04	8.20	12.06	0.86	18.15	0.83	2.24	4.19	4.29
福島	6.76	20.36	4.19	7.51	10.64	12.57	2.62	23.19	2.39	4.17	3.48	3.87
茨城	3.62	4.40	11.76	10.87	12.40	12.76	0.87	28.55	3.17	2.94	4.38	3.04
栃木	0.77	6.12	0.71	6.88	7.23	9.48	0.43	30.56	1.09	3.69	3.63	2.09
群馬	4.32	15.63	4.10	10.21	12.56	17.44	0.93	23.13	4.73	2.82	3.86	3.09
埼玉	6.22	38.06	13.05	13.35	13.69	23.55	0.97	28.44	3.11	2.73	2.71	2.49
千葉	4.59	37.62	7.20	12.40	13.58	21.33	0.23	31.70	1.50	3.39	3.13	1.57
東京	27.83	-36.22	15.42	18.46	21.38	22.48	7.12	47.17	16.12	6.30	9.04	5.45
神奈川	15.10	-6.92	21.82	17.61	19.73	8.81	6.62	21.54	12.51	5.49	4.70	4.08
新潟	4.18	16.21	5.99	6.84	7.99	11.23	0.88	17.49	2.52	2.00	3.38	2.00
富山	6.94	8.88	8.22	5.07	6.39	9.30	1.57	23.29	0.91	1.61	3.08	1.46
石川	5.77	16.78	-0.46	4.43	5.84	7.13	2.20	35.08	-1.78	0.41	-1.03	-1.74
福井	11.05	-2.95	-0.38	13.90	7.66	4.38	1.31	18.68	-0.44	1.52	1.81	-1.57
山梨	9.01	6.81	1.04	5.48	14.10	16.98	-1.08	25.02	2.85	1.84	3.30	0.61
長野	2.24	15.49	-0.92	-3.44	10.42	12.64	-0.62	21.99	0.04	0.91	3.80	1.85
岐阜	7.97	5.97	5.39	11.67	10.02	21.68	2.24	21.62	2.57	2.03	2.60	2.56
静岡	9.04	8.91	5.89	12.79	12.97	18.24	2.71	21.60	2.84	5.09	4.64	2.84
愛知	12.90	-14.30	13.94	15.62	15.13	18.37	1.94	28.27	3.69	3.78	3.23	0.48
三重	6.74	3.52	2.83	6.34	7.74	12.87	2.05	23.56	1.78	-0.18	3.42	0.87
滋賀	3.46	19.36	-3.76	14.05	13.59	10.14	-0.30	22.52	-0.53	0.75	2.86	0.45
京都	7.81	-6.40	1.70	13.02	14.65	15.34	0.93	16.48	1.41	2.59	2.52	-0.50
大阪	20.46	-42.13	10.39	22.71	16.85	20.71	5.39	22.75	17.08	15.38	10.79	8.63
兵庫	15.96	-24.72	14.65	18.76	13.25	13.16	1.95	20.70	4.84	1.92	2.72	1.19
奈良	-4.61	27.41	-5.66	17.06	0.93	17.02	-1.37	25.24	1.62	0.87	2.42	0.49
和歌山	7.80	-4.99	-0.46	10.46	9.75	13.26	-0.10	19.78	0.43	0.74	3.45	1.38
鳥取	5.26	17.49	1.13	5.68	7.48	11.69	1.25	22.44	-1.92	-1.22	2.61	2.03
島根	3.29	15.10	-0.86	6.82	11.78	9.99	1.90	21.37	-0.82	0.37	1.40	0.24
岡山	7.40	7.67	2.47	11.36	9.61	7.01	1.13	26.78	1.16	1.47	1.98	0.28
広島	10.15	-20.34	6.44	15.61	10.72	12.21	-0.28	29.69	1.42	0.78	0.94	0.98
山口	7.99	2.27	16.13	13.30	9.62	12.88	1.82	23.19	3.80	-0.10	0.61	1.42
徳島	11.57	-1.52	-2.49	5.71	5.90	10.28	1.03	24.05	-1.09	0.74	3.40	1.33
香川	11.66	12.28	-3.95	6.35	1.88	2.43	0.90	29.57	-1.98	0.97	3.51	1.10
愛媛	9.52	10.80	4.17	5.83	10.91	14.69	3.14	27.93	0.14	0.71	2.10	2.02
高知	9.91	6.82	1.17	3.60	14.99	13.80	1.83	22.09	-1.17	-1.18	2.75	0.84
福岡	15.50	-7.90	16.53	12.91	14.28	6.22	4.53	23.84	4.67	2.77	3.20	3.69
佐賀	4.14	27.09	1.92	3.88	10.27	11.26	2.63	31.97	2.34	-2.13	-1.41	-0.59
長崎	12.69	9.97	9.66	10.44	12.63	7.23	4.57	28.72	2.72	1.60	1.92	-0.26
熊本	9.21	23.84	1.29	7.41	10.75	12.97	1.85	30.65	-2.14	1.06	2.85	3.24
大分	1.68	26.35	2.11	8.91	8.57	16.04	1.52	26.96	-1.82	1.87	1.67	3.61
宮崎	8.82	18.27	2.18	15.50	14.10	10.66	4.68	24.93	1.74	3.61	7.45	3.45
鹿児島	4.00	20.61	1.93	3.64	7.18	6.68	1.88	32.36	-0.69	1.08	5.52	2.42

(イ) 農村人口の増加率は大正9～14年にはほとんどどの府県も都市人口増加率より低く、大正14～昭和5年には香川だけを除き、昭和5～10年には長野を除いて各府県とも都市人口の増加率に比べて低い。しかし、その中では昭和10年までの各期間とも青森・岩手・宮城・東京・大阪などが高率地域であるが、大正14～昭和5年には北海道と宮崎などが、昭和5～10年には北海道が高い増加率を示している。昭和5年までは高率といつても10%をこえるのは大阪だけであつたが、昭和10～15年になると大阪は各期間の上昇をさらにつづけて17%となり、東京・神奈川も高率地域に入った。それとともにこの期間には11県が1～2%の減少を示している。しかし、昭和15～22年では農村人口で減少を示すものは1県もないばかりでなく、5県以外のすべての県で都市人口の増加率より高く、最低の増加率でも秋田の13%で、京都の16%，新潟・岩手の各17%などが低率地域である。比較的高率な地域は東京の47%をはじめ、栃木・千葉・石川・熊本・鹿児島などである。さらに、昭和22～25年には農村人口の増加率は6県で減少を示すほか、すべての県で都市の増加率よりも低率を示し、ふたたび戦前のように北海道・東北・九州の各地方と大府県とで高率地域が多く現われている。しかし、その増加率は最高でも北海道の9%で、そのほか青森・岩手・宮城や東京・神奈川・大阪、さらに福岡・長崎・宮崎など比較的高率な地域でも5～8%程度で戦前昭和10年以前の各センサス年次間とほぼ同様の増加率しか示していない。

#### (5) 要 約

地域社会の大きさによる人口の増加傾向を府県別にみると、その地域的特性は上記のとおり種々複雑な変動を示しているが、これを要約すれば次のとおりである。

(イ) 都道府県別に地域社会の大きさによる人口比重をみると、多くの県において比重の最も大きいのは5千未満の町村の人口で、5千～1万の町村がこれにつき、1～2万の地方都市がさらにこれについている。しかし、6大都市を含む府県においては10万以上の大都市の人口のしめる比重はいうまでもなくきわめて大であり、宮崎・鹿児島のように町村制発展の歴史から大町村の多い地域や北海道などでは5千～1万、1～2万、または2～3万の地域社会の人口の比重が大きくて、大都市や5千未満の農村の人口は比重が小さい。

(ロ) 大中都市の人口の比重は、戦前常に少しづつ拡大しつづけたが、昭和22年には縮小し、その後昭和25年にふたたび増大したのが大府県の著しい特長である。

2～5万の中小都市は各府県における比重は小さく、また地域による差も少いが、戦前から戦後まで比重を拡大しつづけている地域がかなりある。1～2万の地方都市では戦前昭和15年ごろ比重の拡大が一時停滞したが、その後ふたたび増大しつづけている地域が大部分である。

5千～1万の農村社会では昭和22年まで常に比重を拡大しつづけ、その後昭和25年まで停滞している地域と、比重の増大が昭和10年または15年に停滞している地域がある。5千未満の農村は戦前常に比重を縮小し、戦後昭和22年にはかなり比重を高め、その後昭和25年までふたたび比重を減じている地域が多い。この傾向は戦災を受けた大都市を含む府県に特に著しいのに対し、東北から関東地方と九州地方南半ではそれが弱く、逆に戦後まで常に比重を減じている府県もみられる。

(ハ) 全期間の増加人口は大都市を含む府県の比重がきわめて大きく、例えば東京における増加は全国の大都市の増加人口の3分の1をしめている。北海道の全期間の増加のうちでは1～2万の人口の増加が30%をしめたり、1万未満の農村での増加の比重の少くない地域もある。

(ニ) 各センサス年次間にごとに分けると、昭和15～22年の戦時、戦後の激しい人口交流の期間に

においてはその前後と増加の様相を全く異にし、大都市の減少が15県でおこり、特にその規模の大きい東京・大阪と愛知・兵庫の4府県がそのため県全体として減少を示している。これに反し北海道の増加は最も多いが、これは1~2万または5千~1万の増加によつており、福島・茨城・埼玉・千葉・長野や兵庫・広島・熊本などでは5千未満の増加が著しい。

(a) ところが昭和15年までは東京・大阪を中心とする大府県の10万以上の市の増加が著しく各期間ごとに若干増大する傾向にあり、昭和5~10年には愛知・兵庫の増加が目立ち、昭和10~15年には神奈川でも増大している。この準戦時体制時を含む昭和10~15年には大都市のみでなく、大府県内の2万未満の町村での増加も高まつてきている。その反面、5千未満の農村は減少を示すものが大正14~昭和5年には2県にすぎないのに、大正9~14年と昭和5~10年には12県を算え、昭和10~15年には14県に上っている。同時に1~2万での減少も14県に、10万以上の都市でさえも北海道はじめ5県で減少している。

(b) しかし、昭和22~25年には昭和15年以前と同様に大府県での大都市の増加がふたたび著しく、北海道も1~2万や5千~1万の町村の増加が著しくなつていて、この間戦前と異なり5千未満の減少は7県であるが、奈良のみは各地域社会とも減少して県全体として減少を示す唯一の地域となつていて。

(c) 増減の程度を率によつてみると、全期間には北海道・東北・関東地方に高く、近畿・中国・四国地方に低い。高率地域では大都市よりもむしろ1~2万の町村をはじめ、5千~1万などで高率を示すものがあり、100%をこえるものも多い。これに反し、福井・石川・島根などは5千未満の低率なために県全体として低率を示すものである。

(d) 戦前大都市は東京などのように各期間ごとに増加率がむしろ低下している地域があつて、昭和10~15年にはわずかながら減少を示すものが5県を算えた。しかし大阪は昭和5~10年に、神奈川は昭和10~15年に最高を示している。5~10万の都市でも各期間ごとに増加率が低下している地域が多く、昭和10~15年には最高が5%程度で減少の県が8地域となつたが、各期間とも高い率をもちつづけている埼玉・兵庫などもある。4~5万、3~4万、2~3万の都市にも増加率低下の傾向を示す地域が少くないが、低下しながらもかなり高率を示す埼玉・大阪の4~5万、大正14年以後率を上昇しつづけ昭和10~15年に最高45%を示す茨城の3~4万などの都市もある。また、2~3万では、各期間のうち昭和5~10年に最高を示す茨城・大阪・奈良・広島などと、昭和10~15年に最高を示す東京・山口・福岡などがある。1~2万の地方都市も低下の傾向にあるが、全国平均に現われているように、大正14~昭和5年に率が若干上昇しているものがかなりみられるのに対し、東京・愛知・兵庫などは常に率が上昇している。

(e) 5千~1万、5千未満の農村も、全国の傾向として現われているように大正14~昭和5年に増加率が若干上つてその後低下するという地域が多い。5千~1万の町村が昭和10~15年に最高7~8%程度で15県も減少を示すのに対し、5千未満の町村は大正14~昭和5年を除く各期間に、最高でも4%程度の増加率であり十数県の減少を示す地域があるが、石川は各期間すべて0.4~2.0%の減少を示している。減少ではないが常に増加率を低下させてきたのは5千~1万では山形・和歌山・熊本であり、5千未満では徳島・愛媛・大分である。これに反し、絶えず増加率を上昇させてきたのは5千~1万では大阪・兵庫・広島であり、5千未満では神奈川・大阪である。

(f) 昭和15~22年には大都市は大府県など11府県で減少し、大阪の50%，兵庫の41%，東京の38%，広島の34%などが減少率の著しい地域である。5~10万の中都市も福井の26%減少をはじめ12県で減少を示している。4~5万の中都市は埼玉・千葉・奈良などは相当に高い増加率

を示し、2～4万の小都市は栃木・埼玉・千葉・長崎・熊本・大分などのほか東京でも高率を示している。しかし、岩手・茨城・兵庫などは2～4万で相当大幅の減少を示している。1～2万では奈良のみ減少するほかは東京はじめ茨城・埼玉・千葉・香川などで30～40%の高率を示している。

5千～1万、5千未満の農村では減少の地域はなく、最低でも11%程度なのに対し、東京・栃木・埼玉・千葉・広島・熊本・鹿児島などで30～50%程度の増加率を示している。

(ii) 昭和22～25年には大府県の大都市はふたたび高率を示すようになり、東京・大阪などは戦前になかつた高率を示している。5～10万、4～5万の中小都市では昭和15～22年に高率を示した県で低下した千葉・滋賀・佐賀などもあるが、5～10万では奈良が、4～5万では長野のみが減少を示すにすぎない。5～10万の都市で比較的高率を示すのはむしろ北海道・福井・香川など、4～5万では北海道・大阪・兵庫などである。3～4万、2～3万の小都市でも北海道・兵庫の増加率は高いが、3、4県の減少地域もみられる。1～2万の地方都市は3県だけ減少であるが、その他の各府県も全般的に戦前の増加率よりも低下している。5千～1万の農村も減少は4県で、多くの地域では戦前低かつた昭和10～15年よりもやや低い率となつてている。5千未満の町村は1%前後の低い減少率ではあるが8県も減少を示しており、戦前に比べると昭和5～10年、昭和10～15年よりはいく分高いが、大正14～昭和5年よりはやや低い地域がかなりみられる。戦前の5カ年間の増加率に比べても低率な地域は、5千～1万では山形・茨城・群馬・新潟・静岡・兵庫であり、5千未満では茨城・群馬・埼玉・新潟である。これに反し戦前のどの期間よりも高率なのは5千～1万では石川・愛媛・長崎に、5千未満では北海道・岩手・石川・山口・愛媛・福岡・佐賀・長崎にみられる。この期間だけについてみると、5千～1万、5千未満とともに北海道から東北地方と九州地方に高率地域が多い。

#### (6) 結 言

農村よりも都市において人口の増加が著しいという、大正9年以後各センサスごとに明らかにされた傾向は戦時中の都市からの農村への流出と戦後の還流、その上引揚者の流入によって、昭和15～22年間に一転して大都市人口の激減と農村人口の著増となつて現われた。ところが、その後は大中都市の復興とともに都市人口はふたたび戦前と同様に農村よりも著しい増加を示した。

戦前昭和15年までの各期間とも農村よりは都市が、都市の中では大きい都市ほど増加率が高い傾向を示し、この傾向は大正9～14年に最も著しく後の期間ほど人口階級間の差が緩まつていて、これは大都市や中都市の増加率は後の期間ほどむしろしだいに低減しているためであつて、昭和10～15年は大都市は最高であつても、増加率の低下度がわずかな4～5万や2～3万の中小都市との開きは少くなり、5～10万の都市の増加率の方が下廻ることとなつた。増加率の方は多少低下しても増加人口の量においては大都市は戦前常に全国増加の半分に達しているが、地域的にみればその大部分は6大都市を含む府県においてであつた。5千未満から1～2万の町村の増加人口は全国増加のそれぞれ1割前後であるが、注目すべきは大正14～昭和5年においてこのクラスの町村は多くの県で増加人口も率も、ともに若干多くなつて昭和5年以後はしだいに減じていることである。

準戦時体制に入った昭和10～15年には10万以上の都市にも減少地域が現われ6大都市なども増加の度合が低減したとはいえ、一方で神奈川・山口・福岡などの新興都市である中小都市の増加率は高まつていつた。昭和10年基準となつてゐるため、小都市地方都市にグループされている地域でもその後合併して新興都市を形成したり既成の大都市に合併された地域は、人口の膨脹がきわ

めて著しいものがある。

昭和 15~22 年は都市特に大中都市とその周辺地域との間の激しい人口交流と海外からの引揚による人口増加の時期を含み、農村地域の増加率が高かつた。特に、大都市を含む府県やその周辺の諸県と引揚者の定着の比較的多い九州地方などにそれが著しかつた。一方、この間には都市への人口の還流はすでに進んでいた時期を含んでいるにもかかわらず、大中都市では昭和 15 年当時の人口に及ばず減少のままの地域が多い。

昭和 22~25 年になると、前の期間とは全く反対に、大・中都市の増加傾向は特に人口集中地域において戦前の各期間よりも著しく高まつてゐる。それでも大阪のように少くとも昭和 25 年までは昭和 10 年程度の人口を下廻る地域もみられる。その間にあつて大都市の周辺地域の小都市・地方都市のグループは戦前から戦時中さらに戦後へかけて一貫した増加を示し、大正 9 年当時の人口の数倍に達するものがある。これらは、人口集中地域においては大都市の人口の膨脹は戦前すでに飽和状態に達しその郊外地域での人口の増加が著しかつたことと、戦時に疎開した者がそうした周辺地域に定住したり、地方から大都市への移住者がこうした衛星都市的地域の人口の増加をもたらしたことなどを反映しているものとみられる。なお北海道においては大中都市よりもむしろ人口 1 万から 4 万までの中小都市において戦前戦後を通じて増加の度が常に大であつたことを指摘しておこう。

このように人口の再生産結果たる自然増加と社会増加とを合わせた結果としての人口の増加分をみたところによると戦時中から戦後への混乱期を別とすれば、一般的には人口集中地域への人口の集積であり、しかも大都市ほど人口の吸引力の強大であることを物語つてゐる。しかしその人口移動量をつかむには各期間の自然増加数を推計し同期間の net の人口増加とを比較せねばならず容易ではない。

ただ、最近の人口移動量は昭和 29 年、同 30 年の住民登録による転出転入数によつて判明しているが、これをみても、またここで扱われていない昭和 25~30 年の人口の増加傾向をみても戦前からの傾向と同様に、6 大都市を含む都府県と福岡などの転入超過量がきわめて大きいこと、人口集中地域における人口の集積が相かわらず大きいことは、首都圈整備をはじめ、国土総合開発との関連における人口の地域的再配分についても重要な課題を提示している。

## 統 計

I 人口に関する主要指標.....	66頁
II 昭和30年国勢調査結果 (3) 1%抽出集計結果の(2)	
第1表 産業（大分類）別，男女，年齢（5歳階級）別15歳以上就業人口 —全国（附 昭和25年） (1)実数.....	68
第2表 産業（大分類）別，男女，年齢（5歳階級）別15歳以上就業人口 —全国（附 昭和25年） (2)割合.....	70
第3表 産業（大分類）別，男女，従業上の地位別15歳以上就業人口 —全国（附 昭和25年） (1)実数.....	72
第4表 産業（大分類）別，男女，従業上の地位別15歳以上就業人口 —全国（附 昭和25年） (2)割合.....	73
第5表 産業（大分類）別，男女，配偶関係別15歳以上就業人口—全国 (1)実数.....	74
第6表 産業（大分類）別，男女，配偶関係別15歳以上就業人口—全国 (2)割合.....	75
第7表 従業上の地位別，男女，年齢（5歳階級）別15歳以上就業人口—全国（附 昭和25年） .....	76
III 昭和31年10月1日都道府県，男女別推計人口.....	78
IV 國際人口統計 (4).....	79
第1表 主要国別生命表.....	79
第2表 主要国別再生産率.....	85
第3表 主要国別，女子の年齢別特殊出生率.....	86

(上田正夫・山口喜一編)

## I 人口に関する主要指標

## (a) 人口動態関係

年 月	月初人口	増 加 人 口					増加割合 (人口 1,000 につき)				
		総 数 (純增加)	自 然 動 態			社会增加	純增加	自 然 動 態			自然增加
			出 生	死 亡	自然增加			出生	死 亡	自然增加	
昭和25年	83,199,637	1,454,431	2,357,950	909,793	1,448,157	6,274	17.48	28,34	10.94	17.41	
26年	84,500,000	1,314,761	2,157,537	843,723	1,313,814	947	15.56	25.53	9.98	15.55	
27年	85,800,000	1,263,624	2,023,529	769,277	1,254,252	9,372	14.73	23.58	8.97	14.62	
28年	87,000,000	1,144,077	1,885,131	776,794	1,108,337	35,740	13.15	21.67	8.93	12.74	
29年	88,200,000	1,065,870	1,786,074	725,583	1,060,491	5,379	12.08	20.25	8.23	12.02	
30年	89,275,529	1,044,937	1,747,058	697,390	1,049,668	- 4,731	11.70	19.57	7.81	11.76	
31年	90,300,000	935,943	1,671,892	725,915	945,977	- 10,034	10.36	18.51	8.04	10.48	
昭和29年											
1月	87,400,000	132,808	203,280	70,738	132,542	1,242	1.52	2.32	0.81	1.51	
2月	87,600,000	101,257	169,668	68,028	101,640	593	1.16	1.94	0.78	1.16	
3月	87,700,000	96,549	162,695	67,871	94,824	2,701	1.10	1.85	0.77	1.08	
4月	87,700,000	87,306	144,506	57,771	86,735	1,547	1.00	1.65	0.66	0.99	
5月	87,800,000	70,370	128,131	56,667	71,464	- 118	0.80	1.46	0.65	0.81	
6月	87,900,000	68,568	123,351	53,323	70,028	- 484	0.78	1.40	0.61	0.80	
7月	88,000,000	85,587	142,030	54,780	87,250	- 687	0.97	1.61	0.62	0.99	
8月	88,100,000	89,954	147,465	56,180	91,285	- 355	1.02	1.67	0.64	1.04	
9月	88,200,000	87,228	142,608	56,212	86,396	1,808	0.99	1.62	0.64	0.98	
10月	88,200,000	80,940	143,284	61,489	81,795	108	0.92	1.62	0.70	0.93	
11月	88,300,000	81,986	140,137	58,004	82,133	816	0.93	1.59	0.66	0.93	
12月	88,400,000	71,644	138,919	64,520	74,399	- 1,792	0.81	1.57	0.73	0.84	
昭和30年											
1月	88,500,000	127,365	201,808	73,160	128,648	- 320	1.44	2.28	0.83	1.45	
2月	88,600,000	95,549	158,476	63,552	94,924	1,588	1.08	1.78	0.72	1.07	
3月	88,700,000	93,033	158,290	64,930	93,360	636	1.05	1.78	0.73	1.05	
4月	88,800,000	90,788	149,332	59,090	90,242	1,509	1.02	1.68	0.67	1.02	
5月	88,900,000	73,430	133,643	56,227	77,416	- 3,023	0.83	1.50	0.63	0.87	
6月	89,000,000	65,898	119,702	51,453	68,249	- 1,388	0.74	1.34	0.58	0.77	
7月	89,000,000	80,349	134,050	52,627	81,423	- 111	0.90	1.51	0.59	0.91	
8月	89,100,000	89,000	143,431	51,976	91,455	- 1,492	1.00	1.61	0.58	1.03	
9月	89,200,000	87,596	139,593	50,635	88,958	- 399	0.98	1.56	0.57	1.00	
10月	89,300,000	85,748	138,444	53,674	84,770	978	0.96	1.55	0.60	0.95	
11月	89,400,000	75,140	134,322	57,592	76,730	- 1,590	0.84	1.50	0.64	0.86	
12月	89,400,000	72,374	135,967	62,474	73,493	- 1,119	0.81	1.52	0.70	0.82	
昭和31年											
1月	89,500,000	107,135	176,728	68,970	107,758	- 623	1.20	1.97	0.77	1.20	
2月	89,600,000	82,738	150,608	67,212	83,396	- 658	0.92	1.68	0.75	0.93	
3月	89,700,000	88,704	156,485	69,330	87,155	1,549	0.99	1.74	0.77	0.97	
4月	89,800,000	84,717	142,375	58,202	84,173	544	0.94	1.58	0.65	0.94	
5月	89,900,000	71,058	131,081	56,893	74,188	- 3,130	0.79	1.46	0.63	0.83	
6月	89,900,000	70,919	124,168	51,024	73,144	- 2,225	0.79	1.38	0.57	0.81	
7月	90,000,000	75,892	130,930	53,792	77,138	- 1,246	0.84	1.45	0.60	0.86	
8月	90,100,000	80,023	134,405	53,493	80,912	- 889	0.88	1.49	0.59	0.90	
9月	90,200,000	82,944	134,249	52,259	81,990	954	0.92	1.49	0.58	0.91	
10月	90,300,000	75,432	133,732	57,547	76,185	753	0.84	1.48	0.64	0.84	
11月	90,300,000	68,311	129,930	58,885	71,045	- 2,734	0.76	1.44	0.65	0.79	
12月	90,400,000	48,070	127,201	78,308	48,893	- 823	0.53	1.41	0.87	0.54	
昭和32年											
1月	90,400,000	83,856	172,549	87,077	85,472	- 1,616	0.93	1.91	0.96	0.94	
2月	90,500,000	66,350	140,368	73,078	67,290	- 940	0.73	1.55	0.81	0.74	
3月	90,600,000										

備考 総理府統計局「人口推計月報」により、人口は昭和25—31年の各年分は10月1日のもので(昭和25, 30年は国勢調査人口)、昭和25年10月1日国勢調査人口に増加人口を累加し、さらに昭和30年国勢調査による結果を用い補正して補間推計を行い、昭和30年10月以降は昭和30年国勢調査人口を基礎にして推計したもの。自然増加及び社会増加(入国者数-出国者数)の昭和25—31年は、各年1月1日-12月31日の計。この出生、死亡数には届出のあった外国人の事実も含む。増加割合は、実数に基き各年分は上記暦年の動態数を10月1日総人口にて除し、各月分は毎月の動態数をそれぞれの月の中央人口にて除したものの。昭和30年9月以前の純増加数には補間推計による補正数を含むため、自然増加と社会増加の合計と一致しない。その他詳細については上記「人口推計月報」を参照。

## I 人口に関する主要指標

## (b) 労働力関係

(単位 千人)

年 月	14歳未満 人口	労 働 力						増 加 数			雇 用 指 数 (昭26=100.0)	
		総 数	就 業 者			完 全 失 業 者	14歳未満 人口	労 働 力 総 数	就 業 者 総 数	就 業 者 数		
			総 数	農 林 業	非農林業						就 業 者 数	就 業 者 数
昭和25年	55,240	36,160	35,720	17,410	18,310	440	1,020	440	500	—	—	—
26年	56,260	36,600	36,220	16,170	20,050	390	1,180	1,150	1,070	100.0	100.0	100.0
27年	57,440	37,750	37,290	16,370	20,920	470	870	1,950	1,960	102.3	103.0	103.0
28年	58,310	39,700	39,250	17,130	22,120	450	970	450	330	92.5	107.8	107.8
29年	59,280	40,150	39,580	16,670	22,910	580	1,640	1,650	1,540	81.3	113.0	113.0
30年	60,920	41,800	41,120	17,150	23,970	680	1,740	1,110	1,160	75.2	111.5	111.5
31年	62,660	42,910	42,280	16,820	25,460	640						
昭和29年												
1月	58,570	35,940	35,540	12,990	22,560	390	410	740	710	85.6	111.2	111.2
2月	58,980	36,680	36,250	13,110	23,140	430	—	80	2,480	2,320	84.8	111.5
3月	58,900	39,160	38,570	15,330	23,230	590	550	1,340	1,420	84.1	112.5	112.5
4月	59,450	40,500	39,990	16,460	23,530	510	0	1,760	1,690	83.1	115.7	115.7
5月	59,450	42,260	41,680	19,010	22,660	580	—	240	—	600	82.0	115.2
6月	59,210	41,630	41,080	18,750	22,320	560	—	20	130	40	81.0	115.0
7月	59,190	41,760	41,120	18,720	22,400	640	—	30	—	1,050	80.6	114.3
8月	59,160	40,710	40,000	17,560	22,440	710	290	—	130	—	80.1	113.2
9月	59,450	40,580	39,930	17,430	22,500	650	170	—	1,690	1,660	79.8	112.7
10月	59,620	42,270	41,590	19,130	22,470	670	110	—	1,140	—	1,080	78.8
11月	59,730	41,130	40,510	17,060	23,450	620	—	90	—	1,900	—	111.5
12月	59,640	39,230	38,640	14,440	24,190	600	230	—	2,500	—	2,540	77.7
昭和30年												
1月	59,870	36,730	36,100	13,000	23,100	630	480	1,290	1,260	77.0	110.4	110.4
2月	60,350	38,020	37,360	13,980	23,380	660	490	2,660	2,480	76.3	110.1	110.1
3月	60,840	40,680	39,840	16,100	23,740	840	180	1,310	1,460	75.7	110.6	110.6
4月	61,020	41,990	41,300	17,440	23,860	700	90	1,820	1,850	74.9	112.6	112.6
5月	61,110	43,810	43,150	19,810	23,340	660	—	280	—	100	—	74.9
6月	60,830	43,710	43,020	19,540	23,480	680	70	—	550	—	590	74.7
7月	60,900	43,160	42,430	18,710	23,720	720	—	80	—	970	950	74.7
8月	60,820	42,190	41,480	17,620	23,860	710	220	—	450	490	74.7	111.7
9月	61,040	42,640	41,970	17,820	24,140	670	400	1,470	1,420	74.7	111.6	111.6
10月	61,440	44,110	43,390	19,140	24,250	720	—	30	—	930	—	74.6
11月	61,410	43,180	42,610	17,560	25,050	570	—	60	—	1,770	—	2,490
12月	61,350	41,410	40,120	15,070	25,770	570	700	—	1,880	—	1,270	75.0
昭和31年												
1月	62,050	39,530	38,850	13,560	25,290	680	140	50	—	20	75.1	111.1
2月	62,190	39,580	38,830	13,480	25,350	750	130	2,330	2,020	74.9	111.1	111.1
3月	62,320	41,910	40,850	15,430	25,420	1,060	100	1,210	1,570	74.6	112.5	112.5
4月	62,420	43,120	42,420	17,000	25,410	700	90	1,490	1,570	74.8	116.4	116.4
5月	62,510	44,610	43,990	18,960	25,030	620	90	360	410	74.9	116.6	116.6
6月	62,600	44,970	44,400	19,730	24,670	570	100	—	690	—	680	74.8
7月	62,700	44,280	43,720	18,530	25,190	570	110	—	910	—	910	74.8
8月	62,810	43,370	42,810	17,700	25,110	570	110	—	230	—	230	74.9
9月	62,920	43,140	42,580	17,340	25,240	560	110	1,230	1,290	75.0	118.1	118.1
10月	63,030	44,370	43,870	18,570	25,300	510	100	—	630	—	660	75.1
11月	63,130	43,740	43,210	17,040	26,170	530	80	—	1,410	—	1,440	75.4
12月	63,210	42,330	41,770	14,450	27,330	560	160	—	1,430	—	1,440	75.5
昭和32年												
1月	63,370	40,900	40,330	13,290	27,050	570				75.5	118.7	118.7

備考 労働力関係は、総理府統計局「労働力調査報告」の各月分による。調査は毎月末日に終る1週間の事実についてのもので、昭和25—31年の各年分は年平均の数値。就業者には休業中のものも含んでいる。昭和32年1月の数字は概数である。昭和25—31年の各年增加数は年平均の差増。

雇用指数は、労働省大臣官房労働統計調査部「労働統計調査月報」による毎月労働統計調査の月初及び月末労働者数より算定したもの。

## I 昭和30年国勢調査結果 (3) 1%抽出集計結果の(2)

第1表 産業(大分類)別、男女、年齢(5歳階級)別15歳以上就業人口—全国

産業(大分類)	15歳総数	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
総 数						
農業	39,154,300	4,295,400	6,327,500	5,495,200	4,296,100	3,728,000
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	14,855,800	1,296,100	1,850,900	1,791,900	1,519,000	1,352,000
漁業及び水産養殖業	525,300	47,900	78,200	79,800	62,800	52,500
鉱業	718,200	86,400	120,900	104,000	74,700	58,700
建設業	532,900	27,700	80,200	96,000	75,200	70,300
製造業	1,812,200	184,000	353,600	301,800	176,400	148,900
卸売業及び小売業	6,968,000	1,261,300	1,401,400	974,700	759,100	661,800
金融、保険及び不動産業	5,403,200	656,600	879,200	634,700	576,700	558,000
運輸、通信及びその他の公益事業	608,200	46,700	155,300	98,700	59,800	51,200
サブス	2,026,900	116,400	364,200	464,400	296,400	206,200
公務	4,375,200	515,100	785,800	685,100	511,500	420,200
分類不能の産業	1,325,900	57,000	257,800	263,800	184,200	147,900
	2,500	200	0	300	300	300
男						
農業	23,847,600	2,238,900	3,547,500	3,536,900	2,661,700	2,240,100
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	7,087,500	637,400	833,700	811,500	627,500	549,300
漁業及び水産養殖業	402,800	35,200	62,600	62,800	45,800	38,600
鉱業	576,800	69,100	98,900	85,700	56,200	45,300
建設業	484,800	22,500	69,500	88,600	71,200	64,200
製造業	1,683,600	169,500	326,500	287,500	163,500	131,600
卸売業及び小売業	4,838,500	646,600	866,900	740,400	587,000	497,400
金融、保険及び不動産業	3,191,200	377,300	469,900	378,000	334,000	313,000
運輸、通信及びその他の公益事業	408,500	17,500	76,800	66,000	45,800	40,000
サブス	1,779,800	69,200	270,300	420,200	281,000	193,100
公務	2,283,900	154,900	279,100	366,800	284,000	238,900
分類不能の産業	1,108,000	39,600	193,300	229,200	165,500	128,400
	2,200	100	0	200	200	300
女						
農業	15,306,700	2,056,500	2,780,000	1,958,300	1,634,400	1,487,900
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	7,768,300	658,700	1,017,200	980,400	891,500	802,700
漁業及び水産養殖業	122,500	12,700	15,600	17,000	17,000	13,900
鉱業	141,400	17,300	22,000	18,300	18,500	13,400
建設業	48,100	5,200	10,700	7,400	4,000	6,100
製造業	128,600	14,500	27,100	14,300	12,900	17,300
卸売業及び小売業	2,129,500	614,700	534,500	234,300	172,100	164,400
金融、保険及び不動産業	2,212,000	279,300	409,300	256,700	242,700	245,000
運輸、通信及びその他の公益事業	199,700	29,200	78,500	32,700	14,000	11,200
サブス	247,100	47,200	93,900	44,200	15,400	13,100
公務	2,091,300	360,200	506,700	318,300	227,500	181,300
分類不能の産業	217,900	17,400	64,500	34,600	18,700	19,500
	300	100	0	100	100	0

(B) 昭和25年

産業	男						不詳
	14歳総数	14-19歳	20-24歳	25-39歳	40-59歳	60歳	
農業	21,811,000	2,667,000	3,357,000	7,129,000	6,820,000	1,829,000	10,000
林業	7,819,000	1,149,000	989,000	1,921,000	2,550,000	1,208,000	3,000
漁業	345,000	47,000	59,000	108,000	107,000	23,000	0
鉱業	614,000	103,000	100,000	175,000	185,000	50,000	0
建設業	511,000	42,000	96,000	220,000	145,000	8,000	0
製造業	1,301,000	197,000	220,000	413,000	420,000	50,000	1,000
卸売業	4,025,000	563,000	669,000	1,558,000	1,099,000	134,000	2,000
小売業	2,343,000	226,000	266,000	850,000	838,000	160,000	1,000
金融、保険、不動産業	241,000	15,000	34,000	81,000	97,000	13,000	0
運輸、通信、その他の公益事業	1,608,000	123,000	374,000	647,000	441,000	23,000	1,000
サブス	1,700,000	120,000	249,000	630,000	584,000	117,000	1,000
公務	1,251,000	74,000	291,000	510,000	337,000	38,000	1,000
分類不能の産業	52,000	6,000	7,000	17,000	17,000	5,000	0

昭和25年は14歳以上で表章されており、また、全部集計が行われなかつたので、10%抽出集計結果によつて

(附昭和25年) (1)実数

(A) 昭和30年

40—44歳	45—49歳	50—54歳	55—59歳	60—64歳	65歳≤	14歳	産業
3,673,100	3,228,600	2,798,700	2,144,500	1,476,600	1,690,600	82,200	総業
1,349,600	1,280,200	1,271,200	1,111,000	868,700	1,165,200	55,200	農業
45,400	43,200	41,800	30,500	21,200	22,000	600	林業及び狩猟業(伐木業を含む)
56,000	57,700	56,500	42,400	27,200	33,700	1,800	漁業及び水産養殖業
66,400	54,800	37,100	14,900	7,200	3,100	300	鉱業
174,600	162,700	127,000	102,600	53,200	27,400	900	建設業
619,300	485,800	355,900	230,700	118,600	99,400	6,500	製造業
567,800	470,400	394,800	293,500	189,800	181,700	12,100	卸売業及び小売業
47,700	46,700	43,900	27,600	17,700	12,900	100	金融、保険及び不動産業
194,500	175,200	128,200	49,100	20,900	11,400	200	運輸、通信及びその他の公益事業
416,200	348,000	266,900	189,900	120,200	116,300	4,400	サービス業
135,500	103,600	74,700	52,200	31,800	17,400	0	公務業
100	300	700	100	100	100	100	分類不能の産業
2,229,300	2,030,900	1,816,000	1,422,200	991,200	1,132,900	42,900	総業
552,600	573,200	640,700	616,800	512,100	732,700	27,500	農業
33,600	31,600	32,100	24,500	17,300	18,700	400	林業及び狩猟業(伐木業を含む)
42,800	45,200	46,300	36,000	22,700	28,600	1,200	漁業及び水産養殖業
60,000	50,200	34,700	13,900	6,900	3,100	300	鉱業
158,800	150,300	118,800	98,800	51,500	26,800	900	建設業
466,300	373,200	290,100	190,800	101,600	78,200	3,000	製造業
331,200	293,200	248,000	195,200	129,400	122,000	8,000	卸売業及び小売業
36,600	36,100	37,200	24,800	15,900	11,800	100	金融、保険及び不動産業
181,600	164,400	122,800	47,100	19,800	10,300	100	運輸、通信及びその他の公益事業
253,500	227,400	182,200	128,400	84,500	84,200	1,400	サービス業
112,200	85,800	62,400	45,800	29,400	16,400	0	公務業
100	300	700	100	100	100	0	分類不能の産業
1,443,800	1,197,700	982,700	722,300	485,400	557,700	39,300	総業
797,000	707,000	630,500	494,200	356,600	432,500	27,700	農業
11,800	11,600	9,700	6,000	3,900	3,300	200	林業及び狩猟業(伐木業を含む)
13,200	12,500	10,200	6,400	4,500	5,100	600	漁業及び水産養殖業
6,400	4,600	2,400	1,000	300	0	0	鉱業
15,800	12,400	8,200	3,800	1,700	600	0	建設業
153,000	112,600	65,800	39,900	17,000	21,200	3,500	製造業
236,600	177,200	146,800	98,300	60,400	59,700	4,100	卸売業及び小売業
11,100	10,600	6,700	2,800	1,800	1,100	0	金融、保険及び不動産業
12,900	10,800	5,400	2,000	1,100	1,100	100	運輸、通信及びその他の公益事業
162,700	120,600	84,700	61,500	35,700	32,100	3,000	サービス業
23,300	17,800	12,300	6,400	2,400	1,000	0	公務業
0	0	0	0	0	0	100	分類不能の産業

14歳≤総数	14—19歳	20—24歳	25—39歳	40—59歳	60歳≤	不詳	産業
13,763,000	2,329,000	2,441,000	4,318,000	3,700,000	968,000	6,000	総業
8,314,000	1,083,000	1,190,000	2,670,000	2,578,000	790,000	4,000	農業
56,000	9,000	9,000	21,000	15,000	3,000	0	林業、狩猟業
76,000	12,000	13,000	26,000	21,000	4,000	0	漁業、水産養殖業
65,000	15,000	17,000	19,000	14,000	1,000	0	鉱業
77,000	14,000	17,000	27,000	19,000	1,000	0	建設業
1,621,000	548,000	376,000	416,000	247,000	35,000	1,000	製造業
1,492,000	188,000	239,000	542,000	446,000	76,000	1,000	卸売業、小売業
121,000	39,000	50,000	21,000	11,000	1,000	0	金融、保険、不動産業
197,000	61,000	72,000	41,000	22,000	1,000	0	運輸、通信、その他の公益事業
1,456,000	292,000	363,000	464,000	284,000	52,000	1,000	サービス業
257,000	63,000	90,000	65,000	36,000	2,000	0	公務業
30,000	5,000	5,000	10,000	7,000	3,000	0	分類不能の産業

いる。昭和30年についても、それとの比較に便のため14歳人口を別掲。備考( 頁) 参照。

第2表 産業(大分類)別、男女、年齢(5歳階級)別15歳以上就業人口  
(A) 昭和30年

産業(大分類)	15歳≤総数	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
総 数						
総 農 業	100.0	11.0	16.2	14.0	11.0	9.5
林 業 及び 獣 業 (伐木業を含む)	100.0	8.7	12.5	12.1	10.2	9.1
漁 業 及び 水 産 養 殖 業	100.0	9.1	14.9	15.2	12.0	10.0
鉱 建 設 造 業	100.0	12.0	16.8	14.5	10.4	8.2
卸 卸 売 業 及び 小 売 業	100.0	5.2	15.0	18.0	14.1	13.2
融 融 保 険 及び 不 動 産 業	100.0	10.2	19.5	16.7	9.7	8.2
運 輸、通 信 及び そ の 他 の 公 益 事 業	100.0	18.1	20.1	14.0	10.9	9.5
サ 一 ピ ス	100.0	12.2	16.3	11.7	10.7	10.3
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	7.7	25.5	16.2	9.8	8.4
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	5.7	18.0	22.9	14.6	10.2
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	11.8	18.0	15.7	11.7	9.6
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	4.3	19.4	19.9	13.9	11.2
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	8.0	0.0	12.0	12.0	12.0
男						
総 農 業	100.0	9.4	14.9	14.8	11.2	9.4
林 業 及び 獣 業 (伐木業を含む)	100.0	9.0	11.8	11.4	8.9	7.8
漁 業 及び 水 産 養 殖 業	100.0	8.7	15.5	15.6	11.4	9.6
鉱 建 設 造 業	100.0	12.0	17.1	14.9	9.7	7.9
卸 卸 売 業 及び 小 売 業	100.0	4.6	14.3	18.3	14.7	13.2
融 融 保 険 及び 不 動 産 業	100.0	10.1	19.4	17.1	9.7	7.8
運 輸、通 信 及び そ の 他 の 公 益 事 業	100.0	13.4	17.9	15.3	12.1	10.3
サ 一 ピ ス	100.0	11.8	14.7	11.8	10.5	9.8
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	4.3	18.8	16.2	11.2	9.8
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	3.9	15.2	23.6	15.8	10.8
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	6.8	12.2	16.1	12.4	10.5
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	3.6	17.4	20.7	14.9	11.6
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	4.5	0.0	9.1	9.1	13.6
女						
総 農 業	100.0	13.4	18.2	12.8	10.7	9.7
林 業 及び 獣 業 (伐木業を含む)	100.0	8.5	13.1	12.6	11.5	10.3
漁 業 及び 水 産 養 殖 業	100.0	10.4	12.7	13.9	13.9	11.3
鉱 建 設 造 業	100.0	12.2	15.6	12.9	13.1	9.5
卸 卸 売 業 及び 小 売 業	100.0	10.8	22.2	15.4	8.3	12.7
融 融 保 険 及び 不 動 産 業	100.0	11.3	21.1	11.1	10.0	13.5
運 輸、通 信 及び そ の 他 の 公 益 事 業	100.0	28.9	25.1	11.0	8.1	7.7
サ 一 ピ ス	100.0	12.6	18.5	11.6	11.0	11.1
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	14.6	39.3	16.4	7.0	5.6
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	19.1	38.0	17.9	6.2	5.3
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	17.2	24.2	15.2	10.9	8.7
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	8.0	29.6	15.9	8.6	8.9
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0

(B) 昭和25年

産 業	14歳≤総数	男						不詳
		14-19歳	20-24歳	25-39歳	40-59歳	60歳≤		
総 農 業	100.0	12.2	15.4	32.7	31.3	8.4	0.1	
林 業, 獣 業	100.0	14.7	12.7	24.6	32.6	15.5	0.0	
漁 業, 水 産 養 殖 業	100.0	13.6	17.1	31.3	31.0	6.7	0.0	
鉱 建 設 造 業	100.0	16.8	16.3	28.5	30.1	8.1	0.0	
卸 卸 売 業 及び 小 売 業	100.0	8.2	18.8	43.1	28.4	1.6	0.0	
融 融 保 険 及び 不 動 産 業	100.0	15.1	16.9	31.7	32.3	3.8	0.1	
運 輸、通 信 及び そ の 他 の 公 益 事 業	100.0	14.0	16.6	38.7	27.3	3.3	0.1	
サ 一 ピ ス	100.0	9.7	11.4	36.3	35.8	6.8	0.0	
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	6.2	14.1	33.6	40.3	5.4	0.0	
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	7.7	23.3	40.2	27.4	1.4	0.1	
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	7.1	14.7	37.1	34.4	6.9	0.1	
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	5.9	23.3	40.8	26.9	3.0	0.1	
公 分 類 不 能 の 产 業	100.0	11.5	13.5	32.7	32.7	9.6	0.0	

第1表の実数に基き算出。備考( 頁) 参照

一全国(附昭和25年) (2) 割合

40—44歳	45—49歳	50—54歳	55—59歳	60—64歳	60歳△	産業
9.4	8.2	7.1	5.5	3.8	4.3	総業
9.1	8.6	8.6	7.5	5.8	7.8	農業
8.6	8.2	8.0	5.8	4.0	4.2	林業及び狩猟業(伐木業を含む)
7.8	8.0	7.9	5.9	3.8	4.7	漁業及び水産養殖
12.5	10.3	7.0	2.8	1.4	0.6	鉱業
9.6	9.0	7.0	5.7	2.9	1.5	建設
8.9	7.0	5.1	3.3	1.7	1.4	製造
10.5	8.7	7.3	5.4	3.5	3.4	卸売業及び小売業
7.8	7.7	7.2	4.5	2.9	2.1	金融, 保険及び不動産
9.6	8.6	6.3	2.4	1.0	0.6	運輸, 通信及びその他の公益事業
9.5	8.0	6.1	4.3	2.7	2.7	サービス
10.2	7.8	5.6	3.9	2.4	1.3	公分類
4.0	12.0	28.0	4.0	4.0	4.0	不能の産業
9.3	8.5	7.6	6.0	4.2	4.8	総業
7.8	8.1	9.0	8.7	7.2	10.3	農業
8.3	7.8	8.0	6.1	4.3	4.6	林業及び狩猟業(伐木業を含む)
7.4	7.8	8.0	6.2	3.9	5.0	漁業及び水産養殖
12.4	10.4	7.2	2.9	1.4	0.6	鉱業
9.4	8.9	7.1	5.9	3.1	1.6	建設
9.6	7.7	6.0	3.9	2.1	1.6	製造
10.4	9.2	7.8	6.1	4.1	3.8	卸売業及び小売業
9.0	8.8	9.1	6.1	3.9	2.9	金融, 保険及び不動産
10.2	9.2	6.9	2.6	1.1	0.6	運輸, 通信及びその他の公益事業
11.1	10.0	8.0	5.6	3.7	3.7	サービス
10.1	7.7	5.6	4.1	2.7	1.5	公分類
4.5	13.6	31.8	4.5	4.5	4.5	不能の産業
9.4	7.8	6.4	4.7	3.2	3.6	総業
10.3	9.1	8.1	6.4	4.6	5.6	農業
9.6	9.5	7.9	4.9	3.2	2.7	林業及び狩猟業(伐木業を含む)
9.3	8.8	7.2	4.5	3.2	3.6	漁業及び水産養殖
13.3	9.6	5.0	2.1	0.6	0.0	鉱業
12.3	9.6	6.4	3.0	1.3	0.5	建設
7.2	5.3	3.1	1.9	0.8	1.0	製造
10.7	8.0	6.6	4.4	2.7	2.7	卸売業及び小売業
5.6	5.3	3.4	1.4	0.9	0.6	金融, 保険及び不動産
5.2	4.4	2.2	0.8	0.4	0.4	運輸, 通信及びその他の公益事業
7.8	5.8	4.1	2.9	1.7	1.5	サービス
10.7	8.2	5.6	2.9	1.1	0.5	公分類
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	不能の産業

14歳△総数	女					不詳	産業
	14—19歳	20—24歳	25—39歳	40—59歳	60歳△		
100.0	16.9	17.7	31.4	26.9	7.0	0.0	総業
100.0	13.0	14.3	32.1	31.0	9.5	0.1	農業
100.0	16.1	16.1	37.5	26.8	5.4	0.0	林業, 狩猟業
100.0	15.8	17.1	34.2	27.6	5.3	0.0	漁業, 水産養殖
100.0	23.1	26.2	29.2	21.5	1.5	0.0	鉱業
100.0	18.2	22.1	35.1	24.7	1.3	0.0	建設
100.0	33.8	23.2	25.7	15.2	2.2	0.1	製造
100.0	12.6	16.0	36.3	29.9	5.1	0.1	卸売業, 小売業
100.0	32.2	41.3	17.4	9.1	0.8	0.0	金融, 保険, 不動産
100.0	31.0	36.6	20.8	11.2	0.5	0.0	運輸, 通信, その他公益事業
100.0	20.1	24.9	31.9	19.5	3.6	0.1	サービス
100.0	24.5	35.0	25.3	14.0	0.8	0.0	公分類
100.0	16.7	16.7	33.3	23.3	10.0	0.0	不能の産業

第3表 産業(大分類)別、男女、従業上の地位別15歳以上就業人口—全国(附昭和25年) (1)実数  
(A) 昭和30年

産業(大分類)	総数	雇用者のある業主	雇用者のない業主	家族従業者	民間雇用者	公用の雇用者	不詳
総数							
総農業	39,154,300	1,091,100	8,258,800	11,974,500	14,680,400	3,148,800	700
林業	14,855,800	133,200	4,799,100	9,513,200	391,200	19,100	0
漁業	525,300	10,400	128,800	146,200	152,700	87,200	0
鉱業	718,200	21,800	169,500	217,300	309,100	500	0
建設業	532,900	5,700	9,600	5,800	510,400	1,400	0
製造業	1,812,200	80,900	325,700	94,700	1,093,200	217,600	100
卸売業	6,968,000	256,700	490,400	538,500	5,664,400	18,000	0
融資業	5,403,200	358,200	1,468,200	1,141,000	2,405,400	30,400	0
運輸業	608,200	3,300	24,700	6,200	544,800	29,200	0
通信用業	2,026,900	18,500	43,100	23,400	1,603,200	338,700	0
その他公益事業	4,375,200	202,400	798,700	288,200	2,005,100	1,080,800	0
サニタリース	1,325,900	0	0	0	0	1,325,900	0
分類不能の産業	2,500	0	1,000	0	900	0	600
男							
総農業	23,847,600	939,500	6,670,900	3,482,600	10,401,100	2,353,000	500
林業	7,087,500	120,400	4,094,100	2,622,700	234,700	15,600	0
漁業	402,800	10,300	126,900	51,800	140,900	72,900	0
鉱業	576,800	21,600	164,600	101,100	289,000	500	0
建設業	484,800	5,700	9,400	4,300	464,200	1,200	0
製造業	1,683,600	80,700	325,600	89,600	1,015,100	172,500	-100
卸売業	4,838,500	245,900	392,200	215,600	3,971,700	13,100	0
融資業	3,191,200	286,800	1,055,900	294,700	1,527,400	26,400	0
運輸業	408,500	2,800	19,500	1,200	367,200	17,800	0
通信用業	1,779,800	18,300	42,200	18,400	1,426,900	274,000	0
その他公益事業	2,283,900	147,000	439,500	83,200	963,200	651,000	0
サニタリース	1,108,000	0	0	0	0	1,108,000	0
分類不能の産業	2,200	0	1,000	0	800	0	400
女							
総農業	15,306,700	151,600	1,587,900	8,491,900	4,279,300	795,800	200
林業	7,768,300	12,800	705,000	6,890,500	156,500	3,500	0
漁業	122,500	100	1,900	94,400	11,800	14,300	0
鉱業	141,400	200	4,900	116,200	20,100	0	0
建設業	48,100	0	200	1,500	46,200	200	0
製造業	128,600	200	100	5,100	78,100	45,100	0
卸売業	2,129,500	10,800	98,200	322,900	1,692,700	4,900	0
融資業	2,212,000	71,400	412,300	846,300	878,000	4,000	0
運輸業	199,700	500	5,200	5,000	177,600	11,400	0
通信用業	247,100	200	900	5,000	176,300	64,700	0
その他公益事業	2,091,300	55,400	359,200	205,000	1,041,900	429,800	0
サニタリース	217,900	0	0	0	0	217,900	0
分類不能の産業	300	0	0	0	100	0	200

(B) 昭和25年

産業	男				女				不詳	
	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数	業主	家族従業者	雇用者	
総農業	21,811,000	7,607,000	3,813,000	10,357,000	35,000	13,763,000	1,691,000	8,436,000	3,610,000	27,000
林業	7,819,000	4,460,000	3,035,000	323,000	0	8,314,000	861,000	7,250,000	201,000	0
漁業	345,000	127,000	56,000	162,000	0	56,000	2,000	30,000	24,000	0
鉱業	614,000	213,000	113,000	289,000	0	76,000	4,000	52,000	19,000	0
建設業	511,000	8,000	3,000	500,000	0	65,000	0	1,000	63,000	0
製造業	1,301,000	333,000	69,000	898,000	0	77,000	1,000	3,000	73,000	0
卸売業	4,025,000	649,000	205,000	3,170,000	0	1,621,000	111,000	266,000	1,243,000	0
融資業	2,343,000	1,177,000	231,000	934,000	0	1,492,000	388,000	656,000	447,000	0
運輸、通信、その他の公益事業	241,000	15,000	1,000	224,000	0	121,000	3,000	3,000	115,000	0
サニタリース	1,608,000	75,000	20,000	1,513,000	0	197,000	1,000	5,000	191,000	0
分類不能の産業	1,700,000	540,000	78,000	1,083,000	0	1,456,000	315,000	167,000	974,000	0
	1,251,000	0	0	1,251,000	0	257,000	0	0	257,000	0
	52,000	8,000	0	10,000	34,000	30,000	1,000	0	2,000	26,000

昭和25年は14歳以上人口で、10%抽出集計結果。備考( )頁参照

第4表 産業(大分類)別; 男女、従業上の地位別15歳以上就業人口—全国(附 昭和25年)(2)割合  
(A) 昭和30年

産業(大分類)	総数	雇用者の ある業主	雇用者の ない業主	家 族 従 業 者	民 間 雇 用 者	官 公 用 者	不 詳			
総 数										
総農業及び狩猟業	100.0	2.8	21.1	30.6	37.5	8.0	0.0			
林漁業及び水産養殖業	100.0	0.9	32.3	64.0	2.6	0.1	0.0			
鉱建業及び設造業	100.0	2.0	24.5	27.8	29.1	16.6	0.0			
卸売業及び小売業	100.0	3.0	23.6	30.3	43.0	0.1	0.0			
金融、保険及び不動産業	100.0	1.1	1.8	1.1	95.8	0.3	0.0			
運輸、通信及び他の公益事業	100.0	4.5	18.0	5.2	60.3	12.0	0.0			
サマービス	100.0	3.7	7.0	7.7	81.3	0.3	0.0			
分類不能の産業	100.0	6.6	27.2	21.1	44.5	0.6	0.0			
男										
総農業及び狩猟業	100.0	3.9	28.0	14.6	43.6	9.9	0.0			
林漁業及び水産養殖業	100.0	1.7	57.8	37.0	3.3	0.2	0.0			
鉱建業及び設造業	100.0	2.6	31.5	12.9	35.0	18.1	0.0			
卸売業及び小売業	100.0	3.7	28.5	17.5	50.1	0.1	0.0			
金融、保険及び不動産業	100.0	1.2	1.9	0.9	95.8	0.2	0.0			
運輸、通信及び他の公益事業	100.0	4.8	19.3	5.3	60.3	10.2	0.0			
サマービス	100.0	5.1	8.1	4.5	82.1	0.3	0.0			
分類不能の産業	100.0	9.0	33.1	9.2	47.9	0.8	0.0			
女										
総農業及び狩猟業	100.0	0.2	10.4	55.5	28.0	5.2	0.0			
林漁業及び水産養殖業	100.0	0.1	9.1	88.7	2.0	0.0	0.0			
鉱建業及び設造業	100.0	0.1	1.6	77.1	9.6	11.7	0.0			
卸売業及び小売業	100.0	0.1	3.5	82.2	14.2	0.0	0.0			
金融、保険及び不動産業	100.0	0.0	0.4	3.1	96.0	0.4	0.0			
運輸、通信及び他の公益事業	100.0	0.2	0.1	4.0	60.7	35.1	0.0			
サマービス	100.0	0.5	4.6	15.2	79.5	0.2	0.0			
分類不能の産業	100.0	3.2	18.6	38.3	39.7	0.2	0.0			
(B) 昭和25年										
産業	総数	男			女					
		業主	家族従業者	雇用者	業主	家族従業者	雇用者			
総農業及び狩猟業	100.0	34.9	17.5	47.5	0.1	100.0	12.3	61.3	26.2	0.2
林漁業、水産養殖業	100.0	57.0	38.8	4.1	0.0	100.0	10.4	87.2	2.4	0.0
鉱建業及び設造業	100.0	36.8	16.2	47.0	0.0	100.0	3.6	53.6	42.9	0.0
卸売業、小売業	100.0	34.7	18.4	47.1	0.0	100.0	5.3	68.4	25.0	0.0
金融、保険、不動産業	100.0	1.6	0.6	97.9	0.0	100.0	0.0	1.5	96.9	0.0
運輸、通信、その他公益事業	100.0	25.6	5.3	69.0	0.0	100.0	1.3	3.9	94.8	0.0
サマービス	100.0	16.1	5.1	78.8	0.0	100.0	6.9	16.4	76.7	0.0
分類不能の産業	100.0	50.2	9.9	39.9	0.0	100.0	26.0	44.0	30.0	0.0
公務	100.0	6.2	0.4	93.0	0.0	100.0	2.5	2.5	95.0	0.0
不動産業	100.0	4.7	1.2	94.1	0.0	100.0	0.5	2.5	97.0	0.0
公益事業	100.0	31.8	4.6	63.7	0.0	100.0	21.6	11.5	66.9	0.0
昭和25年	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
不動産業	100.0	15.4	0.0	19.2	65.4	100.0	3.3	0.0	6.7	86.7

第3表の実数に基く、備考(頁)参照。

第5表 産業(大分類)別、男女、配偶関係別15歳以上就業人口一全国 (1) 実数

産業(大分類)	総数	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
総 数						
農業及び狩猟業	39,154,300	12,142,200	23,832,700	2,574,600	604,500	300
漁業及び水産養殖業	14,855,800	2,936,100	10,438,200	1,331,700	149,700	100
鉱業	525,300	137,500	356,500	24,500	6,800	0
建設業	718,200	220,900	465,600	25,600	6,100	0
製造業	532,900	129,000	381,700	15,500	6,700	0
卸売業	1,812,200	662,200	1,045,600	69,400	35,000	0
小売業	6,968,000	3,106,600	3,506,700	258,600	96,100	0
金融、保険及び不動産業	5,403,200	1,815,100	3,083,800	383,500	120,700	100
金融業	1,419,100	566,500	783,600	48,700	20,200	100
不動産業	3,984,100	1,248,600	2,300,200	334,800	100,500	0
運輸、通信及びその他の公益事業	608,200	266,800	308,300	24,800	8,300	0
運輸業	570,000	260,500	280,300	21,700	7,500	0
通信業	38,200	6,300	28,000	3,100	800	0
その他公益事業	2,026,900	649,800	1,316,000	43,100	18,000	0
販賣業	1,385,000	425,300	922,400	24,900	12,400	0
倉庫業	641,900	224,500	393,600	18,200	5,600	0
サマニビス	4,375,200	1,770,400	2,136,800	334,300	133,600	100
公務業	1,325,900	447,400	791,600	63,600	23,300	0
分類不能の産業	2,500	400	1,900	0	200	0
男						
農業及び狩猟業	23,847,600	7,105,900	15,843,700	692,900	204,900	200
漁業及び水産養殖業	7,087,500	1,590,400	5,068,000	378,900	50,200	0
建設業	402,800	114,200	269,900	13,700	5,000	0
製造業	576,800	187,500	369,300	15,900	4,100	0
卸売業	484,800	110,600	362,500	7,000	4,700	0
金融業	1,683,600	616,000	998,600	42,200	26,800	0
不動産業	4,838,500	1,863,000	2,865,100	74,800	35,600	0
運輸業	1,132,000	409,700	690,600	20,300	11,300	100
通信業	2,059,200	613,300	1,377,600	48,600	19,700	0
その他公益事業	379,900	129,100	244,100	4,600	2,100	0
販賣業	28,600	2,700	24,800	900	200	0
倉庫業	1,272,400	348,100	901,600	13,600	9,100	0
公務業	507,400	136,300	362,300	5,700	3,100	0
分類不能の産業	2,283,900	643,000	1,572,600	47,300	20,900	100
サマニビス	1,108,000	341,800	734,900	19,400	11,900	0
	2,200	200	1,800	0	200	0
女						
農業及び狩猟業	15,306,700	5,036,300	7,989,000	1,881,700	399,600	100
漁業及び水産養殖業	7,768,300	1,345,700	5,370,200	952,800	99,500	100
建設業	122,500	23,300	86,600	10,800	1,800	0
製造業	141,400	33,400	96,300	9,700	2,000	0
卸売業	48,100	18,400	19,200	8,500	2,000	0
金融業	128,600	46,200	47,000	27,200	8,200	0
不動産業	2,129,500	1,243,600	641,600	183,800	60,500	0
運輸業	287,100	156,800	93,000	28,400	8,900	0
通信業	1,924,900	635,300	922,600	286,200	80,800	0
その他公益事業	190,100	131,400	36,200	17,100	5,400	0
販賣業	9,600	3,600	3,200	2,200	600	0
倉庫業	112,600	77,200	20,800	11,300	3,300	0
公務業	134,500	88,200	31,300	12,500	2,500	0
分類不能の産業	2,091,300	1,127,400	564,200	287,000	112,700	0
サマニビス	217,900	105,600	56,700	44,200	11,400	0
	300	200	100	0	0	0

備考( )頁参照

第6表 産業(大分類)別、男女、配偶関係別15歳以上就業人口—全国(2)割合

産業(大分類)	総数	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
総数						
総農業及び狩猟業	100.0	31.0	60.9	6.6	1.5	0.0
林漁業及び水産養殖業	100.0	19.8	70.3	9.0	1.0	0.0
建設業	100.0	26.2	67.9	4.7	1.3	0.0
製造業	100.0	30.8	64.8	3.6	0.8	0.0
卸売業及び小売業	100.0	24.2	71.6	2.9	1.3	0.0
金融、保険及び不動産業	100.0	36.5	57.7	3.8	1.9	0.0
運輸、通信及びその他の公益事業	100.0	44.6	50.3	3.7	1.4	0.0
サブ	10000	33.6	57.1	7.1	2.2	0.0
公務	100.0	43.9	50.7	4.1	1.4	0.0
分類不能の産業	100.0	32.1	64.9	2.1	0.9	0.0
一	100.0	40.5	48.8	7.6	3.1	0.0
ビス	100.0	33.7	59.7	4.8	1.8	0.0
分類不能の産業	100.0	16.0	76.0	0.0	8.0	0.0
男						
総農業及び狩猟業	100.0	29.8	66.4	2.9	0.9	0.0
林漁業及び水産養殖業	100.0	22.4	71.5	5.3	0.7	0.0
建設業	100.0	28.4	67.0	3.4	1.2	0.0
製造業	100.0	32.5	64.0	2.8	0.7	0.0
卸売業及び小売業	100.0	22.8	74.8	1.4	1.0	0.0
金融、保険及び不動産業	100.0	36.6	59.3	2.5	1.6	0.0
運輸、通信及びその他の公益事業	100.0	38.5	59.2	1.5	0.7	0.0
サブ	100.0	32.1	64.8	2.2	1.0	0.0
公務	100.0	32.3	65.8	1.3	0.6	0.0
分類不能の産業	100.0	27.2	71.0	1.1	0.7	0.0
一	100.0	28.2	68.9	2.1	0.9	0.0
ビス	100.0	30.8	66.3	1.8	1.1	0.0
分類不能の産業	100.0	9.1	81.8	0.0	9.1	0.0
女						
総農業及び狩猟業	100.0	32.9	52.2	12.3	2.6	0.0
林漁業及び水産養殖業	100.0	17.3	69.1	12.3	1.3	0.0
建設業	100.0	19.0	70.7	8.8	1.5	0.0
製造業	100.0	23.6	68.1	6.9	1.4	0.0
卸売業及び小売業	100.0	38.3	39.9	17.7	4.2	0.0
金融、保険及び不動産業	100.0	35.9	36.5	21.2	6.4	0.0
運輸、通信及びその他の公益事業	100.0	58.4	30.1	8.6	2.8	0.0
サブ	100.0	35.8	45.9	14.2	4.1	0.0
公務	100.0	67.6	19.7	9.7	3.0	0.0
分類不能の産業	100.0	66.9	21.1	9.6	2.3	0.0
一	100.0	53.9	27.0	13.7	5.4	0.0
ビス	100.0	48.5	26.0	20.3	5.2	0.0
分類不能の産業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0

第5表の実数に基く割合。

備考 第1—6表は、総理府統計局「昭和30年国勢調査1%抽出集計による結果速報、全国、3産業(I)」昭和30年11月により、第7表は同じく「4産業(II)」昭和31年12月によっている。昭和30年の結果を検討する上において過去の数値との比較が必要なので、昭和25年センサスの結果を参考に附した。ただし、第5、6表の配偶関係別は昭和25年において集計されていない。

今回の調査における標本抽出及び推計方法の概要は、一般調査票及び特別調査票(自衛隊の営舎内居住者・刑務所、拘置所の在監者等)の調査票を単位(特別調査票はその「行」すなわち、そこに記載されている個人)として、その100番目ごとを等間隔に抽出し、その調査票の集計結果を抽出して得られた人口と確定人口として公表されている総人口との比によって修正したものである。ここに掲げてある各表の結果数字は、以上のような手続きによる推計数字であるから、今後全部集計によって得られる結果とは必ずしも一致せず、いわゆる標本誤差を含んでいる。この推計数字の大きさに対する標本誤差率については「人口問題研究第67号」の統計に掲載されているので、参照されたい。なお調査の範囲、用語の解説等の詳細については上記「結果速報」を参照。

第7表 従業上の地位別、男女、年齢(5歳階級)別、15歳以上就業人口—全国(附 昭和25年)

## (1) 実 数

(A) 昭和30年

従業上の地位	15歳 $\leq$ 総数	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
総 数						
総雇用者	39,154,300	4,295,400	6,327,500	5,495,200	4,296,100	3,728,000
のあなる業主	1,091,100	1,800	20,800	75,900	127,400	159,400
のない業主	8,258,800	46,200	272,800	571,200	110,600	871,300
族の従業者	11,974,500	1,515,100	2,166,000	1,863,700	1,417,500	1,087,200
間の雇用者	14,680,400	2,599,000	3,275,000	2,317,000	1,610,200	1,281,900
公の雇用者	3,148,800	133,200	592,900	667,200	430,300	328,200
不詳	700	100	0	200	100	0
男						
総雇用者	23,847,600	2,238,900	3,547,500	3,536,900	2,661,700	2,240,100
のあなる業主	939,500	1,400	15,400	64,200	106,700	134,000
のない業主	6,670,900	23,300	180,400	449,900	557,500	654,700
族の従業者	3,482,600	775,300	991,100	719,700	369,900	189,700
間の雇用者	10,401,100	1,364,200	1,994,400	1,800,700	1,289,600	1,007,100
公の雇用者	2,353,000	74,700	366,200	502,300	337,900	254,600
不詳	500	0	0	100	100	0
女						
総雇用者	15,306,700	2,056,500	2,780,000	1,958,300	1,634,400	1,487,900
のあなる業主	151,600	400	5,400	11,700	20,700	25,400
のない業主	1,587,900	22,900	92,400	121,300	153,100	216,600
族の従業者	8,491,900	739,800	1,174,900	1,144,000	1,047,600	897,500
間の雇用者	4,279,300	1,234,800	1,280,600	516,300	320,600	274,800
公の雇用者	795,800	58,500	226,700	164,900	92,400	73,600
不詳	200	100	0	100	0	0
従業上の地位	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳 $\leq$
総 数						
総雇用者	3,673,100	3,228,600	2,798,700	2,144,500	1,476,600	1,690,600
のあなる業主	188,200	162,800	135,500	100,800	63,800	54,700
のない業主	1,074,500	1,096,900	1,099,500	979,500	734,300	802,000
族の従業者	923,200	768,200	680,000	529,700	393,500	630,400
間の雇用者	1,168,100	923,600	693,600	418,900	223,300	169,800
公の雇用者	319,100	277,000	190,000	115,600	61,600	33,700
不詳	0	100	100	0	100	0
男						
総雇用者	2,229,300	2,030,900	1,816,000	1,422,200	991,200	1,132,900
のあなる業主	159,000	141,800	119,400	90,800	57,400	49,400
のない業主	803,700	879,700	928,000	850,500	642,000	701,200
族の従業者	89,000	37,100	24,600	26,700	46,200	213,300
間の雇用者	928,500	748,400	585,500	353,200	190,600	138,900
公の雇用者	249,100	223,800	158,400	101,000	54,900	30,100
不詳	0	100	100	0	100	0
女						
総雇用者	1,443,800	1,197,700	982,700	722,300	485,400	557,700
のあなる業主	29,200	21,000	16,100	10,000	6,400	5,300
のない業主	270,800	217,200	171,500	129,000	92,300	100,800
族の従業者	834,200	731,100	655,400	503,000	347,300	417,100
間の雇用者	239,600	175,200	108,100	65,700	32,700	30,900
公の雇用者	70,000	53,200	31,600	14,600	6,700	3,600
不詳	0	0	0	0	0	0

第7表 (つづき)

(B) 昭和25年

従業上の地位	14歳 総 数	14—19歳	20—24歳	25—39歳	40—59歳	60歳 ≤	不詳
男							
総数	21,811,000	2,667,000	3,357,000	7,129,000	6,820,000	1,829,000	10,000
業主	7,607,000	69,000	286,000	2,129,000	3,920,000	1,198,000	3,000
家族従業者	3,813,000	1,287,000	1,024,000	994,000	162,000	343,000	1,000
雇用者	10,357,000	1,306,000	2,040,000	3,995,000	2,728,000	284,000	5,000
不詳	35,000	5,000	6,000	11,000	10,000	4,000	0
女							
総数	13,763,000	2,329,000	2,441,000	4,318,000	3,700,000	968,000	6,000
業主	1,691,000	31,000	93,000	633,000	753,000	180,000	1,000
家族従業者	8,436,000	1,130,000	1,286,000	2,784,000	2,503,000	731,000	3,000
雇用者	3,610,000	1,165,000	1,057,000	893,000	438,000	55,000	2,000
不詳	27,000	5,000	4,000	9,000	6,000	2,000	0

## (2) 割合

(A) 昭和30年

従業上の地位	15—19	20—24	25—29	30—34	35—39	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65≤
総数											
総数	11.0	16.2	14.0	11.0	9.5	9.4	8.2	7.1	5.5	3.8	4.3
雇用者のある業主	0.2	1.9	7.0	11.7	14.6	17.2	14.9	12.4	9.2	5.8	5.0
雇用者のない業主	0.6	3.3	6.9	8.6	10.5	13.0	13.3	13.3	11.9	8.9	9.7
家族従業者	12.7	18.1	15.6	11.8	9.1	7.7	6.4	5.7	4.4	3.3	5.3
民間の雇用者	17.7	22.3	15.8	11.0	8.7	8.0	6.3	4.7	2.9	1.5	1.2
官公の雇用者	4.2	18.8	21.2	13.7	10.4	10.1	8.8	6.0	3.7	2.0	1.1
不詳	14.3	0.0	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0
男											
総数	9.4	14.9	14.8	11.2	9.4	9.3	8.5	7.6	6.0	4.2	4.8
雇用者のある業主	0.1	1.6	6.8	11.4	14.3	16.9	15.1	12.7	9.7	6.1	5.3
雇用者のない業主	0.3	2.7	6.7	8.4	9.8	12.0	13.2	13.9	12.7	9.6	10.5
家族従業者	22.3	28.5	20.7	10.6	5.4	2.6	1.1	0.7	0.8	1.3	6.1
民間の雇用者	13.1	19.2	17.3	12.4	9.7	8.9	7.2	5.6	3.4	1.8	1.3
官公の雇用者	3.2	15.6	21.3	14.4	10.8	10.6	9.5	6.7	4.3	2.3	1.3
不詳	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0
女											
総数	13.4	18.2	12.8	10.7	9.7	9.4	7.8	6.4	4.7	3.2	3.6
雇用者のある業主	0.3	3.6	7.7	13.7	16.8	19.3	13.9	10.6	6.6	4.2	3.5
雇用者のない業主	1.4	5.8	7.6	9.6	13.6	17.1	13.7	10.8	8.1	5.8	6.3
家族従業者	8.7	13.8	13.5	12.3	10.6	9.8	8.6	7.7	5.9	4.1	4.9
民間の雇用者	28.9	29.9	12.1	7.5	6.4	5.6	4.1	2.5	1.5	0.8	0.7
官公の雇用者	7.4	28.5	20.7	11.6	9.2	8.8	6.7	4.0	1.8	0.8	0.5
不詳	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(B) 昭和25年

従業上の地位	男						女								
	14—19	20—24	25—29	30—34	35—39	40—59	60≤	不詳	14—19	20—24	25—29	30—34	35—39	40—59	60≤
総数	12.2	15.4	32.7	31.3	8.4	0.0	16.9	17.7	31.4	26.9	7.0	0.0			
業主	0.9	3.8	28.0	51.5	15.7	0.0	1.8	5.5	37.4	44.5	10.6	0.1			
家族従業者	33.8	26.9	26.1	4.2	9.0	0.0	13.4	15.2	33.0	29.7	8.7	0.0			
雇用者	12.6	19.7	38.6	26.3	2.7	0.0	32.3	29.3	24.7	12.1	1.5	0.1			
不詳	14.3	17.1	31.4	28.6	11.4	0.0	18.5	14.8	33.3	22.2	7.4	0.0			

昭和25年は14歳以上人口で、10%抽出集計結果である。

割合は、各従業上の地位別総数を100.0とする年齢階級別割合。備考( )参照。

■ 昭和31年10月1日都道府県、男女別推計人口

都道府県	全 人 口			日 本 人 口		
	総 数	男	女	総 数	男	女
全 国	90,253,000	44,374,000	45,879,000	89,629,000	44,044,000	45,584,000
北 海 道	4,851,000	2,466,000	2,385,000	4,842,000	2,460,000	2,382,000
青 森 岩 宮	1,402,000	688,000	715,000	1,400,000	686,000	714,000
秋 山 形	1,444,000	707,000	738,000	1,422,000	706,000	716,000
山 福 芙 荷	1,748,000	856,000	892,000	1,741,000	851,000	890,000
城 島 城	1,360,000	665,000	694,000	1,359,000	665,000	694,000
田 岸 島	1,362,000	655,000	707,000	1,361,000	655,000	707,000
形 島 城	2,114,000	1,026,000	1,088,000	2,112,000	1,025,000	1,087,000
島 城 木	2,082,000	1,015,000	1,067,000	2,079,000	1,013,000	1,066,000
木 馬 玉	1,559,000	756,000	803,000	1,558,000	755,000	803,000
葉 京 川	1,625,000	787,000	838,000	1,623,000	786,000	837,000
川 渥 山	2,286,000	1,122,000	1,164,000	2,284,000	1,121,000	1,163,000
井 梨 野	2,225,000	1,100,000	1,125,000	2,218,000	1,096,000	1,122,000
梨 野 阪	8,195,000	4,201,000	3,993,000	8,128,000	4,163,000	3,966,000
阪 庫 良	2,968,000	1,494,000	1,474,000	2,945,000	1,482,000	1,464,000
良 山 取	2,493,000	1,205,000	1,287,000	2,492,000	1,205,000	1,287,000
取 根 岡	1,027,000	497,000	530,000	1,024,000	496,000	528,000
根 岡 佐	973,000	466,000	506,000	968,000	464,000	505,000
佐 々 木	759,000	366,000	393,000	751,000	362,000	389,000
木 梨 野	810,000	393,000	418,000	808,000	391,000	416,000
野 々 木	2,030,000	984,000	1,047,000	2,019,000	978,000	1,042,000
木 佐 々 木	1,595,000	780,000	816,000	1,583,000	773,000	810,000
佐 々 木 佐	2,681,000	1,315,000	1,365,000	2,672,000	1,310,000	1,362,000
木 佐 々 木 佐	3,824,000	1,858,000	1,965,000	3,772,000	1,835,000	1,937,000
佐 々 木 佐 々 木	1,495,000	723,000	772,000	1,485,000	718,000	767,000
佐 々 木 佐 々 木	857,000	412,000	445,000	848,000	407,000	441,000
佐 々 木 佐 々 木	1,950,000	952,000	998,000	1,918,000	935,000	983,000
佐 々 木 佐 々 木	4,696,000	2,332,000	2,363,000	4,574,000	2,268,000	2,306,000
佐 々 木 佐 々 木	3,662,000	1,794,000	1,869,000	3,600,000	1,760,000	1,839,000
佐 々 木 佐 々 木	779,000	379,000	400,000	774,000	376,000	398,000
佐 々 木 佐 々 木	1,013,000	493,000	519,000	1,010,000	492,000	518,000
佐 々 木 佐 々 木	619,000	299,000	319,000	618,000	298,000	318,000
佐 々 木 佐 々 木	932,000	458,000	474,000	924,000	454,000	470,000
佐 々 木 佐 々 木	1,700,000	822,000	878,000	1,690,000	816,000	874,000
佐 々 木 佐 々 木	2,167,000	1,054,000	1,112,000	2,153,000	1,047,000	1,106,000
佐 々 木 佐 々 木	1,624,000	799,000	825,000	1,600,000	786,000	813,000
佐 々 木 佐 々 木	882,000	429,000	453,000	882,000	429,000	453,000
佐 々 木 佐 々 木	950,000	460,000	490,000	950,000	459,000	490,000
佐 々 木 佐 々 木	1,552,000	755,000	798,000	1,548,000	753,000	795,000
佐 々 木 佐 々 木	886,000	431,000	455,000	885,000	430,000	455,000
佐 々 木 佐 々 木	3,905,000	1,917,000	1,987,000	3,868,000	1,897,000	1,971,000
佐 々 木 佐 々 木	983,000	475,000	508,000	978,000	472,000	506,000
佐 々 木 佐 々 木	1,772,000	872,000	900,000	1,760,000	864,000	896,000
佐 々 木 佐 々 木	1,915,000	926,000	990,000	1,907,000	921,000	986,000
佐 々 木 佐 々 木	1,286,000	622,000	664,000	1,281,000	618,000	663,000
佐 々 木 佐 々 木	1,153,000	567,000	586,000	1,152,000	567,000	585,000
佐 々 木 佐 々 木	2,064,000	1,000,000	1,064,000	2,064,000	1,000,000	1,064,000

備考 総理府統計局「昭和31年10月1日現在都道府県人口の推計」昭和32年3月による。

昭和30年10月1日国勢調査による都道府県、男女別人口を基準人口とし、これにその後の自然増加数及び転出入超過数を加減する方法で求めた推計人口。全人口は日本（行政権の及ばない地域を除く）にいる日本人及び外国人を含む総数。ただし、外国人のうち駐留軍及び国連軍関係者等は除く。また、日本人人口には、樺太、千島、沖縄及び小笠原在籍者を含んでいる。その他人口の性質、推計方法の詳細等については上記資料参照。

IV 國際人口統計 (4)

第1表 主要国別生命表 (1)  $q_x$

男

$x$	1) フランス 1950—51	2) 西ドイツ 1946—47	オランダ 1947—49	ベルギー 1946—49	デンマーク 1946—50	ノルウェー 1946—50	スウェーデン 1946—50	フィンランド 1950—51	3) ポルトガル 1949—52	ポーランド 1948
0	52.1	101.6	33.5	64.0	45.3	34.2	26.6	43.6	104.6	125.7
1	5.6	10.3	3.4	5.3	3.6	3.3	2.3	3.7	32.1	12.9
2	2.0	5.8	2.4	2.6	2.0	2.2	1.5	2.3	14.1	6.1
3	1.3	4.2	1.8	2.1	1.3	1.7	1.3	1.6	6.5	3.9
4	1.0	2.9	1.4	1.9	1.1	1.4	1.1	1.1	4.3	2.8
5—9	0.9	2.3	1.2	1.5	0.9	1.3	1.0	1.2	2.8	2.4
10—14	0.6	1.4	0.6	0.9	0.6	0.7	0.5	1.0	1.4	1.6
15—19	1.0	1.8	0.9	1.0	0.7	1.1	0.9	1.0	1.6	1.7
20—24	1.6	4.4	1.2	2.6	1.6	1.9	1.8	1.3	3.1	4.0
25—29	2.1	4.5	1.4	2.9	1.7	2.0	1.9	1.9	3.9	4.3
30—34	2.5	4.4	1.5	3.6	1.9	2.1	1.9	3.6	4.1	4.2
35—39	3.2	4.8	1.8	3.8	2.1	2.4	2.0	4.1	4.8	4.8
40—44	4.6	5.5	2.4	5.4	2.9	2.9	2.8	5.4	6.0	5.6
45—49	7.0	7.0	3.8	7.3	4.5	4.3	3.9	8.4	8.2	7.9
50—54	11.0	9.5	6.1	10.8	6.6	6.1	6.4	13.1	10.9	11.3
55—59	16.0	13.5	9.3	15.7	10.5	9.3	9.8	20.3	15.4	18.0
60—64	22.8	20.9	14.4	22.7	16.2	13.6	16.1	29.3	21.9	24.7
65—69	34.4	31.5	23.5	33.8	25.0	20.7	25.2	43.9	33.7	35.5
70—74	52.4	50.7	39.0	51.0	40.5	34.1	40.9	61.2	54.9	56.5
75—79	86.0	87.3	66.0	82.3	67.1	58.3	65.5	91.6	87.7	80.0
80—84	136.0	152.4	107.2	128.6	110.4	95.0	114.1	145.4	135.2	116.4
85—89	212.5	241.3	164.9	191.2	170.8	149.9	177.0	208.6	195.3	—

$x$	4) カナダ 1950—52	5) アメリカ合衆国 1949—51	アルゼンチン 1947	6) ブラジル 1949—51	タイ 1947—48	7) インド 1941—50	8) セイロン 1952	9) オーストラリア 1946—48	10) ニュージーランド 1950—52	11) 南アフリカ連邦 1945—47	
0	43.3	33.4	92.9	105.7	81.7	190.0	88.9	32.0	25.0	41.3	83.6
1	3.4	2.4	14.3	34.3		61.0	23.0	3.3	2.0	6.0	26.3
2	1.8	1.5	5.9	12.6		36.5		2.0	1.5	2.8	12.0
3	1.6	1.1	3.3	6.3	61.3	25.0	42.2	1.5	1.0	2.1	7.6
4	1.2	1.0	2.2	4.5		19.7		1.2	0.8	1.7	4.4
5—9	1.0	0.9	1.5	2.8	32.0	17.1	22.6	1.1	0.8	1.6	3.7
10—14	0.8	0.6	1.2	1.6	20.3	13.1	6.6	0.7	0.5	0.9	1.9
15—19	1.1	1.1	2.3	2.1	23.7	10.6	7.6	1.2	1.1	1.3	3.2
20—24	1.7	1.8	3.1	4.9	33.0	10.5	11.0	1.7	1.6	2.0	6.3
25—29	1.8	2.0	3.2	6.4	41.7	12.0	13.7	1.6	1.6	2.1	7.1
30—34	1.9	2.1	3.6	7.7	46.0	14.1	16.6	1.9	1.6	2.4	6.4
35—39	2.3	2.9	4.8	9.2	56.9	17.0	20.5	2.3	2.1	3.2	7.2
40—44	3.3	4.4	7.3	1.1	67.8	20.2	25.8	3.3	2.7	4.6	10.1
45—49	5.2	7.0	10.9	14.8	83.1	24.8	34.2	5.5	4.3	7.2	12.8
50—54	8.5	11.0	17.0	19.7	104.1	32.3	48.2	9.2	7.3	11.5	21.7
55—59	13.5	16.9	23.5	27.6	118.5	42.2	70.0	14.8	12.5	17.3	30.3
60—64	20.7	24.8	35.0	38.8	159.0	57.3	103.7	22.8	19.5	25.4	40.4
65—69	30.0	35.3	48.9	53.4	199.4	77.5	155.0	35.3	31.0	36.8	57.8
70—74	44.4	50.7	72.9	74.6	296.4	104.4	233.3	52.6	47.2	51.7	82.4
75—79	69.4	74.7	109.9	99.1		139.9	345.4	81.3	73.2	77.2	117.5
80—84	108.5	108.7	159.5	135.8	1,000.0	186.3	790.1	120.1	112.6	114.3	166.7
85—89	163.5	160.2	230.7	199.8		245.6	913.9	183.3	173.7	178.1	234.1

備考 (第1表 (1)  $q_x$ , (2)  $l_x$  に関するもの)

United Nations, Demographic Yearbook, 1952, 1953及び1954年版による。

1) ザールを除く。

第1表 (1)  $q_{\text{ss}}$ 

女

$x$	1) フランス 1950—51	2) 西ドイツ 1946—47	オランダ 1947—49	ベルギー 1946—49	デンマーク 1946—50	ノール ウエー ク 1946—50	スウェーデン 1946—50	フィン ラント 1950—51	3) ポルトガル 1949—52	ポーランド 1948
0	40.2	80.6	26.7	49.3	34.7	25.7	20.5	33.6	92.5	101.9
1	4.9	9.6	3.0	4.7	3.2	2.6	1.8	3.8	31.9	14.2
2	1.7	4.7	1.7	2.2	1.7	1.9	1.3	1.8	13.3	6.4
3	1.2	3.5	1.5	1.7	1.1	1.3	1.0	1.1	6.3	3.9
4	0.9	2.5	1.1	1.5	0.8	0.8	0.8	1.1	4.0	2.7
5—9	0.8	1.8	0.9	1.2	0.6	0.9	0.6	0.8	2.6	2.0
10—14	0.5	0.9	0.4	0.7	0.4	0.4	0.4	0.6	1.2	1.2
15—19	0.7	1.3	0.5	1.0	0.6	0.7	0.6	1.0	1.5	1.6
20—24	1.1	2.4	0.8	1.7	0.9	1.1	1.0	1.3	2.5	2.3
25—29	1.5	2.6	1.1	2.3	1.3	1.3	1.2	1.9	2.9	2.7
30—34	1.8	2.7	1.2	2.4	1.6	1.4	1.5	2.1	3.0	3.0
35—39	2.3	2.8	1.6	2.4	2.1	1.6	1.8	2.5	3.3	3.4
40—44	2.9	3.3	2.3	3.1	2.7	2.2	2.4	3.0	3.8	3.9
45—49	4.2	4.5	3.1	4.4	3.9	3.1	3.5	4.0	4.6	4.8
50—54	6.1	6.4	4.9	6.4	5.8	4.4	5.6	5.4	6.1	7.0
55—59	8.8	8.9	7.5	9.4	8.3	6.1	7.7	9.3	8.6	9.7
60—64	13.2	14.5	12.4	15.1	13.4	10.4	12.5	15.2	13.5	15.4
65—69	20.6	23.2	21.0	23.2	22.1	17.5	20.6	24.6	21.7	23.9
70—74	34.8	40.6	37.0	39.6	37.7	29.3	35.8	45.9	38.6	37.9
75—79	61.0	70.9	60.9	65.4	63.3	51.5	62.5	75.6	64.3	63.7
80—84	101.0	123.6	98.7	107.7	105.0	87.7	105.7	121.4	109.2	104.3
85—89	164.0	194.8	154.5	163.1	159.1	146.2	166.1	189.8	171.9	—

$x$	4) カナダ 1950—52	アメリカ合衆国 1949—51	アルゼンチン 1947	5) ブラジル 1949—51	タ	イ	イン	7) セイロン 1941—50	8) オーストラリア 1946—48	9) ニュージーランド 1950—52	6) 南アフリカ連邦 1945—47
0	34.2	25.9	79.3	88.2	77.0	175.0	73.0	25.2	20.0	32.9	76.2
1	3.0	2.2	13.9	34.9		80.4	28.5	3.0	2.1	4.8	25.7
2	1.5	1.3	5.8	13.2		49.0		1.5	1.1	2.8	13.6
3	1.1	1.0	3.2	6.2	{ 54.9	32.7	{ 50.8	1.1	0.8	2.3	7.5
4	0.9	0.8	2.0	4.5		24.6		0.9	0.6	1.3	5.7
5—9	0.8	0.7	1.3	2.8	30.1	20.6	25.5	0.8	0.5	1.3	5.1
10—14	0.5	0.4	1.2	1.2	18.3	13.1	7.2	0.5	0.3	0.8	2.1
15—19	0.7	0.6	2.3	2.7	20.3	8.4	12.4	0.6	0.5	1.0	4.7
20—24	0.9	0.9	2.9	4.2	30.6	7.8	21.7	0.9	0.7	1.3	7.6
25—29	1.1	1.1	3.4	5.8	38.8	11.4	25.9	1.3	0.9	1.8	8.0
30—34	1.3	1.5	3.3	6.0	43.1	16.7	28.2	1.7	1.1	2.0	7.5
35—39	1.8	2.0	4.1	6.3	49.3	21.4	28.1	2.1	1.5	2.7	9.8
40—44	2.6	3.0	5.2	6.8	54.6	24.3	28.7	2.8	2.1	3.7	11.6
45—49	3.9	4.5	6.7	8.8	58.4	27.4	32.1	4.1	3.5	5.5	13.1
50—54	5.6	6.6	10.1	11.5	71.0	31.3	41.8	6.4	5.5	8.1	20.1
55—59	8.3	9.7	13.9	15.5	89.1	37.5	59.8	9.1	8.5	11.3	30.8
60—64	13.1	14.6	22.0	22.0	123.3	50.0	93.2	13.6	13.2	15.7	41.2
65—69	20.4	21.8	33.1	30.5	161.9	66.5	149.5	21.3	20.2	23.7	58.5
70—74	33.1	34.8	53.8	44.9	242.2	88.2	237.5	36.1	32.8	36.6	81.9
75—79	55.7	56.6	80.4	66.8	{ 1,000.0	116.5	647.0	59.5	56.8	60.1	115.2
80—84	92.2	89.6	131.3	101.9	{ 1,000.0	153.1	913.9	100.3	93.3	90.3	162.4
85—89	146.4	136.9	223.2	152.2		201.2	—	158.2	151.8	144.5	228.4

2) 旧イギリス及びアメリカ地区、資料の信頼度は限定される。

3) 死亡数は外国人を除くが、率の算定は分母人口に外国人を含む。

第1表 主要国別生命表 (2)  $l_x$ 

男

$x$	イギリス 1952	1) 1950—51	2) 1946—47	西ドイツ 1947—49	オランダ 1946—49	ベルギー 1946—49	デンマーク 1946—50	ノールウェー 1946—50	スウェーデン 1946—50	フィンランド 1950—51	ポルトガル 1949—52	ボーラード 1948
0	10,000	10,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	10,000
1	9,691	9,479	89,840	96,654	93,597	95,466	96,582	97,337	95,639	89,536	8,743	
2	9,669	9,426	88,919	96,328	93,105	95,126	96,263	97,111	95,285	86,664	8,630	
3	9,656	9,407	88,401	96,097	92,863	94,935	96,047	96,961	95,065	85,443	8,577	
4	9,646	9,395	88,028	95,928	92,672	94,814	95,883	96,832	94,913	84,887	8,544	
5	9,639	9,386	87,770	95,791	92,493	94,708	95,747	96,728	94,805	84,524	8,520	
10	9,611	9,352	87,001	95,364	91,948	94,368	95,259	96,325	94,272	83,662	8,438	
15	9,587	9,319	86,391	95,039	91,518	94,081	94,903	96,028	93,880	83,112	8,373	
20	9,544	9,264	85,266	94,571	90,774	93,587	94,228	95,439	93,155	82,209	8,264	
25	9,480	9,180	83,270	93,984	89,501	92,826	93,326	94,549	91,863	80,768	8,092	
30	9,419	9,079	81,460	93,315	88,160	92,021	92,377	93,692	90,414	79,175	7,921	
35	9,345	8,955	79,638	92,572	86,632	91,148	91,356	92,773	88,711	77,456	7,747	
40	9,243	8,794	77,655	91,661	84,882	90,088	90,196	91,697	86,799	75,466	7,553	
45	9,094	8,554	75,396	90,309	82,421	88,591	88,673	90,280	83,945	72,907	7,312	
50	8,837	8,198	72,455	88,272	78,871	86,292	86,491	88,079	79,992	69,633	6,986	
55	8,390	7,679	68,586	85,054	73,887	82,925	83,365	84,672	73,850	65,378	6,516	
60	7,691	6,990	63,276	80,481	67,302	77,999	79,071	79,627	65,599	59,802	5,878	
65	6,703	6,094	55,844	73,675	58,723	70,740	72,839	72,189	54,872	52,379	5,093	
70	5,390	4,946	45,901	63,614	48,029	60,571	63,856	61,628	42,087	42,471	4,088	
75	3,857	3,534	33,039	49,640	34,943	46,708	51,362	47,690	28,634	29,950	2,896	
80	2,282	2,039	18,294	32,704	20,936	30,473	35,354	30,803	15,710	17,220	1,786	
85	974	827	6,622	16,225	9,198	14,767	19,190	14,729	6,420	7,229	—	

$x$	4) カナダ 1950—52	5) アメリカ 合衆国 1949—51	6) アルゼンチン 1947	7) ブラジル 1949—51	8) タイ 1947—48	9) インド 1941—50	10) セイロン 1952	11) オーストラリア 1946—48	12) ニュージーランド 1950—52	13) ヨーロッパ人 1945—47	14) 南アフリカ連邦 ヨーロッパ人 1945—47	
0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	142,759	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
1	95,675	96,661	90,713	89,434	91,830	115,635	91,114	96,801	97,501	95,873	91,639	
2	95,349	96,425	89,420	86,368	—	108,576	—	96,484	97,302	95,298	89,231	
3	95,177	96,279	88,891	85,277	—	104,616	89,016	96,294	97,156	95,031	88,161	
4	95,026	96,169	88,602	84,739	—	102,006	—	96,153	97,061	94,832	87,494	
5	94,914	96,077	88,407	84,357	86,196	100,000	85,256	96,037	96,979	94,676	87,107	
10	94,480	95,726	87,753	83,444	83,436	92,539	83,333	95,619	96,660	94,059	85,872	
15	94,083	95,366	87,226	82,773	81,742	87,138	82,781	95,216	96,332	93,612	84,930	
20	93,437	94,695	86,247	81,379	79,802	82,742	82,150	94,562	95,687	92,911	83,081	
25	92,586	93,791	84,929	79,116	77,170	78,258	81,243	93,754	94,898	91,937	80,263	
30	91,752	92,861	83,581	76,417	73,954	73,394	80,129	92,967	94,181	90,942	77,585	
35	90,824	91,760	82,081	73,279	70,553	67,968	78,797	92,036	93,348	89,728	75,106	
40	89,649	90,207	80,152	69,782	66,535	61,977	77,186	90,823	92,250	88,098	72,049	
45	87,877	87,819	77,275	65,542	62,025	55,512	75,192	88,959	90,803	85,710	68,147	
50	85,084	84,158	73,150	60,247	56,869	48,265	72,624	85,946	88,381	82,010	62,925	
55	80,762	78,781	67,157	53,818	50,948	40,139	69,121	81,216	84,435	78,545	55,328	
60	74,444	71,246	59,643	45,868	44,912	31,405	64,280	74,251	78,196	69,087	46,579	
65	65,815	61,566	49,910	36,596	37,773	22,456	57,617	64,639	69,427	59,417	36,622	
70	55,020	49,950	38,854	26,654	30,243	14,193	48,684	52,230	57,405	47,872	25,901	
75	41,835	36,756	26,618	17,273	21,278	7,579	37,328	37,738	42,955	34,951	15,678	
80	26,993	23,237	14,873	9,510	—	3,213	24,433	22,785	27,089	21,730	7,550	
85	13,510	11,750	5,677	3,983	—	993	5,129	10,530	13,139	10,320	2,597	

4) ユーコン及び北西部地域を除く。

5) 連邦地区。

6) ヨーロッパ人。

第1表 (2)  $t_x$ 

女

$x$	イギリス 1952	1) フランス 1950—51	2) 西ドイツ 1946—47	オランダ 1947—49	ベルギー 1946—49	デンマーク 1946—50	ノルウェー 1946—50	スウェーデン 1946—50	フィンランド 1950—51	3) ポルトガル 1949—52	ボランド 1948
0	10,000	10,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	10,000
1	9,757	9,598	91,938	97,327	95,073	96,530	97,434	97,947	96,643	90,749	8,981
2	9,741	9,551	91,059	97,032	94,626	96,222	97,179	97,772	96,280	87,853	8,853
3	9,731	9,535	90,627	96,869	94,419	96,055	96,995	97,650	96,109	86,685	8,797
4	9,724	9,524	90,310	96,729	94,255	95,947	96,870	97,549	96,002	86,141	8,763
5	9,718	9,515	90,087	96,625	94,116	95,868	96,793	97,473	95,901	85,801	8,739
10	9,698	9,488	89,519	96,342	93,692	95,652	96,499	97,236	95,561	84,981	8,672
15	9,681	9,464	89,093	96,123	93,332	95,452	96,271	96,998	95,243	84,483	8,617
20	9,656	9,425	88,308	95,815	92,753	95,100	95,853	96,622	94,767	83,688	8,536
25	9,619	9,365	87,210	95,380	91,913	94,587	95,285	96,040	94,005	82,557	8,431
30	9,572	9,290	86,060	94,848	90,920	93,947	94,642	95,399	93,110	81,335	8,313
35	9,515	9,197	84,885	94,165	89,847	93,132	93,950	94,655	92,043	80,077	8,183
40	9,437	9,081	83,634	93,321	88,636	92,090	93,103	93,684	90,852	78,712	8,036
45	9,319	8,931	82,071	92,114	87,056	90,740	91,916	92,420	89,347	77,118	7,869
50	9,140	8,712	79,979	90,377	84,865	88,681	90,264	90,530	87,327	75,153	7,650
55	8,868	8,407	77,038	87,801	81,681	85,835	87,940	87,732	84,284	72,550	7,350
60	8,466	7,979	72,945	83,924	77,173	81,700	84,590	83,637	79,819	68,920	6,928
65	7,860	7,371	66,813	77,776	70,410	75,210	79,362	77,384	72,824	63,411	6,310
70	6,944	6,473	57,563	68,173	60,735	65,499	71,216	67,910	62,083	55,222	5,460
75	5,630	5,169	44,147	53,989	47,208	51,585	58,861	53,829	46,775	42,986	4,275
80	3,899	3,486	27,509	36,408	31,048	34,641	42,222	36,008	28,680	28,495	2,848
85	2,042	1,787	12,193	18,927	15,439	17,607	23,784	18,000	13,030	13,755	—

$x$	4) カナダ 1950—52	アメリカ合衆国 1949—51	アルゼンチン 1947	5) ブラジル 1949—51	タイ 1947—48	インド 1941—50	7) インド 1952	セイロン 1952	8) オーストラリア 1946—48	9) ニュージーランド 1950—52	6) 南アフリカ連邦 1945—47 ヨーロッパ入 アジア人
0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	146,896	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
1	96,577	97,406	92,072	91,177	92,300	121,189	92,696	97,481	98,005	96,709	92,382
2	96,289	97,197	90,797	87,992	—	111,448	—	97,192	97,801	96,242	90,009
3	96,141	97,071	90,268	86,832	—	105,983	90,056	97,048	97,695	95,972	88,787
4	96,031	96,982	89,983	86,292	—	102,518	—	96,942	97,615	95,756	88,126
5	95,943	96,908	89,804	85,907	87,230	100,000	85,483	96,851	97,553	95,628	87,625
10	95,625	96,652	89,224	85,089	84,607	91,599	83,300	96,549	97,342	95,136	86,148
15	95,363	96,431	88,709	84,543	83,055	86,688	82,703	96,297	97,193	94,761	84,973
20	94,992	96,066	87,678	83,114	81,368	83,412	81,675	95,953	96,904	94,235	82,487
25	94,527	95,583	86,407	81,078	78,882	79,717	79,900	95,439	96,547	93,558	79,238
30	93,993	94,993	84,972	78,738	75,822	74,475	77,828	94,740	96,083	92,672	76,230
35	93,311	94,206	83,602	76,379	72,553	67,752	75,635	93,880	95,497	91,639	73,169
40	92,354	93,101	81,888	73,948	68,973	60,448	73,511	92,758	94,685	90,243	69,353
45	90,959	91,469	79,767	71,195	65,209	53,139	71,403	91,243	93,485	88,295	65,295
50	88,911	89,075	77,153	67,752	61,403	45,901	69,110	89,011	91,501	85,485	60,426
55	86,027	85,964	73,326	63,522	57,040	38,699	66,223	85,743	88,525	81,589	53,423
60	81,789	80,890	68,369	58,101	51,958	31,307	62,261	81,257	84,121	76,476	44,761
65	75,525	74,119	61,177	51,183	45,549	23,442	56,461	74,816	77,680	69,644	35,026
70	66,576	64,873	51,697	42,634	38,173	15,899	48,022	65,398	68,580	60,325	24,728
75	53,950	52,111	39,204	32,561	28,927	9,444	36,616	52,043	55,569	47,862	15,065
80	37,712	36,486	25,791	21,463	—	4,693	12,927	35,401	38,548	33,057	7,383
85	20,768	20,668	11,699	11,290	—	1,834	—	18,453	21,009	18,467	2,617

7) 1951年センサスにおける住民 294,749,000 の住む地域による資料、5歳未満及び60歳以上は推定。

8) 純血の原住民（1944年の推計47,000）を除く。

第1表 主要国別生命表 (3)  $\bar{e}_x$ 

男

$x$	イギリス 1953	フランス 1950—51	西ドイツ 1949—51	オランダ 1950—52	ベルギー 1946—49	デンマーク 1946—50	ノールウェー 1946—50	スウェーデン 1946—50	フィンランド 1946—50	ポルトガル 1949—52	オーストリア 1949—51	ボーランド 1948
0	67.30	63.6	64.6	70.6	62.0	67.8	69.25	69.04	58.59	55.52	61.9	55.6
1	68.36	66.1	67.8	71.6	65.3	70.0	70.70	69.92	61.09	60.98	65.9	62.5
2	67.50	65.4	67.1	70.8	64.6	69.2	69.93	69.09	60.47	61.99	65.3	62.4
3	66.58	64.6	66.2	69.9	63.8	68.3	69.09	68.19	59.68	61.87	64.5	61.7
4	65.65	63.6	65.4	69.0	62.9	67.4	68.20	67.28	58.85	61.27	63.6	61.0
5	64.70	62.7	64.5	68.1	62.0	66.5	67.30	66.35	57.97	60.53	62.7	60.2
10	59.87	57.9	59.8	63.4	57.4	61.7	62.63	61.62	53.44	56.13	58.0	55.7
15	55.01	53.1	55.0	58.5	52.6	56.9	57.86	56.80	48.77	51.48	53.3	51.1
20	50.22	48.4	50.3	53.7	48.0	52.2	53.25	52.14	44.40	47.02	48.7	46.8
25	45.50	43.8	45.8	49.0	43.7	47.6	48.74	47.60	40.35	42.81	44.2	42.7
30	40.78	39.3	41.3	44.3	39.3	43.0	44.22	43.02	36.30	38.62	39.7	38.6
35	36.06	34.8	36.8	39.6	35.0	38.4	39.68	38.42	32.16	34.42	35.2	34.4
40	31.41	30.4	32.3	34.9	30.6	33.8	35.16	33.84	28.02	30.26	30.7	30.2
45	26.86	26.2	27.9	30.3	26.5	29.3	30.72	29.33	24.01	26.23	26.4	26.1
50	22.54	22.2	23.8	25.9	22.5	25.1	26.43	24.99	20.28	22.35	22.3	22.2
55	18.61	18.5	19.9	21.7	18.9	21.0	22.32	20.89	16.85	18.63	18.6	18.6
60	15.03	15.1	16.2	17.8	15.5	17.1	18.39	17.05	13.75	15.12	15.1	15.3
65	11.92	11.9	12.8	14.1	12.3	13.6	14.74	13.53	11.03	11.90	12.0	12.3
70	9.23	9.1	9.8	10.9	9.5	10.4	11.43	10.40	8.65	9.06	9.3	9.8
75	6.96	6.7	7.3	8.1	7.1	7.8	8.58	7.68	6.63	6.78	6.9	7.7
80	5.16	4.8	5.2	5.8	5.2	5.6	6.30	5.50	4.98	4.97	5.1	5.9
85	3.72	3.4	3.7	4.1	3.8	3.9	4.55	3.89	3.66	3.64	3.7	—

$x$	カナダ 1950—52	アメリカ合衆国 1952 1) 白人	アルゼンチン 1947 その他	ブラジル 1949—51	チリー 1952	タイ 1947—48	インド 1941—50	セイロン 1952	オーストラリア 1946—48	ニュージーランド 1945—47 ヨーロッパ人	南ア連邦 1945—47 アジア人
0	66.33	66.6	59.1	56.9	49.80	49.84	48.69	32.45	57.6	66.07	68.29
1	68.33	67.6	61.4	61.7	54.65	56.83	52.00	39.00	62.2	67.25	69.03
2	67.56	—	—	61.6	55.57	57.19	—	40.50	62.6	66.47	68.17
3	66.68	—	—	61.0	55.28	—	—	41.02	—	65.60	67.27
4	65.79	—	—	60.2	54.63	—	—	41.05	—	64.70	66.33
5	64.86	64.0	58.0	59.3	53.87	55.64	51.27	40.86	62.3	63.77	65.39
10	60.15	59.2	53.3	54.7	49.44	51.39	47.87	38.97	58.7	59.04	60.60
15	55.39	54.4	48.5	50.0	44.82	46.90	43.81	36.24	54.1	54.28	55.79
20	50.76	49.7	44.0	45.6	40.54	42.67	39.81	33.03	49.5	49.64	51.15
25	46.20	45.2	39.7	41.3	36.62	38.74	36.08	29.78	45.0	45.04	46.56
30	41.60	40.5	35.6	36.9	32.82	34.79	32.53	26.58	40.6	40.40	41.89
35	37.00	35.9	31.4	32.5	29.12	30.92	28.97	23.50	36.3	35.79	37.24
40	32.45	31.4	27.5	28.2	25.45	27.25	25.56	20.53	32.0	31.23	32.65
45	28.05	27.1	23.8	24.2	21.93	23.79	22.23	17.63	27.7	26.83	28.13
50	23.88	23.0	20.4	20.4	18.63	20.36	19.00	14.89	23.6	22.67	23.83
55	20.02	19.3	17.5	17.0	15.55	17.08	15.91	12.39	19.7	18.84	19.82
60	16.49	15.9	15.0	13.8	12.80	13.99	12.69	10.13	16.0	15.36	16.19
65	13.31	13.0	12.8	11.1	10.40	11.36	9.59	8.18	12.5	12.25	12.90
70	10.41	10.3	11.1	8.5	8.34	9.07	6.34	6.51	9.3	9.55	10.05
75	7.89	8.0	9.3	6.4	6.55	7.40	2.94	5.13	6.4	7.23	7.57
80	5.84	6.1	8.0	4.6	4.94	5.50	—	3.99	3.4	5.36	5.55
85	4.27	4.8	6.8	3.7	3.57	4.45	—	3.06	2.0	3.84	3.89

備考 United Nations, Demographic Yearbook, 1955による。

1) 白人を除くすべてのもの。

第1表 (3) 女

女

x	イギリス 1953	フランス 1950—51	西ドイツ 1949—51	オランダ 1950—52	ベルギー 1946—49	デンマーク 1946—50	ノールウェー 1946—50	スウェーデン 1946—50	フィンランド 1946—50	ポルトガル 1949—52	オーストリア 1949—51	ポーランド 1948
0	72.44	69.3	68.5	72.9	67.3	70.1	72.65	71.58	65.87	60.50	67.0	62.5
1	73.19	71.2	71.0	73.5	69.7	71.7	73.56	72.08	67.97	65.64	70.1	67.4
2	72.33	70.6	70.3	72.7	69.1	70.9	72.75	71.20	67.37	66.79	69.4	67.4
3	71.40	69.7	69.9	71.8	68.2	70.0	71.89	70.29	66.58	66.69	68.6	66.8
4	70.46	68.8	68.5	70.9	67.3	69.1	70.98	69.36	65.72	66.10	67.8	66.1
5	69.51	67.8	67.6	70.0	66.4	68.1	70.03	68.42	64.82	65.36	66.9	65.3
10	64.64	63.0	62.8	65.1	61.7	63.3	65.24	63.58	60.18	60.97	62.2	60.7
15	59.75	58.2	58.0	60.2	56.9	58.4	60.39	58.73	55.48	56.32	57.3	56.1
20	54.88	53.4	53.2	55.4	52.3	53.6	55.64	53.95	51.02	51.83	52.6	51.6
25	50.06	48.7	48.6	50.5	47.7	48.9	50.96	49.26	46.69	47.50	48.0	47.2
30	45.28	44.1	43.9	45.7	43.2	44.2	46.29	44.57	42.36	43.18	43.4	42.9
35	40.55	39.5	39.3	41.0	38.7	39.6	41.61	39.90	37.98	38.82	38.8	38.5
40	35.86	35.0	34.7	36.3	34.2	35.0	36.96	35.29	33.59	34.45	34.2	34.2
45	31.29	30.5	30.1	31.6	29.8	30.5	32.41	30.73	29.20	30.11	29.7	29.8
50	26.84	26.2	25.8	27.1	25.5	26.1	27.95	26.32	24.88	25.83	25.4	25.6
55	22.57	22.1	21.5	22.8	21.4	21.9	23.62	22.08	20.74	21.66	21.3	21.6
60	18.49	18.1	17.5	18.6	17.5	17.9	19.45	18.03	16.79	17.66	17.3	17.7
65	14.70	14.4	13.7	14.7	13.9	14.2	15.55	14.27	13.17	13.96	13.6	14.2
70	11.31	11.1	10.4	11.3	10.7	10.9	12.03	10.89	10.04	10.64	10.4	11.0
75	8.35	8.2	7.7	8.4	8.0	8.1	8.99	8.04	7.47	7.92	7.7	8.3
80	6.00	5.9	5.6	6.1	5.8	5.9	6.51	5.76	5.42	5.65	5.6	6.2
85	4.17	4.2	4.0	4.3	4.2	4.2	4.64	4.11	3.93	4.12	4.1	—

x	カナダ 1950—52	アメリカ合衆国 1952 1)	アルゼンチン 白人	ブラジル その他	チリー 1947	タイ 1949—51	インド 1952	アイスラ 1947—48	セイロン 1941—50	セイロン 1952	ニュージー オーストラリア 1946—48	南ア連邦 1945—47 ヨーロッパ人 アジア人	
0	70.83	72.7	63.7	61.4	55.96	53.89	51.90	31.66	55.5	70.63	72.43	68.3	49.8
1	72.33	73.3	65.5	65.7	60.35	60.62	55.20	37.30	58.9	71.45	72.90	69.6	52.8
2	71.55	—	—	65.7	61.52	61.26	—	39.52	59.6	70.66	72.05	69.0	53.2
3	70.66	—	—	65.0	61.33	—	—	40.54	—	69.77	71.12	68.2	52.9
4	69.74	—	—	64.2	60.71	—	—	40.89	—	68.84	70.18	67.3	52.3
5	68.80	69.6	62.1	63.3	59.98	59.95	54.30	40.91	59.7	67.91	69.23	66.4	51.6
10	64.02	64.8	57.3	58.7	55.54	55.71	50.90	39.45	56.2	63.11	64.37	61.7	47.5
15	59.19	59.9	52.5	54.0	50.88	51.23	46.80	36.56	51.6	58.27	59.47	57.0	43.1
20	54.41	55.1	47.8	49.6	46.71	47.08	42.71	32.90	47.2	53.47	54.64	52.3	39.3
25	49.67	50.3	43.3	45.3	42.82	43.23	38.97	29.30	43.2	48.74	49.83	47.6	35.8
30	44.94	45.5	38.9	41.1	39.01	39.25	35.44	26.18	39.3	44.08	45.06	43.1	32.1
35	40.24	40.8	34.7	36.7	35.14	35.22	31.92	23.52	35.4	39.46	40.32	38.5	28.4
40	35.63	36.1	30.6	32.4	31.21	31.33	28.43	21.06	31.3	34.91	35.64	43.1	24.8
45	31.14	31.6	26.8	28.2	27.32	27.43	24.92	18.61	27.2	30.45	31.06	29.8	21.2
50	26.80	27.2	23.2	24.1	23.58	23.58	21.30	16.15	23.0	26.14	26.68	25.7	17.7
55	22.61	23.0	20.2	20.2	19.98	19.94	17.73	13.69	18.9	22.04	22.49	21.8	14.6
60	18.64	19.0	17.4	16.5	16.60	16.42	14.20	11.33	14.9	18.11	18.53	18.0	12.0
65	14.97	15.3	14.8	13.1	13.49	13.39	10.83	9.29	11.2	14.44	14.84	14.6	9.6
70	11.62	12.0	12.9	10.1	10.68	10.65	7.42	7.53	7.7	11.14	11.46	11.4	7.5
75	8.73	9.1	10.8	7.6	8.20	8.48	3.97	6.03	4.2	8.32	8.53	8.7	5.8
80	6.38	6.8	9.1	5.3	6.14	6.31	—	4.77	2.4	6.02	6.16	6.3	4.4
85	4.57	5.1	7.3	3.9	4.49	4.97	—	3.69	—	4.32	4.24	4.6	3.2

2) 1951年センサスにおける住民294,749,000の住む地域による資料、5歳未満及び60歳以上は推定。

3) 純血の原住民(1944年の推計47,000)を除く。

第2表 主要国別再生産率

年次	イングランド・ウェールズ	フランス	西ドイツ	オランダ	ベルギー	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
総 再 生 産 率									
1920	1.503	1.290	—	—	—	—	2) 1.679	1.551	—
1930	0.953	1.110	—	—	—	6) 1.069	5) 1.036	0.966	7) 1.167
1940	0.850	0.970	—	1.301	0.893	1.081	0.942	0.890	1.048
1945	0.992	1.120	—	1.429	1.051	1.435	1.179	1.257	1.483
1946	1.210	1.446	—	1.919	1.220	1.459	1.339	1.240	1.657
1947	1.307	1.465	0.976	1.791	1.195	1.403	1.276	1.210	1.685
1948	1.158	1.451	1.000	1.641	1.188	1.311	1.233	1.201	1.687
1949	1.098	1.449	1.038	1.560	1.158	1.249	1.209	1.152	1.615
1950	1.062	1.425	1.012	1.497	1.142	1.257	1.210	1.105	1.530
1951	1.045	1.350	0.998	1.533	1.110	1.208	1.181	1.067	1.466
1952	1.052	1.330	1.005	1.500	1.128	1.229	1.240	—	1.490
1953	—	—	—	1.462	—	1.252	—	—	—
純 再 生 産 率									
1920	1.265	0.980	—	4) 10) 1.41	—	—	2) 1.337	1.408	—
1930	0.857	0.930	—	6) 10) 1.27	—	6) 0.949	5) 0.890	0.878	7) 0.947
1940	0.788	0.820	—	1.181	0.748	0.987	0.858	0.812	0.868
1945	0.936	0.930	—	1.309	0.879	1.297	1.075	1.176	1.245
1946	1.138	1.265	—	1.758	1.022	1.319	1.221	1.161	1.486
1947	1.244	1.311	0.899	1.642	1.089	1.269	1.164	1.133	1.512
1948	1.107	1.331	0.922	1.504	1.084	1.187	1.126	1.124	1.514
1949	1.054	1.328	0.956	1.429	1.056	1.132	1.088	1.079	1.449
1950	1.017	1.323	0.933	1.417	1.041	1.140	1.107	1.058	1.379
1951	1.001	1.256	0.920	1.405	1.013	1.098	1.081	1.021	1.365
1952	1.009	1.249	0.927	1.421	1.029	1.119	1.174	—	1.387
1953	1.030	—	—	1.386	—	1.142	—	—	—
年次	ポルトガル	スイス	ユーゴスラヴィア	カナダ	アメリカ合衆国	タイ	セイロン	12) オーストラリア	ニュージーランド
総 再 生 産 率									
1920	—	—	—	—	—	—	—	1) 1.512	—
1930	—	—	—	1.596	1.253	—	—	1.254	—
1940	1.495	0.887	—	1.348	1.121	—	—	1.102	1.284
1945	1.604	1.269	—	1.455	1.236	—	—	1.337	1.421
1946	1.539	1.291	—	1.638	1.456	—	3.54	1.455	1.585
1947	1.519	1.274	—	1.748	1.618	1.653	—	1.493	1.684
1948	1.667	1.290	—	1.667	1.530	1.672	—	1.451	1.651
1949	1.548	1.255	1.996	1.666	1.522	1.906	—	1.457	1.623
1950	1.483	1.250	2.023	1.669	1.505	1.916	—	1.491	1.650
1951	1.488	1.214	2.049	1.669	1.591	2.028	9) 3.72	1.485	1.640
1952	—	1.250	2.075	1.765	—	—	3.66	1.547	1.717
1953	—	—	11) 1.983	—	—	—	—	—	1.696
純 再 生 産 率									
1920	—	—	—	—	—	—	3) 1.160	1) 1.313	—
1930	—	—	—	1.360	1.091	—	—	1.130	—
1940	1.090	0.795	—	1.206	1.027	—	—	1.017	1.195
1945	1.169	1.160	—	1.330	1.153	—	—	1.244	1.320
1946	1.123	1.180	—	—	1.368	—	8) 1.442	1.379	1.473
1947	1.108	1.166	—	—	1.529	1.233	—	1.416	1.567
1948	1.216	1.180	—	—	1.451	1.247	—	1.376	1.537
1949	1.129	1.150	1.430	—	1.446	1.425	—	1.382	1.511
1950	1.082	1.145	1.449	—	1.435	1.435	—	1.415	1.587
1951	1.086	1.112	1.468	—	1.519	1.513	—	1.409	1.578
1952	—	1.145	1.478	—	—	—	1.987	1.468	1.652
1953	—	—	11) 1.421	—	—	—	—	—	1.632

備考 United Nations, Demographic Yearbook, 1954による。

1) 1921年。 2) 1920—21年。 3) 1920—22年。 4) 1921—25年。 5) 1930—31年。

6) 1931年。 7) 1931—35年。 8) 1945—47年。 9) 1950—52年。 10) 推定。

11) 暫定推計。 12) 既婚婦人だけによる。 純再産率は、純再産率と近似の「置換率」で、これは5歳未満の女子人口が15—44歳の女子人口におきかわる度合いをはかる。

第3表 主要国別、女子の年齢別特殊出生率

母の年齢	1) イングラン ド・ウエーブルズ 1953	2) フランス 1954	3) 西ドイツ 1953	オランダ 1953	ベルギー 1953	デマート 1954	シタウエー 1953	ノール 1953	スウェーデン 1952	フィンランド 1953	ポルトガル 1954	イタリー 1951
全年齢	55.3	70.0	49.7	76.8	60.8	61.5	67.7	55.6	74.0	73.7	59.4	
15 >	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	—	0.0	0.0	0.1	0.0	
15—19	22.0	22.0	30.5	13.4	20.0	40.6	21.7	37.5	27.1	22.6	15.5	
20—24	134.6	151.7	123.3	99.1	126.3	161.8	130.2	126.9	155.7	127.6	100.2	
25—29	139.5	163.0	125.5	184.4	143.4	151.0	153.8	127.5	164.2	154.0	139.2	
30—34	89.0	111.8	82.2	161.2	100.2	93.0	117.3	87.4	124.2	126.4	116.8	
35—39	44.2	60.4	62.6	104.8	55.6	46.6	73.0	48.2	80.8	97.4	69.2	
40—44	13.0	20.6	11.8	42.5	18.7	14.4	29.3	16.3	34.9	45.0	29.4	
45≤	0.9	1.8	0.7	3.7	1.5	1.1	2.7	1.3	3.6	6.9	2.8	

母の年齢	スイス 1953	オーストリア 1953	4) ユーゴスラヴィア 1954	アラスカ 1950	5) カナダ 1953	6) アメリカ 1953	7) ポルトロコ 1950	チリ 1952	8) オーストラリア 1953	7,8) ニュージーランド 1954	9) ハワイ 1950
全年齢	59.0	49.8	92.3	119.1	98.8	85.7	135.0	100.8	82.9	90.6	98.8
15 >	0.0	0.1	0.2	0.3	0.2	0.9	0.4	1.3	0.1	0.2	0.8
15—19	13.3	32.8	39.3	109.2	52.3	85.6	99.2	64.9	38.6	25.1	57.9
20—24	105.7	121.7	196.7	267.4	210.0	221.2	279.7	188.5	194.2	212.1	200.6
25—29	150.0	117.3	192.0	207.7	207.7	181.4	260.3	192.4	193.2	234.6	195.5
30—34	110.9	83.2	135.7	130.5	154.9	111.4	200.0	164.5	124.5	149.7	125.8
35—39	58.7	42.4	81.5	83.3	88.1	56.0	143.1	111.6	65.5	77.1	64.4
40—44	19.0	15.1	36.3	24.3	31.1	15.1	53.1	59.5	20.2	23.4	17.3
45≤	1.6	1.3	9.3	5.7	2.8	1.0	11.7	15.9	1.4	2.9	1.0

備考 United Nations, Demographic Yearbook, 1955による。

- 1) 母の年齢は、子供の出生年から母の出生年をひいて得られたもの。
- 2) 片方または両親がオランダ国籍に登記されているならば、外国での出生を含めて算定。
- 3) 旧トリエステ自由領で1954年10月に編入された部分を含む現領土。
- 4) 暫定値、旧トリエステ自由領で1954年10月に編入されたコパー、ブジエを除く。
- 5) ヨーロッパ、北西部地域及びニュー・ファウンドランドを含まない。アメリカ合衆国に一時滞在のカナダ人の出生を含み、カナダに一時滞在のアメリカ人の出生を除いた率。
- 6) 50%サンプルによる出生数に基く率。
- 7) 純血の原住民（1944年の推計47,000）を除く。
- 8) 事件発生の年次によらず、登記の年次によるものと考える。